

# 福祉建設経済委員会記録

環境福祉経済委員会

委員長 田邊 学

- 1 日 時 令和5年6月20日(火) 開会： 10時00分 閉会： 15時52分  
水道局、病院局、福祉保健部  
令和5年6月21日(水) 開会： 10時00分 閉会： 18時44分  
経済部、建設部、都市政策部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 大田 敏司、河村 龍男、小林 隆司、笹井 琢、田中 陽三、田邊 学、  
中村 譲、萬谷 竹彦、森戸 芳史
- 4 事務局職員 西 優、起本一生
- 5 説明員  
吉本副市長  
水道局 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、山根浄水課長、中島  
料金担当課長  
病院局 桑田病院事業管理者、川崎病院局管理部長、田村光総合病院事務部長兼地  
域医療連携室長、小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部  
長、植本大和総合病院事務部次長兼業務課長、藤岡病院局経営企画課長、  
西村病院局経営企画課調整担当参与、田中光総合病院医事課長、佐古光総  
合病院総務課長、大濱光総合病院経理担当課長、原田介護老人保健施設事  
務部事務室事務係長  
福祉保健部 松村福祉保健部長、加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長、田中健康政策  
担当次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長、岡村福  
祉総務課長、安池高齢者支援課地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括  
支援センター所長兼西部地域包括センター所長、中本介護老人保健施設民営  
化準備室長、温品子ども家庭課長、和久子ども相談担当課長、山野井子ども  
家庭課保育指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課長、都野健康  
増進課健康対策担当参与兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室参与  
経済部 芳岡経済部長、西村経済部次長兼農林水産課長、弘中有害鳥獣対策担当課  
長兼有害鳥獣対策センター長、影土井地産地消担当課長、萬治商工振興課  
長、久山観光・シティプロモーション推進課長、太田農業委員会事務局長  
建設部 酒向建設部長、沖本建築担当次長兼建築住宅課長、秋友監理課長、山口道  
路河川課長  
都市政策部 松並都市政策部長、山本都市政策課長、山本都市政策課技術担当課長、邊  
見下水道課長、弥益下水道課下水道技術担当課長、坪根公共交通政策課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 報道2社、市民1名

## 1 水道局関係分

### (1) その他（所管事務調査）

報告：①令和4年度光市水道事業決算見込みについて

説 明：中西業務課長 ～別紙

## 質 疑

### ○小林委員

おはようございます。それでは、何点か御質問させていただきます。

まず1点目としましては、近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発をしていて、甚大な被害が発生しているというところは、皆さんの知るところでございます。本市においても、平成30年7月豪雨のときに市民の貴重な財産が失われることになりました。例えば、災害時においては、停電や断水をはじめ、ライフラインの供給がストップすることもございます。仮に本市において断水になった場合、どこにどれぐらいの給水所を設けるのかをお示してください。

### ○藤井工務課長

御質問にお答えいたします。

まず、給水所の開設につきましては、断水の規模や範囲、その時々状況により状況が異なりますので、明確にお示しすることはできませんが、例えば、コミュニティセンターであるとか、学校であるとか、地域ごとの主要な施設に開設することを想定しております。

また、大規模な災害が発生した場合は、本市が所属しております日本水道協会の中・四国中央本部、あるいは山口県支部といった地域ごとの枠組みの中で、相互の応援体制についての要項が定められておりますので、大規模な断水等により本市のみで対応が困難となった場合については、県内あるいは県外の水道事業体に応援要請をかけ、体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

### ○小林委員

分かりました。状況に応じて、いわゆる主要な施設、コミュニティセンターであるとか学校というところに給水所を設けるといふところと、光市内ではなかなか対応が難しいという場合においては県内外の水道事業所、そういうところと相互の応援の体制が確立できているというところで理解ができました。

次の質問でございますが、例えば、一般家庭のメーター周りで漏水があった場合、この場合というのは水道局の工務課まで連絡をして修理を行うことになっ

ておりますが、これは年間でどれぐらいの件数が起きているのかをお示しをください。

○藤井工務課長

件数の集計につきましては、修理場所ごとの集計をしておりませんので、本管修理を含む修理件数でお答えをさせていただけたらと思います。

令和4年度の修理件数につきましては180件となっております。

以上です。

○小林委員

すいません、経年の発生件数、これについてもお示しいただいてもよろしいでしょうか。

○藤井工務課長

集計結果につきましては10年前からの集計結果がありますので、ちょっと遡って御説明させていただきます。

10年前、平成25年につきましては452件の修理がございました。その後、26年では375件、27年には358件と、修理件数は減少傾向にございました。さらに減少が続きまして、令和に入りますと、令和元年では175件、令和2年では186件、令和3年では172件と、近年は微増・微減という形で推移をしております。

10年前と比べて半数以下にまで減少したことについては、配水管整備事業を積極的に行ってきた結果だろうと考えております。

以上です。

○小林委員

状況についてよく理解ができました。

あともう一つ、少し再質問があるんですが、休日に例えばじゃあ漏水があった場合の対応、そして、それらの漏水の原因、これについても少しお示しを頂いてもよろしいでしょうか。

○藤井工務課長

休日・深夜の対応につきましては、まず、委託先の職員が当直室で連絡を受けます。当直はその受けた内容をそのまま水道職員に伝え、水道職員は夜間・休日問わず、すぐさま現地へ確認に参ります。そこで緊急性がない場合につきましては、応急処置、二次災害防止の対策を施し、通常勤務時間内に対応いたしますが、緊急修理が必要だということになりましたら、待機しています業者のほうに連

絡をし、即時修理の対応を行います。

以上です。

○小林委員

休日あるいは深夜に漏水があった場合の対応についてというところはよく理解ができました。あともう一つ、漏水の原因というところ、ここについては、すいません、私が聞き漏らしたかもしれないんですけど、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○藤井工務課長

すいません、漏水の要因といたしましては、水道管は土に埋まっていますので、なかなか判明することが難しいというところが現実的にはございます。その中でも、例えば、車の振動や加重、また、あるいは土質による劣化・腐食、また、凍結等ございます。そういった様々な要因が考えられるんですけど、その中でも一番の要因としては時間経過による老朽化が最も多いのではなかろうかと考えております。

以上です。

○小林委員

分かりました。その要因というところも様々な要因がある中で、一番多いのが時間経過というところが主にはシュリンクしているというところで理解ができました。

発生件数とかを見ると微増・微減というところで、それは積極的に排水管の整備をされているということでもよく理解ができました。ですので、しっかりと同様な漏水があった場合には、あるいは同じぐらいの排水管の経年劣化のところについては、そこについてもぜひ積極的に対応のほうをお願いしたいというふうに思います。

あと、休日・深夜になった場合の対応についても、しっかりと指示命令系統もよくできていますし、非常によく分かりやすかったと思います。

それと、最後、職員の時間外勤務の申請、これはどのような方法で行っているのかというところを具体的にお示しをください。

○中西業務課長

職員の時間外命令の申請といった点についてお答えします。

職員の時間外命令につきましては所管の課長が行っておりまして、時間外勤務を行った職場の係長が時間外勤務命令簿に記載をしまして、翌日、所属課長が

確認するといった手続を取っております。また、休日・夜間の突発的に起こる事故に関しましては、この時間外勤務命令は担当課長へ当直から連絡がなされまして、必要に応じて担当課長より職員に出勤命令を行うといった手続を取っております。

なお、併せて申し上げますと、時間外勤務命令をする際、あと、時間外勤務命令簿を確認する際につきましては、労使で交わした三六協定の時間数を留意することとしております。

以上でございます。

#### ○小林委員

勤務外の時間外の申請のところについてしっかりと管理がなされているというところと、指示命令系統が明確になっているというところと、さらには三六協定というところもしっかりと理解をされているというところによく分かりました。

皆さん御存じだと思うんですが、本庁に勤務管理システムが新たに導入をされたというところで、これまでの申請業務の煩雑さ、こういうものが改善をされて一定の成果が出ているというふうな報告も伺っています。例えば、こういうものを水道局においても同様のシステムを導入することで職員の利便性向上、こういうものにもつながるかなと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

#### ○中西業務課長

先ほど申し上げました時間外勤務命令の手続につきましては、そういった時間外勤務命令簿、さらには休日の申請、こういったものを全て手書きで行っているのが現在の状況でございます。市のように勤怠システムを導入することで、これらの手続や手書きが簡略化されて勤務状況の把握も容易になると考えられますが、水道局につきましては、再任用職員も含めまして40名と少数で行っております。そのため、システムを導入することによります効果というのは限定的なのかなと考えているところでございます。

しかしながら、そういった職員が行う業務の効率化であったり、あとは利便性の向上といった点につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○小林委員

分かりました。スケールメリットとして40名だとなかなかきっちりとした利

益というか、インセンティブを享受できないというところも理解はできますし、その上でもしっかりと利便性向上というところにも取り組んでいただけたという前向きな御回答がございましたので、理解をいたしました。

私からは以上です。

○森戸委員

ちょっとお尋ねをしてみますが、給水スポットを地域づくり支援センターに設置をしてあると思いますが、使用されての反応とといいますか、利用状況とといいますか、それが分かれば教えていただけますか。

○中西業務課長

給水スポットについてのお尋ねについてお答えします。

まず、これを設置した目的というのを改めて確認させていただきますと、まずはマイボトルの利用促進によるペットボトルの削減、もう一つが水道水のおいしさを改めて感じてもらうための直接飲用度の向上、こういった2つの目的がございます。

今、地域づくり支援センターに今年の4月から設置しておりまして、その反響とといいますか、そういったものをはかる目安としましては、メーターを設置しておりまして、どのぐらい水量が使われたのかということで、今、2か月間で約1,000L使用がされています。これを例えば多めに見積もって1人当たり200ml使用したと考えますと、おおむね延べ5,000人ぐらいの方が利用されているのかなと考えております。

あと、併せて申し上げますと、マイボトルの利用が普及するまでの間は紙コップを備え付けておりますが、職員がその紙コップの補充を行う際であったり、あとは給水スポットの冷水器の清掃を行う際には、利用者と接する機会がありまして「とてもおいしいです」といった評価も頂いております。

以上でございます。

○森戸委員

具体的には、恐らく紙コップで使われる利用が結構多いんじゃないかなというふうに思うんですけど、水筒か何かに入れて、実際にはどんな感じですか、やっつけていらっしゃるんですか。見ているわけじゃないと思いますが、事務所の方が見ているとは思いますが、その辺はいかがですか。

○中西業務課長

申し訳ございません。実際、マイボトルを利用しながら利用されている方を拝

見たことはないんですが、紙コップの利用が大体5月末時点で640個、これがおおむね先ほど申し上げた200mlと換算しますと、引き算ですけど、大体500mlのマイボトルを利用したと考えれば1,700回の利用があったという、仮定で申し訳ないんですが、そういった状況でございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

ちゃんと見ていらっしゃるなというのがよく分かりました。

それと、こういった給水スポットの設置の動向といいますか、ホームページを見ると、東京とか広島とか、かなりの数を設置しているといいますか、そういう流れだと思いますが、これもペットボトルの削減というようなところだろうと思いますけれども、県内とかだところというスポットの設置というのはあるんですか。ほかの水道事業体といいますか、そういうところでは。

#### ○中西業務課長

給水スポットの設置状況ということで、我々もこの給水スポットを設置する際に、ほかのまちといいますか、ほかの事業体を研究したところでございますが、そのとき、県内の状況というところでは参考にするところがありませんでしたが、ただ、公表されていないだけで設置されているところはあるかもしれません。そういった状況でございます。

#### ○森戸委員

すばらしい取組だと思いますので、地道にといいいますか、やっていただけたらと思います。

それと、前から聞こうと思っていた点が一点あるんですけれども、十数年前に清山配水池を設置をしましたよね。十数年前でよかったですか。大手製鉄会社のステンタンクでやって、10億円かそこらぐらいかかったと思いますけれども、結局、清山配水池を設置したことで、どれぐらい供給の戸数が上がるといいますか、要は供給できる位置が高くなったと思いますけれども、その効果というのは相当、定住とか普及に大きな効果があったと思うんですけれども、その辺のところは何か分析をされていらっしゃいますでしょうか。

#### ○藤井工務課長

配水池設置後につきましては、地上式のタンクを設置しましたので、水圧が約1キロ弱上がりました。メートルにしますと約10m程度、上まで水が上がるという形になります。水圧の弱い地域で家庭に受水槽をつけていらっしゃった御家

庭等はまだ受水槽が必要でなく当時、順次撤去されていったというふうに把握をしております。ですので、当時、水圧が弱い地域の御家庭は水圧が上がり、効果が十分あったものと考えております。

以上です。

#### ○森戸委員

実際に上島田の地域でも、ちょっと高手のところですか、黒井というところがありますけれども、設置したことでもともと私的に引いていた水道管自体が耐えられなくなったので、寄附されて引いたか何かは分かりませんが、ポンプで上げていたと思うんですけれども、それ自体も上げる必要がなくなって非常に便利になったということなので、維持管理にしても相当楽になったのではないかなと思いますので、ぜひ一回、清山配水池をつくった効果なりを一回全体的に把握をしてみただけたらと思います。相当、それを設置したときにいろんな論議が起こったと思います。設置したことが高いとか安いとか、水道料金に影響したんじゃないとか、いろんな論議が当時あったと思いますので、その効果はある程度きちんとしたものをまとめておいていただけたらと思いますので、お願いをいたします。

以上で終わります。

#### ○河村委員

さっきの休日・夜間対応のところちょっとお尋ねするんですが、当直電話を受けて、それを職員に連絡して、職員が現地確認をすると、こういうふうに言われたんですが、ずっとそういう格好でやっていたわけ。水道修理センターというのが今も看板がたしかあったと思うんですが、そこが行きよったとかというんじゃないで、今は職員のほうが現地確認をして業者に作業指示をしているということなんです。

#### ○藤井工務課長

まず、職員が確認し、その後、業者に指示を出すという形でこれまでもやってきております。

以上です。

#### ○河村委員

いや、とすると、水道修理センターというのは今はもう必要ないというか、ない。



○藤井工務課長

水道修理センターはございます。まず、ちょっと線引きがございまして、水道一次側、メーターの一次側についてはうちの修理範囲になりますので、うちのほうが現地を確認し、どのように修理をするか、判断・対応するかを現地に行って職員が指示をいたします。メーター以降、二次側につきましては、直接業者のほうが現地に赴き、お客様と修理案件を相談しながら進めるという形になっておりますので、水道修理センターをはじめ、うちが待機している管工事組合の業者が現地に行くことは二次側については行ってもっております。

以上です。

○河村委員

市民の方というか、お客様は、一次側、二次側と言われたって分からんから、連絡電話しますよね。そうすると、それを受ければ必ず、一次側であろうが、二次側であろうが、水道局のほうが現地確認をして、それからお話をして、必要なものは修理業者に回すし、そうでない場合にはお客さんというか、市民の方から業者をお願いすると、そういう段取りでいいんですか。

○藤井工務課長

可能であればメーターを確認していただきます。回っているか回っていないかというのを連絡で確認をします。お客さんのほうがメーターの場所が分からない、どうしたらいいか分からない場合はまず職員が行きます。職員か業者かというところをしっかりと分けて対応しております。

以上です。

○河村委員

分かりました。分かりましたが、例えば、私のところでも、メーターはこの辺にあるとは思いますが、めったにはぐらんから、はぐるのだから大変な作業じゃないですか。それを普通の方が「おかしい。水が出んようになったが」というときにできるのかなど。もう一つは、水道修理センターというのは、何か変遷というか、役割が少し変わってきたんですか。その辺りも一緒に併せて説明を。

○宮崎水道事業管理者

お電話を頂きます。そうしたときに、宿直が「どこが漏れていますか」とまずはお聞きします。そうしたら、風呂の蛇口がとか、トイレがとかということになりますと、宿直のほうが「知り合いの業者さん、おられますか」というようなお話をさせていただきます。その後「いや、ないんです」ということになれば、

宿直のほうから待機をしております業者のほうに直接連絡をして、当然、宅内でございますので、個人の負担がございますという御説明をして、直接現地に行っていていただいて修理をしていただくというような現状で、課長が申しましたのは、メーターより道路側、こちらのほうは水道局の負担になりますので、確認をして、業者を直ちに行かせるのか、翌日行かせるのかというような指示をしております。

修理センターの変遷なんですけれども、修理センターというのはもともと管工事組合の修理部隊というようなものでございますので、修理センターと管工事組合は一体化しております。管工事組合の中で、特に修理センターの場合は日中の修理対応をやられると。管工事組合の業者さんについては、日中はほかの仕事等もございますので、修理センターが対応されると。夜間については業者さんの当番が待機をしておりますので、そちらのほうに行くというようなことで、この形は過去からの形態だろうというふうに認識をしております。

以上でございます。

#### ○田中委員

すいません、一点だけ、水道水のPRについてということでお聞きできたらと思うんですけど、新聞を以前見ていたら、下関の水道水は安全安心ということで、GLPの認定更新をしましたということで記事を見たんですけど、その点で、光市の水道局は今はどういうふうになっているのかという部分をまずはお聞きできたらと思います。

#### ○中西業務課長

PRとしての水道GLPということの質問に対してお答えします。

まず、GLPとは何ぞやということでお答えしますが、GLPとは水質検査について検査を行う職員の教育訓練であったり、あとは検査の正確さ、管理体制、検査機器の精度の確保、あとは記録保存、こういったものの要求項目が満たされているときに、日本水道協会が検査機関に対して認定するものでございます。

水道GLPにつきましては、国際規格でありますISOの要求事項を参考としておりますので、これを取得した検査機関につきましては、その後、公表する検査結果が高い信頼性があるといったことと、さらには、そこで勤務しております検査職員の高い技術力の裏づけでもあるといったことも言えると思います。そのため、水質の安全性の確保といった点ではPRできるツールの一つなのかなと考えております。

では、光市はどうなのかというところでございますが、光市につきましては、周南市と下松市で共同でやっております周南都市水道水質検査センターですが、

こちらの検査センターにつきましては、下関市さんが平成22年の6月に取得しておりますが、その2か月後の平成22年8月に水道GLPを取得しております。

あわせて、参考までに申し上げますと、県内で水道GLPを取得しております検査機関につきましては、山口県予防保健協会、こちらがありまして、県内では3事業者という、3機関ということになっております。

以上でございます。

#### ○田中委員

今のお話だと、下関の後に取得したということで、これ、下関が4年ごとの更新のときに3回目の更新ということで、これでも記事になっていて、ということは光市もちょうど更新時期で、同じような記事になっても、なる可能性もあったのではないかなというところもあって、今、さらさらっと県内3市ですというようなこともあったんですが、記事では全国でも147団体しかないというような表現もあって、意識が高いからもう当たり前のようにやられているんですけど、実はいろんなすごい取組をされているんだなとこの記事を見て思ったんですけど、改めてそういったこと、そしてまた、自然敬愛都市宣言をしている中で「母なる島田川」というフレーズもあって、一般質問でも涵養林のお話とかもありましたけど、とか、いわゆる伏流水を使っているのも全国で本当4%ぐらいしかないという、そういうもう私たちにとっては当たり前、私たちというか、議員だったら知っているのが当たり前なんですけど、市民の方たちはほとんど知らないという中で、いま一度、当たり前になっているところをもう一度、市民目線で豊かな自然、そして、海軍工廠のときからの歴史、そして、今の取組、安全安心に対する取組を含めてPRして、ぜひ市民にお届けしていただけたらと思います。また、道路のところも国道のところをきれいにされているじゃないですか。あそこ、フェンスのところへのぼり、のぼりというか、横断幕等をつけても目立つと思いますので、一般質問でも100年先の安全安心とかいうような、いいなと思うようなキャッチフレーズもありましたので、ぜひそういったことをもっと光市の豊かな水、自然についてもPRしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○委員長

以上ですか。

#### ○田中委員

以上です。

○大田委員

今、すごい光市のPRをするようにと言うた後にこういうことをお聞きするのも何かと思うんですが、今現在、送水管工事をされていて、このたび、林浄水から山陽本線をまたぐ感じで推進工事が出される予定だったと思うんですが、その現状とか工期とか工事内容をちょっと教えてもらいたいんですが。

○藤井工務課長

J R軌道下の工事概要といたしましては、まず、発進立て坑、そして到達立て坑の整備をいたします。工法は円形ライナープレートを使用した土留め工法で行います。立て坑ができた後にJ Rの軌道下の推進工事を行いますが、この推進工事につきましては小口径推進のパイプターン工法で施工いたします。さや管方式を採用し、800mmの鋼管をさや管として使用いたします。J Rの軌道下工事で実績もあり、安価であるため、この工法を選定いたしました。

その後、中に水道管を入れるわけですが、水道管につきましては、推進に最も適しているPN型ダクタイル鋳鉄管600mmを使用いたします。このPN型というのは型の名称でございまして、推進細管の中に入れるのに適している管ということになります。

工程といたしましては、発進到達立て坑を10月頃までに施工を行い、11月頃には推進工事を開始したいと、現在のところは考えております。思いといたしましては、1月に水道管を布設終了し、年度内にこの工事を完成したいというふうに現在考えております。

以上です。

○大田委員

まず立て坑をやって、それから800mmの小口径の推進管を入れて、その後、PN型の水道管を入れて、年度内に工事が完成ということだったと思うんですが、これは地中深く埋めるわけで、特殊な工事でありますから、近隣住民への対応が十分に必要だろうと思うんですが、これからその工事に対する近隣住民への対策というのはどのような予定をされているのかちょっと教えてもらいたいんですが。

○藤井工務課長

当然、何事もないように安全に施工を進めてまいります。直径3m、深さにして6.7m程度の掘削を行い、さらにはJ Rの起動下の推進工事を行いますので、周辺に与える影響をしっかりと把握する必要があると私どもも考えております。そのために、周辺にある、あそこは10軒のお宅がございまして、10軒の

お宅に対しまして工事損害調査を行い、影響管理を行うこととしております。  
以上でございます。

○大田委員

直径3mの立て坑をして、深さ6.7mのところを推進を今やるとかいうふうに言われたんですが、6.7m、上端ですか、下端ですか。

○藤井工務課長

道路アスファルト面から6.7m真下に穴を掘ります。  
以上でございます。

○大田委員

6.7m穴を掘って、その横、それから800の小口径の推進を掘れるということであつたら、地上から約6m、5m900から6mぐらいの地中の深さで掘るということで、私、結構浅いと思うんですが、それで地表に対する影響というのはあんまり考えられないんですか。

○藤井工務課長

JRの軌道、線路に影響がない深さを計算で導き出して、安全確認を行っておりますので、影響がないと考えております。  
以上です。

○大田委員

今、影響がないということなので、少しは安心したんですが、広島の高速道路でも20m下の二葉山ですか、高速道路の推進しているときに、その地表面が住宅に変化をもたらしたという新聞記事も載っておりましたので、十分にそのところは注意しながら工事を進めていってほしいと思います。

また、これが終わりましたらまた市道に対する送水管をやられると思うんです。そうすると、そこに通る交通止めが十分に考えられるんですが、そのような対策はどのようにされるのかお教え願いたいんですが。

○藤井工務課長

交通渋滞の緩和につきましては、お知らせをしっかりとしたいと考えております。工事の看板、予告看板等を設置し、近隣住民にはなりますが、回覧等、ビラ等も配布いたします。また、交通誘導員によって円滑な車の誘導、規制時間をしっかりと守って安全な施工に努めたいと考えています。

以上です。

○大田委員

それは、大きな道路に関しては片側交通とかなんかも考えられるんですが、推進管の林浄水場から線路を渡って推進管の出口のところに対しては道路が多分狭いと思うんです。あそこは完全なる交通止めになると思うんです。あそこは多分、近隣住民の人が通勤・通学に使っていると思うんですが、あそこは交通止めになると思うんですが、あそこは交通止めにならないんですか。

○藤井工務課長

今年度につきましては、一部道路は通行止めになりますが、住民の方の車の出入りには影響がないと考えております。

また、工事現場の近くではございますので、車の駐車場等は、土地を借りて、駐車場の仮スペースを設置し、相談もさせてもらおうと考えております。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。そういうふうにならぬように近隣住民の人に十分な配慮をして工事を行ってほしいと思うんですが、よろしくお願いします。

また、光市の島田川の伏流水を使用されておって大変おいしい水だという宣伝もされて、また、おいしいと思っておるんですが、いろんなところから環境問題というか、いろんな雑菌やらが入ってくると思うんです。水道水に適していない雑菌なんかいろいろ入ってくると思うんです。川に流れ込むと思うんです。伏流水じゃからあんまり関係ないといえば関係ないかも分かりませんが、やっぱりそのところはちょっと不安になると思うんです。そのような水が混じり込むような検査というのは現在行われておられるのか、行われていないのか。また、もし行われているとしたら、どのようにして行われているのかお教えいただきたいんですが。

○中西業務課長

水質の検査という観点でお答えいたします。

水質検査につきましては、工場からの排水に含まれております金属であったり、あとは有機化合物などが水質基準であったり、あとは水質管理目標設定項目に設定されておまして、こちらにつきましては、環境省が定めております排水基準よりもさらに厳しいものが水質基準では定められておりますので、水質の安全性、蛇口から出る水の安全性といった観点でございますと担保されている

のかなと考えております。

以上でございます。

○大田委員

いや、それは当然、伏流水で林浄水に行って、そこで殺菌されて、我々が飲む水というのは当然安心安全が担保されているというのは、それは確信しておりますが、要するに工業排水とかいろいろな有機材が入ってくると、そうしたら当然、そこにはいろいろな水質汚染が出てくると思いますが、その監視というのはどのようにされているかちょっとお聞きしたいんですが。

○中西業務課長

水道事業ビジョンの中で水安全計画というものがございまして、その中で林浄水場は比較的、島田川でも下流に位置しておりますので、上流域のそういった排水を出す可能性がある事業所などにつきましては押さえております。

連絡体制につきましては、島田川にそういったものが流出しましたといった連絡をその他の行政機関が連絡を受けて、当然我々にも連絡が入るようになりますので、そういった状況、水質を見ながら我々もどうするのかと、どの地点で起きて、時間的にどのぐらいで浄水場まで到達するのかといったものを考えながらその後の判断をするといった流れになると思います。

以上でございます。

○大田委員

そうなる、常時、監視をするということではなくて、連絡があったときにそこに対応するという解釈でよろしいんですか。

○中西業務課長

言われるとおり、常時監視といったものは、濁度などは浄水場のほうでできているんですが、多くの物質は、リアルタイムで測定というものはできませんので、先ほど申し上げました水安全計画の中では、水源から蛇口までの水の安全の確保という観点で、こういった事故とか、水質事故とか、これらが起きたときにこういったリスクがあるのかというのをまず抽出して、そういったことが起きたときにこういった管理措置をするのかといったものを定めております。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。飲み水の安心安全のための措置をしてから住宅に配るのを安

心するためにやっておられるということで理解しました。  
終わります。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・



## 2 病院局関係分

### (1) その他（所管事務調査）

報告：①令和4年度光市病院事業等決算見込みについて

説明：藤岡病院局経営企画課長 ～別紙

### 質 疑

#### ○小林委員

それでは、何点か御質問させていただきます。

まず1点目としましては、これまでも医師確保に向けて、例えば、同僚議員の質問の中で、山口大学の腫瘍学教室に対する医師派遣の要請、あるいは、泌尿器科及び眼科の全国の医学誌、こういうものを始めて様々な取組を進めてこられました。現在、実際にリクルートをかけている医師の数というところと専門分野、こちらは光総合病院、大和総合病院、それぞれでお示しをください。

#### ○佐古光総合病院総務課長

光総合病院は、山口大学医学部附属病院の関連病院となりますことから、山口大学の医局に対して医師の派遣要請を行っているところですが、全国自治体病院協議会や病院のホームページにおきましては、総合診療科1名、神経内科1名の医師の募集を行っております。

以上でございます。

#### ○植本大和総合病院事務部次長

大和総合病院におきましては、従前から当院のホームページをはじめ、インターネットを通じた求人掲載、人材あっせん会社からの紹介など、取り組んでいるところがございます。募集をかけております医師の具体的な人数はお示ししておりませんが、当院の思いとしては二、三名というふうに考えております。

専門分野につきましては、当院では慢性期中心の医療を提供しておりますことから、主に内科や総合診療科としております。

以上でございます。

#### ○小林委員

光総合病院と大和総合病院のそれぞれの状況というところがよく分かりました。私も少し医師募集というところにフォーカスを当てて、例えば、ほかの病院ではどういう募集をかけているのかなというのを少し調べてみました。一つ、事例としましては、徳山中央病院のホームページというところを少し見させてい

ただいて、いわゆる臨床研修医の募集、こういうページがございまして、そこには、徳中が選ばれる4つの要因としては、県内トップクラスの症例数と実績、救急に強いサポート、万全なプログラム、マンツーマンの指導体制、こういうものが掲載されていまして、さらには、研修医とか指導医のこういうインタビューも特集がされておりました。それに加えて、「密着！研修医の一日」というところでいくと、研修医がどんな一日を過ごして、どんな思いで臨んでいるのかというところも容易に分かることがありますし、そのほかにも様々な有用な情報が掲載をされておりました。このホームページを見た医療従事者は、徳山中央病院で働きたいと思うとも少し感じました。

光総合病院のホームページにおきましても、非常にシンプルかつ見やすいデザインというふうになっておりますが、ぜひ、光総合病院のよさというところをより多くの人に伝えるためにも、今少し御紹介したようなホームページの刷新というところも必要と考えておりますが、見解のほうをお示しをください。

#### ○佐古光総合病院総務課長

光総合病院は、徳山中央病院のように臨床研修病院ではございませんので、臨床研修医向けのホームページというものを作成する予定はございませんが、現在の光総合病院のホームページは平成26年4月公開となっており、公開から約10年が経過しております。また、医療従事者募集という観点から申しますと、委員の言われますとおり、病院のよさをより多くの人に伝える必要を感じておりますことから、ホームページのリニューアルを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○小林委員

分かりました。少し一例として臨床研修医の募集というところで紹介をさせていただきましたので、ぜひ、こういうところも一度、ホームページを見ていただいて、いろんな要素を吸収していただきたいなというふうに思います。

それと、再度の質問ですが、光総合病院においては新型コロナウイルス感染防止のために、病院見学、そしてインターンシップの受入れ、これを中止していたとお聞きしていますが、現在の状況というところをお示しをください。

#### ○佐古光総合病院総務課長

新型コロナウイルス感染症の流行により外部からの受入れを中止しておりましたが、感染状況を確認しながら、現在は実習の受入れを再開しております。病院見学やインターンシップ希望者につきましては、中止期間中には病院のパン

フレットを送付する等対応しておりましたが、7月からの再開に向けて準備を進めているところでございます。準備が整い次第、ホームページ等でお知らせをする予定としております。

以上でございます。

○小林委員

状況がよく分かりました。

次の質問ですが、光総合病院における病院見学というところは対面で行っているというふうに認識をしておるんですが、例えば、医療従事者からの様々なニーズに応えるためにも、例えばウェブでの病院見学、こういうことも検討の一つだというふうに考えますが、見解のほうをお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

病院見学につきましては、実際に希望の見学場所を聞き、見学をしていただいております。また、実際に働いている場面も見ていただきたいことから、ウェブでの見学は考えておりませんが、ホームページを活用し、院内の情報発信を今後は行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

理解しました。コロナもあってなかなか見学をできないというような期間も多分あったというふうに認識をしておりますので、ぜひそういうような工夫のほうもよろしく願いいたします。

もう一つ、今、光総合病院においてはブランクがあつて職場復帰を考えている潜在看護師を対象に再チャレンジ研修を行っているというふうに伺っておりますが、この利用実績というところについてもお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

チャレンジ研修の実績でございますが、平成24年度が2名、平成25年度が1名、平成26年度が1名、平成29年度が1名、平成30年度が1名、令和3年度、4年度に1名ずつ希望がありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、受入れを行っておりません。

以上でございます。

○小林委員

現状がよく分かりました。非常に職場復帰を考えている潜在的な看護師を対

象とした再チャレンジ研修というところ、ホームページ等でいろいろ見させていただいて、非常によい取組だなというふうに思いました。利用実績についても一定数、利用実績があるということもございますので、しっかりとこういうところも周知をしていただいて、ぜひ引き続きお願いしたいというところがございます。

参考までに、この研修を受講された方、実際にどれぐらいの人数の人が採用に至ったのか、こういうところについてもお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

再チャレンジ研修につきましては、県の看護協会の事業ということになりますので詳細は分かりませんが、平成29年度に当院で研修を受けられた方は当院のほうに就職をしております。

以上でございます。

○小林委員

状況がよく分かりました。私からは以上でございます。

○河村委員

それでは、先般、ドクターヘリを利用する機会があったというふうに聞いておるんですが、手間取ったというような話も聞こえるんですが、何か状況について説明していただけますか。

○佐古光総合病院総務課長

ドクターヘリ運航について手間取ったという御質問でございますが、何件か実際にドクターヘリ到着までに時間がかかったという事例はございます。病院の準備として手間取ったということはないようですが、患者さんが実際病院までに到着する時間、診療所で見られた患者さんが実際うちの光総合病院を經由して行かれるとか、そういった場合には多少時間がかかることがあります。直接、光総合病院で受診されました患者様がドクターヘリで行かれる場合は、特別長い時間がかかったということはありません。

以上でございます。

○河村委員

当初ちょっとどうかなと思ったことが、通常、ドクターヘリの発着場というのは屋上に設ける、どんなところ、いろいろなところを見ても。しかし、うちの場合、入り口のところへ確保されたわけですが、当然、そのヘリコプターが出入り

する中で、周辺に車があったりすると邪魔になったりするケースもあろうかと思うんですが、あそこヘドクターヘリの発着場をつくったというのは何か得があるんですか。

○藤岡病院局経営企画課長

設置時の建築時の話ですので、管理部のほうから、私のほうからお答えをさせていただこうと思いますが、当初、委員おっしゃるように、設置場所の一つとして屋上というのも検討に上がったというふうには伺っております。しかしながら、設備等の関係で、屋上に設置すると、詳細な見積り等は持ち合わせておりませんが、億単位の追加費用が発生するということが早い段階で分かったため断念をしたということでお聞きをしております。

以上でございます。

○河村委員

それは、当初から計画しておればそうでもなかったけれども、追加になったからそういう費用がかかるという解釈なんです。よう体育館なんかでバスケットのゴールを当初に設置すればそんな大した金額変わらんのやけれども、後から後づけにすると大きな金額がかかったりするんです。だから、当初から建物を建てるときに屋上にヘリポートをつくるということであれば安かったのか。その辺はどうだったんですか。

○藤岡病院局経営企画課長

大変申し訳ありません。どのタイミングでのということまでは確認ができておりませんが、しかしながら、当初、ヘリポートの設置そのものがまず不可欠なものというところで入り口としてなかったというふうに聞いております。なので、例えば、委員が一つ、一点を挙げられたように、当初設計になくて、途中段階で検討されたということもひょっとしたらあったのかもしれませんが、繰り返しになりますけれども、設置するということでは億単位かかるというような、このタイミングについては、すいません、私のほうでは持ち合わせておりません。

以上でございます。

○桑田病院事業管理者

すいません、建てた当時の院長だったもので、お答えいたします。

まず、屋上にヘリポートをつくるという場合は、当初から何億円以上かかるということはもう言われていましたので。一つは、4階建てのやつに屋上にやった

場合、周辺とのいわゆるダウンウォッシュといいますか、風がなってくるのはどうかとか、その辺も全部考えなくちゃいけないのが一つでありましたので、それで目の前の駐車場の場所を大体、その場合は大体普通2方向から入れるような感じで空けていないといけないんですけれども、それが十分あるだろうということで駐車場のほうにしました。

#### ○河村委員

事情は分かりますが、通常、今頃は耐震とかいろんな工事が一緒にセットですから、そんなものがあってもおかしくはないんじゃないかなとは思いましたが、もう終わったことですから、そのことを蒸し返そうという気はありませんので。

それで、館内放送で、周辺の駐車、車が止まっていることについて何度もあったという話なんですけど、そういうふうにしていかなければいけないんですか。状況的にもうちょっと周りまで含めてそういった駐車状況を確保するとか、その辺りのところはどんなんですか。

#### ○桑田病院事業管理者

結局、全部の駐車場のことを対象じゃなくて、すぐ横にある駐車場、あそここのところで、それも遠くのほうはないんですけど、ヘリポートの横に止まっておる場合、風によって石が飛んだりするんです。そうすると車を傷つけてしまうので、それで移動をお願いしますということでやっておりますけど、なかなか院内で放送しても該当者がいないことが重なりまして時間がかかったことは確かです。それと、あとは入場するときに、その横のところの道路、それから、その前の道路のところですけど、そここのところの来ると分かれば制限するようにしていますので、そういうことも全部加わって、3回ぐらいあったんですけど、それが加わってそういうことで遅くなったことはあります。

あと一つは、これは駐車場のほうはオーケーだったんですけど、なかなかタイミングが合わなくて、患者さんとそれが来るといって、いわゆるランデブーポイントなんですけど、それがきれいに時間的に合わなくてなかなか来れなくてということがありましたので、遅くなった事例もあります。

以上です。

#### ○河村委員

おっしゃることはよく分かるんですけど、いつ何どき起こることか分からないじゃないですか。とすると、ふだんから支障になるような位置に車が止まらないというのはもう絶対条件になってくるので、ふだんからバリケードとかを含めて、そういう車両が止まらない、安全にいつ何どきでもヘリコプターが出入りで

きるというような体制づくりというのをぜひお願いをしておきたいと思います。

それから、これも当初から気になっちゃったんですが、川園線というんですか、今のイオンのほうから入ってくる道になるわけですが、今、県のお力もお借りして進めておるわけですが、病院の取付けまで入るんでしょう。（発言する者あり）え。（発言する者あり）川園線というのは病院に入るんじゃないんかね。じゃない。（発言する者あり）違うなら違うって。（発言する者あり）質問よ。

○委員長

川園線は病院のところじゃないということで。

○河村委員

じゃないんかね。

○委員長

はい。管轄じゃない。だから……

○河村委員

そういう意味なら別にええんですが、要は、川園線を整備をする中で、病院から今出入りをするようにつくらにゃいけんわけですが、最初に病院をつくったときに何でそういうところまで、取付けまでできないのか、それがどうも不思議でしょうがないんです。もう病院の駐車場をきれいにみんな整備して、もし道路が入ってくるようになったら、またそこで工事が必要になってくるわけです。その辺りのところはどういうふうにお考えなんです。

○藤岡病院局経営企画課長

建設当時のお話ということで私のほうからまたちょっとお答えをさせていただきますが、道路整備については建設部が所管というところではございます。実際、川園線が今後どうなるかというところで、所管である建設部から、建設時においても具体的なそういった指示とございますか、協議というところでは行われておりません。話は特段は聞いておりませんので、病院局のほうで単独で道路整備等々を行う、こちら主導でということは考えておりませんが、先ほど言いました所管である建設部のほうからそういったお話があれば、病院局として協力できる部分があれば協力はしていきたいというふうには考えておりますが、現在のところ、病院局のほうで独自に考えておるということは持ち合わせておりません。

以上でございます。

○河村委員

市民の目から見たら、病院であろうが市役所であろうが一緒なんです。結果として、そこへ二重投資が起きるようなことは避けたい。現行、たしか都市計画に打っちゃったと思う。都市計画が打っちゃるということはそこへは道路ができるんだから、ある程度は予測が当然つく話で、あれは、後で道路工事をやる時にはうちは関係ないからという話じゃあ私はないというふうに思っているんですが、これも終わったというか、駐車場がもうできた後なので今さらというのはあるかも分かりませんが、そのくらいのことは分かっちゃよる話なので、きっちり事前に整理をしてほしいと。特に予定地に下側のガス会社との間にたしか擁壁までくっついちゃよる、今は。そんなことになったら、それをまた撤去するのにお金がかかるわけです。それは市役所の話じゃということじゃない。市立病院なんじゃから、そんなことも含めた状態で考えていただきたいと。

もう一つ、これは先般、市民からの苦情があったんですが、大和病院の入院者じゃったんですけど、居心地が悪かった。表現が難しいね。居心地が悪かった。入院されている中で、コロナの間でしたから状況がある程度やむを得ない状況もあったんだと思うんですが、例えば、トイレ出入りする中で、ペーパータオルであるとかそういったものが設置がなかったと。何回も苦情を言う中で、最終的にはタオルが設置されたという話を聞いたんですが、そういった類いの衛生管理というのは、病院の機能評価というようなものとは全く関係ないんですか。実際に機能評価の中で立入調査があるのかというのを承知しておりませんので、そういった衛生管理についての機能評価みたいなものはどのようにされているのか。

○植本大和総合病院事務部次長

一応、機能評価の調査表には、トイレの清潔性に配慮されているという項目等がございます。それで、ただ、機能評価は現在、当院は受けていない状況となっております。

○河村委員

今、大和病院は機能評価は受けていない。

○植本大和総合病院事務部次長

受けておりません。

○河村委員



分かりました。ただ、機能評価を一つの引き合いに出したんですが、私が言いたいのは、要は衛生面で今、入院患者、一般の、今はずっと見舞いに来るっちゅうのはなかったんでしょから、そういった中で、トイレのタオルとか今のペーパータオルというのは何もなかったという状態が続いていたということなんです、それはそうじゃったんですか。

#### ○植本大和総合病院事務部次長

私も当該の病棟にも確認をいたしました。確かに患者様から御指摘を頂きまして、もともとペーパータオルのボックス等がちょっと不備なところがありまして、ボックス自体をやり替えるとか、そこら辺も事態が生じたことから一応対応は速やかな対応に努めたつもりなんですけど、そもそもそういったボックスを買う、購入とか設置とかにも多少時間がかかりましたことから、患者様も時間がかかったということを申されましたとっておきまして、こちらとしては速やかな対応をさせていただいたというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

まず、日数がかかったというのが一つね。もう一つは、そういう話をしたときに、当然、看護師、あるいは看護師長、あるいは事務方というような形で伝わっていくわけですが、通常は衛生面で私ならすぐ必要だと思うから当然患者にもそういう話をして手配をしていくんですが、全くそういう返事じゃなかった。衛生面についてですよ。だから、いろんな苦情はあるんです。入院しちよるんじやから、本人の言い分っちゅうのは、それを一々聞く気は全くないんです。だけど、そういう衛生面について言うたら絶対じゃないですか。そういう苦情があったときの対応の仕方がそうなら悪いということになる。苦情があったときにどういふ処理をしたんかという問題があるじゃないですか。だから、そこがスムーズに行っていなかったということになるでしょう。御本人は実名まで上げていろいろ苦情を言われたんで、もうちょっと真剣に苦情についての処理の仕方というのは考えていただきたいと思います。これ以上言いませんから、お願いします。以上です。

#### ○森戸委員

何点かお尋ねしますが、何月だったですか、病院自体が、光総合病院のほうか停電をしたということがあったと思いますが、その原因と対策をどのように取ってきたのか、その辺のところをもう一度お願いいたします。

○大濱光総合病院経理担当課長

病院の停電について御報告いたします。

3月26日の22時42分に本院において停電が発生し、同22時43分頃に波及事故として、当院の停電が原因で、周辺の電気を使っているところに対して同じように停電が起こる、こういったことが起こりました。450戸あたりが停電になったというふうに聞いております。

停電の原因なのですが、病院と電柱を結ぶケーブル部分に裂傷が発生し、電力線が毀損したことによるものです。これにより波及事故が起こったというふうに今調査結果で考えています。

この事故を防ぐことができなかつたのかということですが、ケーブルの裂傷については後々詳しい調査をしてみたんですけど、ケーブルが水につかる環境の中で、ケーブルの絶縁自体が劣化し、地絡事故といって放電するようなものにつながったというふうな報告を受けております。

当院については、当然、1年点検をして電気設備等も確認をしているところなんですけど、今回の電圧事故については高圧電力に関するもので、そういったものについては病院自体を半日停電させて点検をしなければならないようなものでありまして、そういう調査については、経済産業省より、信頼性が高い機器については、3年に一回でいいよというような通達を受けていたため、その認識が事故につながった原因と考えています。

しかしながら、停電が発生してから復旧するまでの作業については、大変緊張が強られる中で、それぞれの職員が応分の責任を果たしたので、賛否はあると思いますが、被害を最小限に努めることはできたのではないかと考えております。

一方で、日々の点検業務については、このたびのことで電気機器の信頼性は失われたと言わざるを得ず、今後は停電を行う検査についても年1回やっていく必要があるのではないかとというふうに今協議しているところです。

以上です。

○森戸委員

以前に少し報告は頂いたんですけど、実際の停電した時間というのはさっき少しの間だったようなところだったんですけど、どのぐらいの時間だったんですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

当日の停電の状況について、それでは、簡単にですが、説明いたします。

先ほど申しましたけど、22時42分に停電が発生しました。このとき、制御盤が

ショートしたことで自家発電装置が稼働しないような状況になっていました。

23時のときに状況を確認したところ、病院の機能がきちんと果たせない。例えば、心電図とか、心電図のモニターとか、輸液ポンプ等が充電切れであるとか、給水ができない、電子カルテも使用できない、透析水の作成ができない、そういうような状況でございました。それを受けて、23時54分に救急外来の受入れを停止しました。

そうした中で、零時10分なんですけど、非常用回路が給電、手動なんですけど、非常用電源が給電できるようになったので、以降は病院機能が少しずつ回復していった次第です。

完全に復活をしたのは翌日の20時30分なんですけど、それまでに病院の中で対策会議等を5回程度実施して、選択と集中をしながら、当日、27日の病院としての経営をしていたところでございます。

以上です。

#### ○森戸委員

分かりました。相当緊迫をしたというか、丸一日かかっているような状況ですので、例えば、患者さんへの影響とか、周知とか、受入れは停止をされておられたと思うんですが、そういったことは一切問題なかったんですか。

#### ○大濱光総合病院経理担当課長

一部停電ということですので、当然、患者の方には御不便はおかけしたとは思いますが、御理解を得て、特に大きなクレーム等はなく事業が進んでいったということです。

#### ○森戸委員

自家発も使えなかったという状況を聞いてびっくりしたところではありますが、例えば、災害が起これば業務を継続するような計画も当然つくっていらっしゃると思うんですけれども、こういった事態が起きたときも何らかの対応の計画とございますか、そういうものがあるんですか。ないんですか。

#### ○大濱光総合病院経理担当課長

そういう計画というのはございますし、年に数回ですが、訓練等を病院として行っており、方針が決まって以降は、応分の責任を皆それぞれが果たしたのではないかと考えます。

以上です。

○森戸委員

分かりました。何と言ったらいいんでしょう、同様なことが起こらないようにしっかり対策をしていただけたらと思います。

それと、次に移りますけど、コロナが2類から5類に変わったということで、最近病院には行っておりませんが、今まで外来とか一定の間隔を空けて待つというようなことになっていて、座席の取り合いのようなことが起きていたと思うんですけども、現在の待合室の状況とか感染対策、その辺はどのように変化したのか、その辺が分かればお示しいただけたらと思います。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院におきましては、5類に変わったことで特段大きく変化したことはございません。現在も新型コロナウイルス感染症に気をつけながら、職員も気をつけながら、これまでどおり、現在のところは変わらず対応を行っているところで

以上です。

○森戸委員

じゃあ、入ったときのモニターとか、座席の一定間隔空けてとか、その辺も全く同じ状況だということですか。

○佐古光総合病院総務課長

変わっておりません。

○森戸委員

分かりました。

それと、院内保育の状況について、現状はどんなものなのかお知らせいただけたらと思います。利用も含めた状況ですかね。

○大濱光総合病院経理担当課長

院内保育ですが、今現在、20人の定員に対して、およそ12人ぐらいのお子さん等を預かっております。特に問題等はございませんが、コロナ等がございましたので、特にお子さん等を預かる仕事ですので、それについて補助金等を使いながら万全の体制を期してこの二、三年は経営してきたというふうに考えます。

以上です。

○植本大和総合病院事務部次長

大和総合病院におきましては、現在3名の利用者がいらっしゃいます。  
以上です。

○森戸委員

例えば、病児保育と申しますか、そういうような受入れというのは、いや、院内保育としての病児保育ですよ。そういうケースの受入れというのはやっておられるんですか。光総合病院、大和総合病院で働く人たちの病児的な保育は受け入れておられるのかどうか、その辺を分かれば教えてください。

○佐古光総合病院総務課長

申し訳ありません、実態は分からないのですが、病院を建設したときに、保育所の中に病気のお子様を預かる部屋というのは準備しております。ただ、実際の運用というのは、申し訳ありません、今、どういう運用をされているか分からないのですが、ほかの子供たちとは別に預かる場所というのは準備はしております。

以上です。

○森戸委員

その預かる場所というのは、あくまで病院関係者の子供さんのためのもの、保育をするに当たってのものだという認識でよろしいですか。

○佐古光総合病院総務課長

広さもそんなに広くはないので、お子様で1人、2人程度の広さしか確保しておりませんので、病院の職員ということで考えております。

以上です。

○森戸委員

それ自体を受け入れたケースというのも当然ないんですよね。今まで想定はしていたけれどもないということと、今後はどうするのか、その辺も含めて教えていただきたいと思います。

○佐古光総合病院総務課長

申し訳ありません、実際の受入れについては把握はしておりませんが、今後、その辺りについては保育の事業者との打合せ、細かい打合せ等もしておりますので、今後については未定というところでございます。

以上です。

○森戸委員

そうしてくださいという意味ではなくて、可能性としてあるということは理解ができましたので、あとはそのニーズがそこにあるかどうかだと思いますので、その辺はよく考えていただけたらと思います。

以上です。

○田中委員

二点ほど考えていたんですが、先ほどのドクターヘリの件で、すいません、改善提案も含めて質問させていただけたらと思うんですけど、ケースとして病院から搬出する、搬送する場合と、受け入れて病院で診る場合というのが想定される。受入れはなかなか考えられないと思うんですけど。私も以前、委員会で質問させていただいたときの時間がかかったケースというのが、市内の病院から受け入れて、そこからまた転送というか、そのために受入れがちょっと時間がかかったのでずっと待つ時間ができたということだったんですけど、そもそもそのときに他の病院からドクターヘリで搬送するときに、今までどおり、光消防組合のほうのヘリポートのほうから運べば、別に病院として対応する必要はなくて、業務としても安定するんじゃないかと思うんですけど、そういったことができないかどうかお聞きしたいと思います。

○佐古光総合病院総務課長

すいません、その当時の状況とは違うかもしれないんですが、診療所から消防のヘリポートというルートはあると思います。ただ、待っている間に仮に処置等が必要であれば、そのままヘリを待つのではなくて、何らかの処置が必要ということであれば、一旦病院に来るという選択肢もあるのかなというふうには考えています。

以上です。

○田中委員

今、できない理由を言われたような感じにはなったんですけど、もともと例えば光総合病院にヘリのヘリポートがないときは多分救急車で移送して、その中で救急救命士が対応してというような感じであったのではないかと思うんですけど、大元の流れでいえば、別に光総合病院を経由する必要性というものがないように説明を聞きながら感じたんですけど。急に聞いたので、その中で消防とも協議しながら、もしできるのであればお互いがいい、一番は患者さんにとって一番いい最善の方向で検討いただけたらと思いますので、やっぱり光総合病院で

長い間、スタッフを外で大量に待ちよって、人も止めてというのをやっていたのは市民のほうからもかなり言われましたので、その辺で改善提案をしていただけだと思いますので、お願いいたします。

あと二点ちょっとお聞きしたいんですけど、一点は光総合病院の跡地の状況についてお尋ねできたと思うんですけど、一応、令和5年、6年度で解体する方向性を今示されているんですけど、進捗状況についてお聞かせいただけたらと思います。

#### ○大濱光総合病院経理担当課長

光総合病院の解体工事なんですけど、まず、スケジュールとして、本年の9月に入札、10月に工事着工、17か月の工事期間を経て、令和7年の2月に解体工事が完了できるよう現在準備を進めているところです。

具体的に進捗状況ということですが、今取り組んでおりますのは、まず、解体に係る起債の申請でありますとか、解体に向けての入札の準備、旧病院に要した残っている起債の残務処理についてとか、あと、土地の土壌汚染調査、これを今調査完了しまして、一点、懸念される報告を受けていることから、これについては今、周南環境保健所等と協議しながら、適切な土壌汚染を除くような手段について考えているところでございます。

以上です。

#### ○田中委員

今、土壌調査で一件懸念があるということで、詳細を言われなかったの、言えないのかなとも思いながら、言えるのであれば教えていただきたいという部分と、そういったことが今スケジュールを示された中で影響があるのかどうかをお聞かせいただけたらと思います。

#### ○大濱光総合病院経理担当課長

土壌汚染調査について、長くなるので先ほどはしょって話をしたんですけど、この結果について報告させていただきます。

昨年の11月に、環境省が定めるガイドラインに沿った概要調査を病院自ら行いました。簡単に内容を申しますと、病院土地約1万m<sup>2</sup>あるんですけど、それを82区画に区切って、それぞれ表層部分とか、あと1m程度掘ったところとかの土地の土壌を取って、その成分を調査するものなんですけど、その結果として、1か所なんですけど、ヒ素、フッ素が土壌溶出量の基準値、この基準値というのが70年間毎日地下水2Lを飲み続けても大丈夫というような基準値なんですけど、この土壌溶出量の基準値を超える値であることが分かりました。

1か所でしたので、この1か所について、2月に詳細調査を行いました。概要調査では広さ、どのぐらいの範囲で土壌が汚染されているかという調査だったのに対し、詳細調査については、今度は深さ、どの程度例えばヒ素、フッ素が、化合物が含まれているかということ調べるものでございました。調査の結果、幸いなんですけど、表層面だけ、地上から60cm部分だけ汚染されているというか、そういう物質があるということが分かりました。そうであれば、工事のときにそのところを削って土地を、その砂を別のところに置いて適切に処理するというふうなことも考えていたんですけど、この調査の過程で、地下5mの付近で土壌試料にですが、油膜・油臭が確認されました。どういうものかというのを調査したところ、分析したところ、軽油もしくは重油というふうには今は推定されております。

そういうことでございますので、今回の調査結果等を踏まえまして、土壌汚染対策ガイドラインでありますとか、油汚染対策ガイドラインに準じた措置をすべく、今現在、周南環境保健所にそれぞれの調査結果、地歴調査とか概要調査、詳細調査などの書式一式を今提出して協議を今しているところでございます。

以上です。

#### ○田中委員

詳細ありがとうございます。詳細を聞いて、適切に処置すれば大丈夫そうだというような雰囲気も、雰囲気じゃいけないですが、適切に処置すればということがあるので、これはしていただけたらと思います。

それで、先ほどの工事のスケジュール的なものへの影響というのはやっぱりまだ分からない、相談の中でひょっとしたら影響があるかもしれないということなのか、今のところ見通しとして影響はないということなのかお聞かせいただけたらと思います。

#### ○大濱光総合病院経理担当課長

一連の調査の報告等は、本来、提出しないといけない期限よりも大分前倒して今行っております。担当者同士の話では、もう詳細なデータというものの自体はそろっておりますので、それに対する対策について今協議しておりますので、この件については工事に影響するものではないと私は考えております。ただ、この病院だけの話ではないので、周南環境保健所とか県とかの判断等にもよりますので、明確にはお答えすることは難しいですが、今では影響はないというふうに考えております。

以上です。



○田中委員

分かりました。それで、解体の一応スケジュールが出て、今後どういうふうに、更地になった状態で活用していくのかというところが市民としても気になるところなんですけど、以前も病院局としては売却してということと言われていたんですけど、サウンディング調査等も以前はやられておりますけど、今後の活用について何か見通しがあればお知らせいただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

前回答弁したものと同じような回答になってしまいますが、当該地につきましては、都市計画法上の用途地域は第一種住居地域でございますので、その土地にどういう活用があるかという、アパートとか住宅とかマンション、3,000m<sup>2</sup>以下の店舗、事務所などを想定して、そういった活用をしてくれるような売却をできればとは思っております。

以上です。

○田中委員

これだけ大きい大規模な公共用地というのはなかなか出ないと思いますので。これは病院局だけの話ではないんです。まちにとってどういう影響を与えるものをつくるかで変わってくると思います。第一種住居用地という部分があるにしても、こういったコンセプトのものを誘導してほしいというような条件をつけるかどうかで変わってきますし、そういったものに合致するのであれば、固定資産税とか優位な条件をつけてまちづくりとしては取り組むことができると思いますので、その辺は市の財政当局等とも話合いが必要かと思っておりますので、ぜひその辺の市役所というか、執行部、何て言えばいいんですかね、光市のほうと協議を行って取り組んでいただきたいと思うんですけど、その点でその考え方についてお聞かせいただけたらと思います。

○田村光総合病院事務部長

更地になった後の売却のことですけれども、当然ながら、光市の財政等、都市計画等との話合いの下でどういうふうに売却をしていくかというのは検討していければというふうに思っています。

○田中委員

分かりました。お互いがどういったまちづくりを望むのかって、夢をどう描くかによって変わってくると思いますので、ぜひその辺は、今日、副市長も入っておりますので、一緒になって夢のある活用を考えていただけたらと思いますの

で、よろしく願いいたします。

それで、すいません、もう一点だけ。地域医療構想の取組状況についてお聞かせいただけたらと思うんですけど、今までコロナ禍でなかなか開催できない状況が続いていたということはお聞かせいただいていたんですけど、5月に5類移行にもなりましたので、現在の状況についてお聞かせいただけたらと思います。

#### ○藤岡病院局経営企画課長

委員が今おっしゃられたように、コロナ禍の中でなかなか地域医療構想の取組というのが進んでいない現状がございました。地域医療構想を議論する、協議する場でもあります周南医療圏の地域医療構想調整会議も思うようにこの間開催ができておりませんでした。今、県のほうからは、今年度のスケジュールとして、年3回程度は実施したいと、開催をしたいという旨と、7月には開催をしたいと。これは今事前に聞いておりますのはオンライン開催を予定しているということではありましたが、開催する予定というふうに伺っております。

以上でございます。

#### ○田中委員

分かりました。それで、コロナもあったという部分で、従来の以前の目指す姿との変更点等がポイントとしてあるかと思うんですけど、その点についてお示しを頂けたらと思います。

#### ○藤岡病院局経営企画課長

変更点といいますか、コロナの拡大というところがあって、ちょっと見方を変えた部分がありますので、その辺についてちょっとお示しをできたらと思うんですが、この間の新型コロナウイルス感染症への対応に公立病院が中核的な部分を担ってきたということで、コロナをはじめとした新興感染症対応、感染症拡大時における公立病院の果たす役割の重要性ですとか、重ねてにはなりますが、地域医療における病床の機能分化ですとか連携等の重要性も改めて認識がされたところでございます。

こうしたことを受けまして、昨年、令和4年の3月24日に、厚生労働省から各都道府県知事宛てに「地域医療構想の進め方について」という通知文書が改めて発出をされました。この中で、地域医療構想の推進に当たっては、基本的な考え方として、先ほども申し上げましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、病床の機能分化、連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮し、また、地域医療構想の推進の取組については、病床の削減や統廃合あり

きではなく、各都道府県が地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものであるというふうに明記がされたところでございます。

また、このうち、公立病院につきましては、総務省の公立病院経営強化ガイドラインを踏まえ、病院ごとに公立病院経営強化プランを具体的対応方針として策定をした上で、地域医療構想調整会議において協議をするということも触れられておりますことから、今後、調整会議においてこうした点、今申し上げた点を踏まえながら協議・検証が行われていくものだと認識をしておるところでございます。

以上でございます。

#### ○田中委員

分かりました。統廃合ありきではないという部分が明記されたということで、一つは安心をする部分がございます。その中で、今、総務省のほうの部分で説明、経営強化プランについてなんですけど、これは22年度、23年度中に策定することが求められております。その中で働き方改革というような部分もございますが、現在、どのような取組状況かをお聞かせいただけたらと思います。あと、また同時に、コンサル等を活用する予定があるのかも一緒にお聞かせいただけたらと思います。

#### ○藤岡病院局経営企画課長

現在の経営強化プランの策定に向けた取組状況でございますが、昨年、先ほども申し上げました公立病院経営強化ガイドラインの発出以降、まずは周南保健医療圏における現状分析や課題抽出を行いました。そうした中で、光総合病院、大和総合病院がそれぞれ地域において果たすべき役割を整理しながら、それとともに具体的にどのような取組・対策が必要かというのを今まさに検討を開始したところでございます。

今後、先ほどから申し上げております協議の場であります地域医療構想調整会議のほうでスムーズな協議ができるよう、引き続き検討・準備を重ねていきたいというふうに考えております。

また、コンサルの活用予定があるかというところで今御質問を頂きましたが、現在、病院局といたしましてはその考えはございません。

以上でございます。

#### ○田中委員

分かりました。すいません、最後に一点だけ。これ、強化プランが策定されたときというのは、この委員会等とかにも、議会のほうにもお知らせはしていただ

けるんでしょうか。

○藤岡病院局経営企画課長

策定し、お示しができる段になりましたら、今、委員会のほうでお示しをできたというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

まず、医師の問題から、医師というか、あれの問題からお聞きしたいと思うんですが、その前に、光総合病院における病床稼働率、もう令和元年度から5年たっているのになかなか稼働率が伸びない。今回も見込み書によると約61%ということになっておるんですが、そこら辺の辺りはどういうふうに考えておられるのかをお教えてください。

○佐古光総合病院総務課長

コロナが5類に変わりました、コロナ病棟を閉鎖しまして、地域包括ケア病棟を再稼働をさせております。現在、5月の病床利用率につきましては、70%まではいっていないのですが、70に近い数字が出ておりますので、今後、病床利用率は上がっていくのではないかと考えております。

以上です。

○大田委員

地域包括ケア病棟。（発言する者あり）すいません、そのところをもう一遍教えてください。地域包括ケア病棟。

○佐古光総合病院総務課長

これまでは1病棟閉鎖しておりました、コロナ病棟にしておりました。コロナが5類に変わりましたので、コロナ病床を閉鎖しまして、これまでコロナ前に地域包括ケア病棟というのが1病棟ありましたので、それに戻しました。現在、稼働率が70%までは届いていないですが、近づいているという状況です。

以上です。

○大田委員

私の覚えが悪いのかも分かりませんが、緩和ケア病棟と地域包括ケア病棟じゃ違うんでしょう。

○佐古光総合病院総務課長

緩和ケア病棟と地域包括ケア病棟は違います。  
以上です。

○大田委員

いや、だから、地域包括ケア病棟とはどういう病棟かを教えてくださいと。

○田中光総合病院医事課長

地域包括ケア病棟ですけれども、これは一般病棟、急性期から若干回復した回復期の患者さんを受け入れる病棟という位置づけでございます。

○大田委員

回復期病棟と今言われたんですが、初めからそういうふうな名前の病棟はなかったように私の記憶じゃあるんですが、あったんですか。

○田中光総合病院医事課長

新病院に移転時以降、ずっと3W病棟は地域包括ケア病棟として運用しておりました。新型コロナがありまして、一時的にそこがコロナ病床になっておったと、そういった状況でございます。

○大田委員

それはどのぐらい入院期間ちゅうのを設定されておられるんですか。

○田中光総合病院医事課長

施設基準上は60日をめどとするというふうになっております。

○大田委員

それで、それを今、地域包括ケア病棟としているから、61%が70%ぐらいに回復しておるだろうというふうに言われたんですが、まだまだ少ないと思うんです。まだもう最低でも90%近くにならなきゃいけないと思うんですが、そのところで同僚議員が医師の確保はどういうふうになっちょるかということをお聞きし

たときに、たしか総合診療科と神経内科が1名ずつ、要するに山大の医局のほうにお願いしておるような答弁じゃったと思うんですが、そのぐらいの2人の医師ぐらいでそのような病床を回復できるとお思いでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

今、総合診療科と神経内科の募集をかけています。その他の診療科につきましては大学のほうに依頼をして、医師の増員等を依頼している状況です。現在の状況は、医師が完全に210床として足りているかどうかと言われますと、事務的には足りていないというふうに考えています。当然、大学のほうに依頼をかけて医師の補充をお願いしている状況にあります。

○大田委員

そういうふうに全般的に医師の募集をかけている。特に総合診療科と神経内科を特に募集をかけちよるという答弁じゃたらまだ分かるんですが、その2つの医師の募集をかけているという答弁じゃったから「は」というふうにこっちは受けておるわけです。210床を90%前後やるにはまだあと三、四人は必要じゃろうと考えるわけでありますから、どういうふうに今後とも医師の確保に対してはかけちよるだけじゃなくて、確保に向かって進んでいかれるのかちよっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○田村光総合病院事務部長

大学のほうに依頼していくのは今までどおり行っていきますけれども、今、もう一つ努力していこうとしているのは、自治体病院協議会というのがございまして、そちらのほうに医師の募集を出しています。そちらから応募があったときには、メールなり何とかは私のほうに入ってきますので、そこでそれぞれの医師に対してのヒアリングなり依頼なりをかけていこうかなというふうには思っています。

○大田委員

それというのも、一昨年9月やったですか、厚生省が光総合病院は病床の稼働率が悪いから考えたらどうかという問合せつちゅうか、通告が来たんです。それで、コロナによって今のところ光総合病院は生き延びちよるというか、失礼な言い方かも知れませんが、そういうような感じになっちよるんです。それで、そういうような先々のことを考えると、もう少し病床の稼働率が稼働していかなければならないという考えをどうしても病院の存続に思うわけです。そこら辺のところはどういうふうに考えておられるかもう一遍お答えください。

○田村光総合病院事務部長

病床稼働率が低いから云々というふうに指摘をされたとは思っていませんけれども、実際に病床、病院が掲示に上がったのは、同じ地区内で同じような機能を持った病院が幾つもあるのではないかという部分であって、一番最初に出たのは、光と徳中が同じように救急医療をやっているという部分で、その上に名前が挙げたというふうに理解しています。

病床稼働率に関しましては、70%以上・以下というのがあって、それは運営経営上に安定してするためには70%以上の稼働率が必要ではないかというのがございます。

○大田委員

そういうふうに同じ地域内に徳中と光総合病院が同じような救急医療をやっているから。でも、要するに病床稼働率がここで90%ぐらい常にあったら、そのようなことも起こらないじゃろうと私は思っておるんです。また、それに対して臨床研修医、以前は臨床研修医も受け入れられるよというような答弁を頂いたと思うんですが、今回は臨床研修医は受け入れられないという答弁じゃったと思うんですが、そこら辺のところの違いをお教え願いたいと思うんですが。

○田村光総合病院事務部長

光総合病院は、臨床研修病院の指定を受けていないということでありまして、光総合病院は山口大学が研修病院ですけれども、その大学との協力医療機関としての立場として運用しています。だから、研修医を大学のほうからあって、こちらでお願いできるかと言われれば受けることになりますし、直接、研修医を受けるという立場、制度的な立場ではございません。

○大田委員

だけん、山大から研修医を受けてくださいと言えば受けられるが、こちらから臨床研修を受けますよという表現は、表現というか、表明はできないというような解釈でよろしいんですね。

○田村光総合病院事務部長

そういうふうな立場でいるというところです。

○大田委員

もっと医師も増やして、臨床研修医もこちらから来てくださいという表明で

きるような医師の確保をしてから頑張ってもらいたいと思うんです。

次に移ります。先ほどいろいろ答弁があったんですが、送電線の故障で3月26日の22時42分にそれが発生してから停電が起きたと。それから、復旧したのが約1時間後で手動でやられたと。それで、翌日の3月27日の20時30分に回復したから、全部回復したというふうな答弁をされたと思うんですが、私が聞いたところによると、約3週間ぐらい後に完全復帰したというふうにお聞きしておるんです。その答弁が私のお聞きしたのと答弁がちょっと違うので、そのところをもう一遍説明してもらいたいんですが。

○大濱光総合病院経理担当課長

午前中の私の答弁で、完全に復旧したのが、そういう表現の仕方がもしかしたら誤解を与えたかもしれません。すいません。おわびいたします。

答弁の中で、病院機能の話はずっとしておりまして、病院機能が完全に復帰したのが翌日の20時30分。例えば、それまでは自家発電でのみの復旧であったんですが……

○田村光総合病院事務部長

午前中の答弁、ちょっと簡略に申し上げますけれども、停電して数時間後には自家発電で稼働して、その日は自家発電でやって、その日の夜に仮の接続が終わっています。3週間後にきちんとなったというのは、本線がきちんとながつた部分です。開設は終わったと。だから、仮設の期間が当分あって、通常な運転はしています。

○大田委員

私、外来が少し、3週間ぐらいの間、外来を少し控え目にしておったというふうにお聞きしたんです。それは私の聞き間違いですか。

○田村光総合病院事務部長

最初の当日は、非常発電なので、制限というか、検査とかレントゲンとかの部分ができない状況がありました。次の日からは一応、仮設とは言いながら、通常電源が通っていますので、通常な運転に変わっています。

○大田委員

あれだけ通常の仮設電源をやったから通常な運転に変わったと。それで、3週間後には完全復旧したと。それは、今、建ててから約、開設してから5年たって、その間にそういうような緊急停電が起きるといことが普通じゃ考えられない



んです。それを完全復旧したから今後も大丈夫じゃからというのはちょっとクエスチョンマークがつくんですが、そこのところは完全に自信を持って大丈夫と言えるのでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

その件に関しては、点検の頻度を通常、通常というか、1年に一度の点検をやっていこうという考え方を今まとめつつあるところですよ。

○大田委員

それと、私も一般質問を何回もさせてもらったんですが、放射線科の先生、診察の先生たちゅうか、診療の先生が来るという大看板であそこの新病院ができて、あそこの大きな今空間ができちよるんですが、その後はどのようになったのでしょうか。教えてもらいたいんですが。

○田村光総合病院事務部長

大学の診療医のほうの医局に行きますけれども、医局員が増えている状況にございませんで、まずは大学そのものの治療の中心と、実際に治療医を置かれているところと、あとは応援に行かれていますところと多分、周りから見ても手いっぱいかなという感じがしますんで、うちに送ってこられるというのは、希望はありますけれども、現実的には今時点では難しいのかなという感じがしています。

○大田委員

山大関係の関連病院であるから、山大を主体に考えるというのは分かることは分かるんですが、そういうふうな放射線科の医師というのは大体どこの大学でも医局でも少ないじゃろうと思うんですが、放射線科の医師だけを全国から集めてくるという考えはできないのでしょうか。関連病院だからできないとか。

○田村光総合病院事務部長

今は、私の知る範囲では、以前おられた医者に、大学の医者に関しても、大阪大学の辺りに集まっておられるのかなという感じがします。それがあつてそこで増えてきたら地方といいますか、山口県のほうにも回ってこられるのではないかなというふうな期待はしています。

○大田委員

じゃけん、そうなると、光の放射線科の診療医に対しては、当分の間はもうまるで見込みがないというふうにも思われるような答弁じゃったと思うんですけど、

それでよろしいんですか。

○田村光総合病院事務部長

現状ではその現実を認めざるを得ないかなという気がしています。

○大田委員

私たちは、せつかくの大目標の大前提で放射線科の診療医を連れてくると言われておられたから、光総合病院に就職してもらうような感じの先生をどこかから連れてきてもらいたいと思っているんですが、ぜひ頑張ってもらいたいと思っていますから、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、まほろばについてお聞きします。

まほろばは今、福祉のほうに準備室というのを設けて、この間、新南陽の優先者が辞退されて、全国に応募されました。それまでの間、来年の4月1日からオープンということになったんですが、それも果たしてできるかどうかというのが心配であります。そこについて、まほろばの健全経営というのがどうしても考えられるところがございますが、そこのところはどういうふうになっておるかお教え願ひたいんですが。

○小田大和総合病院事務部長

現在、まほろばは、民間譲渡が来年度から始まるということは知っておりますけれども、それにかかわらず、日々経営のほうは努力のほうをしております。まず、入所者数を増やすこと、また、通所者の方を増やして経費節減に努めていく、これは変わらないんですけれども、これに努めておるところでございます。

○大田委員

それは分かるんです。ずっとそれは入所者、通所者、それで経費節減する、それは分かるんです。実際にどういうふうな努力をされているかということをお聞きしたいんです。

○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

日々の努力ということですがけれども、まず、コロナに関して5類には変わりましたけれども、当施設は高齢者施設ということもありまして、何ら変わることはございません、感染対策に関しては。一部軽減したのが、今までは面会のほうを完全に中止しておりましたが、利用者さんの不安や御家族様の会えないという不安を軽減するために窓越し面会というのを実施して、皆さんの心のケアを行っているところであります。

また、利用者さんの増加を目指すことですが、担当の相談員等によって病院や居宅支援事業所のほうに誘致をしているところでございます。以前であれば私とかが1件ずつ訪問してパンフレットとかを持って行っていただけなのですが、高齢者施設、居宅介護支援事業所を持たれているところも高齢者施設となりますので、感染対策を重視されるところが多くて敬遠されることから、担当者によって訪問もしておりますし、電話で誘致をしているところでございます。

経費節減については、今、逼迫している電気等を極力使用しないというようなこともしておりますし、例えば、修繕とかが必要になったところがございますら、職員で対応できるところは全て職員で直しているという状況でございます。

以上でございます。

#### ○大田委員

私は、そういうふうな地道な努力も必要。もっと違う方向で考えられるんじゃないかと思うんです。ここにも概算で出ちよるんですが、入所者数が随分減っているんです。まず、それらを来てもろうて、入所者を入れてもろうて、通所者も当然定員ぎりぎりまで入れてもらうほうがいいんでしょうが、今、通所施設もようけできちよるからなかなか来られんとかいうこともあるでしょうが、入所者を増やすことが大事じゃろうと思うんです。そのところはどのような努力をされているかというのもお聞きしたいわけです。

#### ○原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長

入所者に関しては、相談がありましたら直ちに職員のほうが利用者さんの状況等を踏まえて、うちの適切な処遇ができるように情報収集をしております。これは介護保険上、それが必要とされていますことから努力はしております。それで、そういう希望者がございましたら、直ちに情報収集後には判定会議といううちの処遇会議を行いまして、判定が通過しましたら御家族様になるべく早く入っていただけないかというお願いをしているところであります。

ただ、今、現状、なかなか御家族様も遠方であったり、お仕事の面で休むということがなかなか難しく、以前は御案内した次の日に入っていただけでいたんですけど、1週間、2週間後じゃったら休みが取れるとかって言われると、うちも待たざるを得なくて、なかなかすぐの入所というのが難しい状況にあります。

ただ、そうは言いながらも、当施設が収入を上げるためには稼働率を上げることしかございませんので、それに努めていくように努力をしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

要するに、今答えられたように、入所者率の稼働率を上げるというのが一つの健全経営の一端であろうと私も思っておりますから、ぜひとも来年の4月1日に民間事業者に譲渡という話が出ておりますが、それも当てになりませんから、それは自分のところがやっていくような努力を今後ともしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、大和総合病院が在宅復帰機能強化加算を取られてから、平成29年ぐらいから取られたと思うんですが、それから現在における大和総合病院の黒字化にどのぐらいの貢献をされたのか、数字で教えてほしいと思うんですが。

○植本大和総合病院事務部次長

在宅復帰機能強化加算でございますが、当院では平成30年の10月から取得をしております、その年は半年ですので1,500万円程度、その後、平成31年度から令和4年まで毎年、2,800万円から2,900万円程度、累計で1億3,000万円程度の収益を計上しております。

以上です。

○大田委員

平成30年から1,500万円で、それ以降は約2,800万円というようなことでございましたが、これに対する経費というのが要るから、黒字化のあれじゃなくて、これが1,500万円、2,800万円が全部黒字ですか。

○植本大和総合病院事務部次長

これは診療報酬上の加算ということですので、一応、1日当たり500円、1名当たり500円ということで、入院患者療養病棟159床ございますので、大体それぐらいもう満床ですので、それを掛けて収益を計算いたします。

経費については、もう加算が追加されるということなので、もうそのままダイレクトに収益に上がってくるというふうな仕組みになっておりますので、特段の経費というのはいりません。

○大田委員

要するに、1日500円で、159床で1,500万円とか2,800万円、それが全部経費じゃなくて収益の黒字につながっていると。

○植本大和総合病院事務部次長

そのとおりでございます。

○大田委員

それで約2,800万円というふうになっているんですが、大和の1億7,000万円のうちの2,800万円ということで、そういうふうに換算してよろしいんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

この加算についての主な要件というのが、1年間におけます一日の平均入院患者のうちの退院した方の患者数の15%以上が在宅復帰された、在宅に戻られたとか、在宅といっても特別養護老人ホームとかも含まれるんですけど、それとか、患者の5割の方が在宅に退院している場合という要件がございますので、特段、経費というところはかかっておらず、地域連携室というのが今地域連携センターに名称が変わりましたが、そこら辺の職員が受入先とかということで職員を増やしていろいろ受入先を探しているということで、そこら辺の人件費は多少、多少というか、上がっている。そこら辺の経費はかかっているかと思いません。

以上でございます。

○大田委員

そやけん、2,800万円が丸々収益じゃないでしょう、そうじゃから。

○植本大和総合病院事務部次長

すいません、そういった連携センターの人件費とかというのは、そこら辺の経費には含まれるかと思いません。

○大田委員

だから、1日500円のうち、結構経費がかかっているということで考えられるわけでしょう。

○植本大和総合病院事務部次長

その経費の計算というのはなかなか難しいんですけど、多少はかかっているというふうに思っております。

以上です。

○大田委員

在宅復帰機能強化加算を取られてから、それだけ1,500万円から2,800万円と、

それが丸々収益に上がったような答弁じゃったんですが、それほど要するに159床持ちよるから、それだけ大和総合病院の黒字化に貢献しよるよというふうに。ですが、私はそれを在宅復帰機能強化加算がなぜそれを29年、30年からか、やらなくちゃいけなかったというのも一つの疑問点でもあるわけです。それによってまほろばが大幅な赤字を出されたというふうに私は感じておるから。数字でも全然出ているわけです、そういうようなところは。それじゃから、確かに大和病院が黒字と。それじゃから、1億7,000万円のうちの2,800万円ですいいね。だったら、それでなくても黒字は出ているわけなんですと私は感じちよるんです。じゃから、そういうふうな人、極端な言い方をすると、人を殺して自分のところは助かればええかという問題ではないと私は思うちよるんです。やっぱり人も一緒になって自分のところも黒字になって、みんなで一緒に栄えていこうというふうになるのが当たり前の考えじゃろうと思っておるんです。そういうふうに思っておりますから、今後ともそういうような皆さんが一緒になって豊かになっていこうという考えでもってやっていってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

### 3 福祉保健部関係分

#### (1) 付託事件審査

①議案第38号 光市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

マイナンバーということですから、今、外国人の方がどの程度おられて、マイナンバーをどの程度取得されているんですか。

○岡村福祉総務課長

生活保護を受給されている外国人の方は、現在9名いらっしゃいます。

それから普及率についてのお尋ねだったと思いますが、被保護者のうち52.1%の方が現在マイナンバーカードを取得されています。

以上です。

○河村委員

いいです。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第35号 令和5年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

10ページの老人福祉費のところ、地域福祉施設整備事業、自家発電の話があったと思うんですが、2件で片一方のほうはこの間できた特養だったのかな、まだ日にちが建って間がない、その特養ができてからね。通常、自家発の場合、どこに置くかというような問題もあるんですが、もう一件のほうは結構日にちが

たっちゃったから、どこに置いてもあれなんですけど、時期みたいなものがあるんですか。今回こういう補助金ができただけでも、当初建設するときにはできちゃったら一番よかったわけで、そのあたりのところは何か今回こういうことでという特別な事情があるんですか。

○加川福祉保健部次長

施設ができてからどれぐらいまではいいとか、施設ができるタイミングでやるとか、そのようなことは特にはございません。この地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金でございますけども、まずは……。

○松村福祉保健部長

施設を整備されるときに、法人のほうはどういった理由でこの自家発電設備を設置されなかったのかということについては、ちょっと我々のほうで承知するところではございませんけれども、このたび、こういった施設整備の補助金があるということで御案内を差し上げたところ、法人のほうで新たに設置をしたいという御要望があって、予算計上させていただいたものでございます。何年までの建物とかという制限は、はっきりと認識しておりません。

以上でございます。

○河村委員

こういった類いの非常発電なんですか。

○加川福祉保健部次長

非常用自家発電機設備でございます。酸素療法であったり、喀痰吸引、こういった対応が必要な要介護者が利用する施設でありますことから、こういったところの大規模停電等の電力を確保する、こういった目的があるものでございます。

○河村委員

普通の発電機という解釈でいいですか。

○加川福祉保健部次長

普通の発電機といいますか、非常用の自家発電装置、かなり規模も大きなものであるというところでございます。

○河村委員



ということは、例えば停電になったりすると自動的に切り替えられるということですか。

○加川福祉保健部次長

そのとおりでございます。

○河村委員

分かりました。その下の憩いの家の今の施設解体なんですが、収入があったかと思うんですが、2,070万円の事業債を組んでいるのでちょっと言うんですが、6件で2,300万円というのはちょっと高過ぎやせんかね。1棟当たり、たしか平屋じゃったと思うんですね。そうするとそこまでの金額ではないような気がするんですが、特段の理由があったんですか。

○加川福祉保健部次長

今回の工事ですけども、解体工事と併せて外構構築物であるとか、樹木伐採等の附帯工事もございます。併せて、先ほどの説明の中で少し触れさせていただきましたけども、4つの施設につきましては、アスベストが含有されていたことが確認されたことから、その飛散対策、こうしたことも講じることとなります。こういったことから若干2,300万円という金額になっているところでございます。

○河村委員

概算で入札をしたら残りがあるかなというような当初は思ったんですが、借金までこさえてやろうということだから、結構厳密な見積りをされているというふうに思ったのでちょっとお尋ねしたんですが、分かりました。

それからその下の副食費等の物価高騰のところで、私立と公立と分かれておるんですが、この受け口というとおかしいんですけど、御父兄が直接、金額を対象児童についてもらえるのか。あるいは、昔でいったら学校給食会みたいな組織がもしあったとしたら、そういうところが受け口になって市のほうに払われるというのか、そのお金の流れをちょっと教えてください。

○温品子ども家庭課長

お尋ねの補助金の流れですけども、まず、私立保育所と公立保育所については、この補助金は物価高騰を保護者に影響を与えないようにという観点から、給食を提供する側の施設のほうへ支給、支払いをするものでございます。

一方で、幼稚園につきましては、給食代を負担する保護者へ給食費の価格上昇

分をお支払いするものでございます。

以上でございます。

○河村委員

ちなみにちょっと聞いてみますが、保育園のほうの納入状況ってどんな状況ですか。

○温品子ども家庭課長

給食費のお尋ねの納入状況ですけど、滞納等ございません。

以上でございます。

○河村委員

ない。

○森戸委員

確認をさせてください。憩いの家管理事業のところで、経済部が要らないというふうに言われたのは何かあったんですかね。

○加川福祉保健部次長

経済部からは、土地改良区において使用する予定があるということでお伺いしておったんですけども、その後、土地改良区の中でいろいろと検討される中で、この東荷老人作業所の使用には至らなかったということになったことから、このたび、解体に向けて準備を進めるということでございます。

○森戸委員

それと解体をした後ですけれども、それはどうなるんですか。そのままの更地のままなのか、どういうふうな活用になるんですか。

○加川福祉保健部次長

解体後の用地の利活用につきましては、現時点で具体的な方針等を決定しているものはございません。売却の可能性等も含めながら、地域の意向等を確認した上で、いろいろ検討していきたいというふうに考えております。

○森戸委員

お金に換わるものであれば、そのようなところで換わっていったらいいなと思いますので、よろしく申し上げます。

以上で終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第37号 令和5年度光市介護保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：加川福祉保健部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○小林委員

そしたら私のほうから何点か質問させていただきます。

まず、三島温泉健康交流施設、ゆーぱーく光なんですけど、ここは健康増進というところといわゆる憩いの場というコンセプトでつくられている温泉施設なんですね。ここの数年の利用者数の推移、この部分についてまずお示しをください。

○岡村福祉総務課長

三島温泉健康交流施設の利用者数の推移でございます。

過去3年で申し上げますと、令和2年度が7万2,958人、令和3年度が6万9,995人と、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しておりましたが、令和4年度は影響が落ち着きつつあり、速報値でございますけれども、10万2,455人と増加しております。

以上でございます。

○小林委員

コロナの影響も受けて、一時は利用者数の減少というところもありましたが、令和4年度については10万人を超える利用者があったというところで理解がで

きました。

少し歳出のほうなんです、本施設をより効率的かつ効果的に運営していくためには、利用者からの声を丁寧に聴く必要があると私は考えています。ちなみにどのような方法で利用者の声を集めているのかということについて、まずお示しをください。

○岡村福祉総務課長

利用者からの御意見につきましては、口頭での御意見もありますし、指定管理者が館内に御意見箱を設置しております。また、アンケートを年4回実施し、ニーズや課題を把握しているところでございます。

以上です。

○小林委員

状況は分かりました。口頭というところと御意見箱というところとアンケートのところを年間4回やられているというところで理解ができました。

では、この本施設に対する利用者からの声、先ほど言った3つの方法で集約した声というところを、逆に言うとそういう声をどのように運営に反映させてきたのか、この点についても少しお示しを頂けたらというふうに思います。

○岡村福祉総務課長

御利用者様から頂いた御意見のうち、改善が可能なものは順次対応しております。具体的な対応例といたしましては、マッサージチェアや浴室の椅子などの備品が損傷しているものについては取替えをしたりとか、あと自動販売機の補充を開館前に行ってほしいというような要望に対しては開館前に補充をしたり、あとウォータークーラーの故障については取替えをしたりと、そういったような形で対応しているところでございます。

○小林委員

状況は分かりました。やはりこういう施設を運営していくためには、利用者の声というのは非常に重要となってきますので、引き続き様々なチャンネルで声を集約してほしいというところと、もう一つは、いろんな御意見に対して、ちょっと私が聞いたお話によると、なかなか一方通行のコミュニケーションになっている機会が多いというところで、要望は上げたんだけどそれがどのように改善になったのかというところ、今みたいな改善事例があるというところを踏まえて、ぜひその上がってきた要望に対しては何らかのアクションを示すというところが必要なのかなというふうに思っていますので、引き続きの御対応のほ

うをよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○河村委員

今のゆーぱーくの件なんですが、この間、どこかの施設だったと思うんですが、レジオネラ菌が結構大量に発生してというところがあったんですが、そのあたりの検査体制はどういう状況ですか。

○岡村福祉総務課長

ゆーぱーくにおけるレジオネラ対策ですが、ゆーぱーくは、浴槽水を循環で行っております。塩素系の薬剤を使っての消毒をしておりますので、年2回の検査が義務づけられておまして、これに対応して検査をしているところでございます。

それからあと、毎日の塩素濃度の測定を2時間おきに行っており、感染症が発生しないように努めているところでございます。

以上です。

○河村委員

年に2回は法定の検査のような気がするんですが、何か特別そういった対策とございますか、ある程度もう年数がたってきていますので、まとまった時間をかけてやるようなそういう掃除とか、あるいは検査とか、といった類いのものというのはいかがでしょうか。

○岡村福祉総務課長

貯湯槽、お湯をためる槽の清掃については、年1回定期的に行っておりますし、回収槽については毎週清掃を行っているような状況でございます。

○河村委員

分かりました。起きたら取り返しがつかないイメージダウンですから、絶対に起きないというような思いを持って、ぜひ対応していただけたらと思います。

それからもう1点、長養園を建て替えるというのがこの間予算であったんですが、何か進展があるようには思えないんですが、何か事情があるんですか。

○加川福祉保健部次長

長養園につきましては、3月の当初予算の段階で補助金等の御議決を頂きました。長養園からは県とそれから市に対してその補助の申請等はされておる状

況です。工事等につきましては、6月から8月にかけて着工ということで聞いておりますし、現行は確かに具体的な工事への動きはまだございませんけども、今のところ、当初の予定どおりに、おおむね予定どおりに進んでいるということを長養園のほうからは確認しております。

以上です。

○河村委員

入札が終わったとか、そういうことは向こうのことだから、報告はないわね。

○加川福祉保健部次長

特に報告の義務等はございませんが、我々としては定期的に状況の確認等はしております。

以上です。

○田中委員

何点かお聞きしたいと思うんですが、まず、コロナ特例貸付金の貸付状況とあと返済免除状況、あと返済状況等について、状況をお聞かせいただけたらと思います。

○岡村福祉総務課長

コロナ貸付金、これは県社協が実施しております。県社協のほうに確認を取りましたところ、本市における貸付けの状況は302件、9,351万円で、そのうち令和5年3月末での償還免除が46件、1,210万円と聞いております。

返済済みの状況は、現在取りまとめはまだできていないというふうにお聞きしております。

以上です。

○田中委員

県のほうに聞いてということなので、なかなかここで答えづらいかもしれないんですけど、全国的な状況とかに比べて、光市の中の免除の割合とか、また借りられた方の声というのはどういったものがあるのか、もし何か声が出ていればお知らせいただけたらと思います。

○岡村福祉総務課長

免除の割合については、こちらではまだ把握をしていません。県社協のほうにも確認をしておりません。

それから、貸付けを受けられた方の声として、今耳に入っているものとしましては、貸付けを受けたことで生活資金が回るようになって、生活を立て直すことができたということがあったというふうには聞いています。

以上です。

○田中委員

立て直す方法ができたということで、いいほうの多分声だと思うんです。なかなかこれ、実際は免除にならず厳しい状況があるというのが新聞等にも出ていて、全国的な、返済免除の申請のほうですけど、3割を超えることが分かったという部分があるので、先ほどの302件で46件が免除であれば、十何%ぐらいになるので、ひょっとしたら潜在的にまだあるのかもしれないという部分があって、ちなみにこれ、返済免除というのは申請方式になるんですか。

○岡村福祉総務課長

貸付けを受けられた方からの申出によるものになります。

以上です。

○田中委員

分かりました。そのあたりが情報として届いているのかどうかというところも、少し不安になったところがございますので、ここではないんですけど、どのようにしたらいいのかという部分もあるんですけど、注視していきたいし、お知らせしてほしいなという部分。

あと生活保護との関係で、他の委員の質問の中でも生活保護は下がっているという部分があったんですけど、その辺の何か関係性で見えるようなものがあればお知らせいただけたらと思うんですが。

○岡村福祉総務課長

今現在、コロナの貸付金の返済ができないということを理由に生活保護の申請に至ったものはないように認識をしております。

以上です。

○田中委員

分かりました。今からここの影響が少し出てくるのかなとちょっと心配しているので、また注視をしていきたいと思えます。

続いて、健康増進のみんなt oウオーキング事業について、今年も取り組むことになっていたので、非常に楽しみにしておりますので、もし何か今、進捗状況

があれば教えていただけたらと思います。

○田中健康政策担当次長

みんなt o ウオーキング事業は、令和5年度も引き続き、取組の予定としております。

今年度は、チーム対抗ウオーキングラリーを仲間部門と職場部門の2つに分けて、それぞれで10月から11月までの2か月の期間でのグループの歩数を競っていただくという形で計画をしております。

今現在、職場部門ということ新たに設置いたしましたので、市内のやまぐち健康経営認定企業さん等を中心に約30企業ぐらいにチラシを持って参加を呼びかけているところでございます。

また、市民への啓発につきましては、7月に入って啓発を始めて、8月から9月で申込みを受ける計画としております。

それと併せて、SNSで普及啓発ということで、お一人またはチームで、市内おすすめウオーキングスポットなどを歩いていただいて、ウオーキングの写真などをインスタグラム等に投稿していただく事業について、7月から開始の予定としております。

以上です。

○田中委員

分かりました。今度は職場部分と仲間部分とあって、2か月になるということで、去年参加したものが2か月になるのがちょっとしんどいなという部分もあるんですけど、頑張って仲間と参加できたらと思いますので、またよろしく願いいたします。

もう二つあるんですけど、子ども家庭課のほうになると思うんですが、児童館の利用状況について少しお知らせをいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

お尋ねの児童館の利用状況でございます。

利用対象者は、満18歳までの児童が対象でございます。その中で遊びの指導や児童の健全育成に必要な学習や相談、また小学生や未就学児を対象としたイベントなどを開催しております。

お尋ねの利用状況でございますけど、平日は未就学児とその保護者を中心に御利用いただいております。

それから土曜日と夏休みなどは、小学生を中心に御利用いただいているところでございまして、令和4年度の速報値、延べ人数になりますが、小学生が年間



延べ1,042人、乳幼児が767人、計1,809人という状況となっております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。自分の感覚なんですけど、老朽化してきていて、夏休み中とかは利用者が増える傾向があったかと思うんですが、改めてこう思ったより利用人数がいるなというところが正直な感想なんですけど、これ、職員さんも張りついているという部分があって、未就学児の人数も767人いるというところで、何か傾向というのがあるんですか、利用者さんの。あれば教えていただきたいと思います。

○温品子ども家庭課長

お尋ねの傾向でございますが、基本的に今、2歳児、3歳児、このあたりの乳幼児とその保護者が園内を使っております、先ほど少し触れましたけど、イベントとか手遊びや絵本の読み聞かせ、こういったものにも参加いただいているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。感覚的に穴場スポット的な感覚があるので、子育て支援の中でどういう活用を考えられているのかというのがあって、なかなか老朽化しているので難しい部分があるんですけど、これだけ利用の方がいられるんだったら、使用目的に応じて、以前ちょっとエアコンの整備をやったかと思うんですが、何かそれに必要なものもそろえて、そういった支援、子育て支援をする必要もあるかと思しますので、またその辺は、私も現場に行っていないので、最近は、また見させていただいて、見れたらと思います。

それと子育てのほうで、明石市等、いわゆる独り親、離婚したときとかの養育費の確保について弁護士さん等を活用して取り組む自治体があるんですけど、光市でそういったことの相談とか、どういった状況なのか。また、それに対しての対応についてどのような対応をされているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○和久子ども相談担当課長

養育費について御相談が多いのは、離婚される前に制度に関する相談に来られたりとか、離婚されて児童扶養手当の申請をされる方が多くいらっしゃるんですけども、その申請をされるときに養育費の取決めをしていらっしゃるか

どうかであったり、取決めをしていられればそのときに金額の確認をさせていただきます。しております。

そういった御相談の中で養育費の話合いが不十分なまま離婚されたり、受け取っていた養育費が受け取れなくなってしまうというような相談があったときには、相談者の方の御意向を確認した上で、弁護士さんに御相談をしたいということであれば山口県母子父子センターや山口県弁護士会が行われている無料の弁護士相談を御紹介をしているところです。

以上です。

#### ○田中委員

分かりました。山口県のほうの無料相談があるということで、そこにつないでいるということで分かりました。離婚するときに割とヒートアップしていたりして、もう投げやりになって、会いたくないし、もう縁切りたいというのでもらわなくていいというふうになったけど、実は落ち着いたらやっぱり、とはいえども厳しいよねという現状があるというような話もお聞きするので、やっぱりアドバイス的に冷静に落ち着いて弁護士さんにつないで後の生活を支えることも大事ではないかと私は思いますので、周辺の自治体を見ても、例えば1時間だけの弁護士無料相談の制度をつくったりしているところもございますので、今後そういったところも研究しながら、声がなくても子育て支援、そういった部分に前向きに、やっぱりおっばい都市宣言している光市として取り組むことも大事かと思っておりますので、ぜひそういった体制整備をしていただけたらと思っておりますので、そのことをお願いしまして、終わります。

#### ○森戸委員

三島温泉についてお尋ねしますが、供用開始してからどのぐらいたちましたかね。指定管理が2期ぐらいで10年ぐらいですかね。

#### ○岡村福祉総務課長

平成24年の10月13日にオープンしていますので、10年ぐらいですね。

#### ○森戸委員

10年ぐらいでしょうね。10年たって、その施設自体、そろそろ温浴施設ですので、大きな傷みとかその辺のところ結構出てきているんじゃないかなと思います。東善寺なんかも結構長期に休んで修繕をしていたりとかという状況でしたので、その辺に対する備えといいますか、日々のメンテナンスは指定管理者と協議をしながらやっていると思うんですけど、そういう大きな部分に備えて

対策は取っておられるのか、計画なり、そういうものがあるのかないのか。

○岡村福祉総務課長

三島温泉健康交流施設の修繕等に関しては、営繕計画を立てて計画的に修繕等を行って、営業に影響がないよう努めているところでございます。

○森戸委員

分かりました。ほかのそういう施設を見ても定期的なところの段階でリニューアルをしたり、そういう状況になってきていると思いますので、温浴という水の関連ですので、どういう状況が起こるかは分かりませんが、そういう部分に備えていただけたらなと思います。長期間利用できないというケースが結構出てきていますので、きちんとそういう部分に目を光らせていただけたらと思います。

それと民生委員の改選というか、去年の12月にあったと思います。現在の充足状況はどういう状況でしょうか。国の制度ではありますけれども、分かればお願いをいたします。

○岡村福祉総務課長

民生委員、児童委員の充足状況でございますが、現在、本市の定員122名に対して1名欠員が生じて、121名の民生委員さんに従事していただいているところでございます。

以上です。

○森戸委員

県内の状況というのは分かりませんが、結構きちんと確保できているというような状況であろうかと思うんですが、その辺はどういうふうに認識されていますか。ほかの町とかと比べると。

○岡村福祉総務課長

県内他市で充足しているのが、防府市さんと長門市さんの2市に限られています。そのほかの市町村においては、10名以上欠員となっている市もありますので、それに比べると充足はしていますが、欠員が生じることでほかの民生委員さんに御負担をおかけしているので、十分と言えるかといわれれば、なかなか難しいところだと思います。

○森戸委員

基本的に民生委員さんのお話を聞くと、なかなか実際のところは成り手がなくて、同じ方が仕方なしといたしますか、志を持って続けておられるといたしますか、代わりがなかなかいないよというような御相談を受けていますので、そういう状況が現実にはあつての1人というような状況だと思しますので、そういう部分に関する支援を市ができるかどうかは分かりませんが、そういった厳しい状況での今の数があるという部分に関しての認識はどのように思っておられますか。

○岡村福祉総務課長

今委員仰せのとおり、渋々といったらあれなんですけれども、後任がないので善意の気持ちで継続していただいている方が多くいらっしゃることは市としても認識をしております。病気等でどうしても後任を探さなければならなくなったような状況には、地域の御意見を伺いながら、担当地域の方と市のほうで一緒をお願いに上がって、後続の委員さんの選任、就任のお願いをしているところでございます。

○森戸委員

年齢に特に制限はありませんでしたですかね。何かありましたっけ。

○岡村福祉総務課長

民生委員さんの年齢要件なんですけど、国では75歳未満というふうにされておりますが、山口県においてはそこを5歳引き上げて80歳未満というふうにされております。実際、成り手がない地域においては、80歳以上の方が民生委員を続けられているような状況もあるというふう聞いています。

○森戸委員

ちなみに、光市では75歳以上といたしますかね、80歳、どのぐらいいらっしゃるんですかね。

○岡村福祉総務課長

光市においては80歳以上で民生委員を継続されている方はいらっしゃいませんが、75歳以上の数をちゃんと取っていないんですが、70代で受けられている方が63名いらっしゃいます。

○森戸委員

半分近くが70歳以上でやられているということは、志を持っておられるとい

うことと、やはり替わる方がなかなかいないのかなというのが現状ではないかと思しますので、やはり話を聞いたとおりの現状だと思いますので、ここに関しては少し負担軽減なり、仕事のそういう部分に関しては何か考えというものがありますか。どうやったら業務を負担の軽減をしながら続けていけるようにできるか、その辺はどのように思っていますか。

○岡村福祉総務課長

地域の見守りという点では、各自治会に福祉員さんがいらっしゃると思います。民生委員さんの活動と重なる部分については、福祉員さんの協力も得ながら、民生委員さんの負担軽減というところにつなげていけたらいいというふうには思っております。

○森戸委員

福祉員さん自体も恐らく同様に高齢の方でというような状況ではないかと思うんですが、その辺はどう思いますか。

○岡村福祉総務課長

委員仰せのとおり、福祉員についても高齢者による担い手不足というところは問題になっていると思います。そのあたりも地域でどういった方が従事していただけるか、その辺も人選等、福祉員は社協とか自治会の活動になってきますので、その辺の御意見等も聴取しながら、民生委員さんの活動について軽減が図られるようなものを考えていかなければならない状況なのかなというふうには認識しています。

○森戸委員

あと自治会運営もそうですが、こういった民生委員の活動もかなり高齢化して、相当厳しいといえますか、地域福祉の担い手が高齢化しているという状況で、若い方をどう取り込むか、なかなか共働きとかで難しい側面で、これは自治会運営についても言えると思いますけれども、業務の負担とかその辺が軽減できるように支援をしていただけたらと思いますので、かなり切実な状況にあるという認識で私はおりますので、よろしく願いいたします。

それと、公立保育園の状況についてお尋ねいたしますけれども、ある民間の園で多子世帯が多いというような状況で、その理由についても一般質問等でお話をしましたけれども、公立保育園の中でも非常に多子世帯が多いというような状況があると聞いていますので、その現状、どういうふうな現状なのか。例えば、園数がこのぐらいいてどのぐらいの割合でそうなっているのかとか、その辺

のところが分かれば教えていただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

お尋ねの公立保育園の入園時の世帯数と多子世帯の割合、その辺のお尋ねだろうと思います。

6月1日で、まず、みたらい保育園が、園児が17人に対し入園児の世帯数が12世帯、3人以上の多子世帯が7世帯となっております。浅江東保育園が、園児が67人で、入園児の世帯数が57世帯のうち、3人以上の多子世帯が18世帯。それから、浅江南保育園が、園児が36人おりまして、世帯数が28世帯のうち、多子世帯が7でございます。大和保育園でございますが、園児が80人に対し、世帯数が61世帯のうち、3人以上の多子世帯が20世帯ということで、おおむね3割程度の園が多いですが、みたらい保育園については、今、割合としては5割を超えているという状況でございます。

以上でございます。

○森戸委員

5割を超えているところの園については、その原因と言ったらいけませんけれども、そのような傾向性が出るのはなぜなのか。そのようなところはどのように考えていらっしゃいますか。

○温品子ども家庭課長

今申し上げた傾向でございますけれども、みたらい保育園のこれまで地域性、それから保護者等の、兄弟のお兄ちゃんが入っていれば弟もというような、同時入所の数ではなくて子供の人数ですので、保育園の数と整合というのは今の段階では分析できておりません。ただ、委員が着眼点としてお尋ねいただいたように、少し室積地区で多子世帯が本当に多いのかどうか、その辺は今後研究してみようと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

私が聞いたお話のところも、室積地域の私立の保育園でありますので、ぜひそういう状況が起こる原因とかその辺をしっかりと把握をしていただいて、そういうものを研究するというのが公立の保育園とか幼稚園の役割でもあろうかと思っておりますので、出生率に結びつくようなところをぜひひもといいただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、民間診療所誘致に向けたPRの今回予算等が上がっていましたけれ

ども、その辺の執行状況が分かれば教えてください。

○田中健康政策担当次長

大和地域民間診療所誘致事業につきましては、今年度は泌尿器科、眼科の全国の医学誌において広告を5月と7月に合計4回掲載、また、6月、7月で同郷会など3か所においてチラシを配布し、周知を強化するという形で進めております。

○森戸委員

もう既に打たれているとは思いますが、反応はいかがですか。

○田中健康政策担当次長

現在のところ、その反応は得られておりません。

○森戸委員

分かりました。また7月とかあるというところがございますので、また見守りたいと思います。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○大田委員

補正予算でも出ちよったんですが……

○委員長

いや、大田委員、それは補正のときに質疑じゃなくて、その中で補正予算のどの部分なんでしょうか。どうぞ、続けてください。続けてよろしいですか。

○大田委員

いいですか。

○委員長

はい、いいです。続けてください。

○大田委員

補正予算でも出ちよったんですが、憩いの家の管理、解体工事がこういうふう

にうたっている。全館11館の中で7館がこのたび廃止に持って行って、残りが4館とあるというふうに今現在なっておるんですが、その4館において、施設の利用者のその都度のふれあいサロンとか、いろんな利用者のリーダーに対して、この12月で閉館するから、次に行くところを考えてほしいというふうに関心の方からお聞きしているんです。そここのところが、私どものところで聞いた今からも存続をしていくよというふうに関心の方はお聞きしたんですが、利用者のリーダーの方に12月で閉館をするということはどういうことなのか、御説明を願いたいと思っておるんですが。

○加川福祉保健部次長

12月に廃止する、こういったことを現時点で決定しているという事実はございません。説明に職員が伺っておりますけれども、利用団体の方とお話をする中で、利用団体の方から、移転先が仮に決まった場合にどうなるのか、例を挙げて教えてほしいというようなお尋ねがあったと聞いております。そのときのお答えとして、10月に決まれば10月からは廃止に向けての手續、12月に決まれば12月から廃止の手續を始めるというような旨の回答をしたということは聞いております。当然、12月で廃止ということは決まっておりますので、職員自身がそのような説明はすることはございませんが、ただいま例を挙げてということで、12月という例を申し上げておりますので、ひょっとしたらこういった経緯から利用者の方が12月に廃止するという御理解をされたのではないかなということ推察しております。

以上です。

○大田委員

執行部のほうは、要するにまだ12月に廃止するというのは決めていないと。ただ、利用者の方が勘違いして12月に廃止されるというふうに関心間違ったというふうな理解なんですか。

○加川福祉保健部次長

私もその場におりませんでしたので、正式にどのような話をして、どのような理解をされたというところは承知しておりませんが、12月という言葉はその例えとしては出してありますので、そういったことでそういうふうに関心間違ったのかなどは思っておりますし、我々としても、説明の在り方を含めて少し誤解を招くようなことがあったのかなというところは、少し反省をしなければいけないかなとは思っております。

利用者の方には、改めて正しい情報をまた、そのような御理解をされているの



であれば、正しい情報をお伝えしなければならぬというふうに考えておりません。

以上です。

#### ○大田委員

そのときに、利用者の方に、ここを使えんようになったら他の候補地はこういうところがありますとかいう写真入りの資料をお渡しされたんです。そのときに、岩田コミュニティセンターというのが書いてある。岩田コミュニティセンターはどこにあるんじゃないかと私らは思ったわけです。大和コミュニティセンターというのは分かるんですが、岩田コミュニティセンターはどこにあるんじゃないかと。それらまで写真入りで渡しているんです。そういうふうな岩田コミュニティセンターってどこにあるんですか。教えてください。

#### ○加川福祉保健部次長

委員がおっしゃられている資料につきましては、現に活動されている利用団体の方に対して、別の場所での活動継続を御検討いただくために、また、その利用団体の方に分かりやすく説明するために、職員が他の公共施設等の空き状況を調べて、まとめてお渡ししているものでございます。

御指摘の岩田コミュニティセンターは、大和コミュニティセンターの誤りでございます。職員が作成の過程で少し誤って記載をしてしまったというところでございます。

#### ○大田委員

要するにこれでも、今、誤りと言われたが、要するに、そのように利用者のリーダーの方に言葉での誤解を与える。12月には出ていってくださいというふうな感じの印象を受けておられる。それは私はどうかと思うんです。そういうふうな一生懸命、リーダーの方は人をお誘いして、そこで憩いの家で皆さんとの親睦を深めて生活、生きる支えの一つの一端になって活動しておられるのに、そのように12月でどこへ行こうか。それで持ってきたら岩田コミュニティセンター。大和コミュニティセンターということらしいんですが、大和コミュニティセンターなんかいったらもうずっと空きがほとんどないぐらい詰まっているわけですが、現在のところは。そのようなところをお示しするとかされておられるし、また、そこまで行くのにリーダーの方が車なんかで行かれると、タクシーで行けとか言われるかも分かりませんが、車で連れて行ったりされなくちゃいけなくなる。そうなる、もし事故でも起こったときなんかはどうするかということも考えられるわけです。今のところは、こういうふうな第2、第3とかいって、近く

にあるから皆さんがそこに集うておられる。以前は、近くの住宅に入った例とかいう答弁もありましたが、そういうふうに、今現在、憩いの家を老人クラブ、ないしは、そのような活動をしておられる方がいろいろ使っておられる。それを、いや、古くなったから駄目だから潰してしまえと。まだ十分、あと10年ぐらいは使えそうな感じなんです、そういうような市の方針を前面から打ち出して、そこに使っておられる方の動向をよう探りもせんというのは語弊があるかも知れませんが、そういうふうに思われるような言動をしておられると。そういうのはどうかと思うんですが、その辺のところはどういうふうに思っておられるかをお教えください。

#### ○加川福祉保健部次長

大和老人憩いの家につきましては、12月でも少し御説明をいたしましたけれども、自治会集会所的な使用をされているケースが多かった。それから、委員も今申しされましたけれども、老朽化が進んでおる。さらには、老人憩いの家のない地域の方につきましては地域の集会所や公共施設などを拠点とされている、こういったことがまずございます。

光市公共施設等総合管理計画においても、地域の集会所的な利用状況もあることから、旧光市における自治会集会所の在り方を踏まえ、利用団体等をはじめとする地域の代表に対し、市の考え方等を説明するとともに、地域への譲渡等に向けた意向確認を進めるなど、理解を求めますというふうに整理をしております。

老朽化というのは、委員はまだ10年は使えそうだとおっしゃっていただきましたけれども、それぞれもう天井が下がってきたり、床が沈んでおったりというような状況もございまして、早い段階で使えなくなるような状況も想定されますことから、我々としては早い段階でお話をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

#### ○大田委員

いや、確かに地域の自治会の代わりを年1回か2回使われることはあります。でも、主に老人憩いの家は、目的のとおり、老人クラブ、そのような団体が多く使われているわけです。それを、いや、それは使っていない、自治会が年二、三回使っているから主に使っていると、それを前面に押し出して進めるんじゃないかと、老人の家の目的として、一番最初につくった目的をそのまま使っている、そういうところを私は大事にして、その目的をそのまま達成するのがいいんじゃないかと、常に私はそういうふうに思っておるんです。それを言葉は悪いかも

分からんがひん曲げて、自治会が年二、三回使うから自治会が使うというような感じの物の言い方は少し控えてほしいと思っているんです。確かに使っていないところの解体は、それは仕方ないと思います。大和町時代に老人憩いの家としてつくって、その目的をずっと達成している、今残っているところなんかはそれが達成、達成しておるといのはちょっと語弊があるかも分からんが、その使用目的でそのまま使っている。それを無理やり「言い間違いかも分かりませんが」とか言いながら、12月には出ていってくださいというような感じの担当者の方が言ってこられて、そこのリーダーの方は困って「どうしようか」と言っておられる。それは、そういうふうな誤解は解きたいというふうに言っておられたが、そういうふうな誤解のあるような言葉を聞かせること自体が私はおかしいんじゃないかなというふうに思っておるんですが、そこのところはどういうふうに思っておられますか。

#### ○加川福祉保健部次長

誤解を与えるような発言をしたのかどうか、私はおりませんでしたので、正式なところは承知しておりませんが、少なくともそのような御理解をされたということであれば、何らかの言い方には問題があったのかなということは推察はしております。

したがいまして、これも先ほども申しましたけれども、少し説明の仕方等も含めてきちんと整理をして、そのときは、職員の都合上、一人で対応したんですけども、二人、複数で対応するなど、その対応、在り方についてはしっかり整理をした上で、また引き続き話合いに臨みたいというふうに思います。

#### ○大田委員

ぜひとも、その目的のとおり、老人憩いの家の目的のとおり今使用されているんですから、ぜひともその目的のほうに沿って、いついつが駄目だよ、いついつまでしか駄目だよとかいう発言のことはちょっと控えてもらいたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、西部憩いの家か、光西部憩いの家に西部地域包括ケアセンターが移ったというふうにお聞きしました、前回の委員会で。その利用状況というのはどういうふうになっておるんですか。教えてください。

#### ○安池地域包括支援担当課長

まず、西部地域包括支援センターを西部憩いの家内に本年度の4月から設置をし、住民に慣れ親しんでもらっている西部地域包括支援センターの名称を残すことと、市民の身近で相談しやすい場所に窓口を設置するというのを目的

に、職員3名を配置して、今までの西部地域包括支援センターが行っていた業務を行っています。

憩いの家のほうは、もともと高齢者の休養・交流を目的とした施設であるため、センター専用スペースの確保が十分に取れないため、必要人員である6人全てを配置することが困難なこと、相談スペースや駐車場の確保が十分にできないことから、基幹型センターが補完機能を担って一体的な業務を行っています。

西部センターで実際、4月、5月に総合相談で対応した件数を申しますが、合計で216件。前年度、西部センターが対応したのが297件。前年度の西部センターは、総合相談を5人で対応をしています。なので、3人で対応した216件といえば、今年度、頑張っただけで対応していると考えられます。

以上です。

○大田委員

憩いの家が今現在3人と、定員が約6人であるのに3人であった。そうしたら、3人は基幹センターから応援に行くということによろしいんですか。

○安池地域包括支援担当課長

基幹型センターのほうに会計年度任用職員を募集し、現在、約1名の確保はできております。あとは欠員になるため、基幹型センターの職員がそちらを補完して一緒に業務を行っています。

西部センターにおいては、市民の相談を主に行っておりますし、基幹型センターは、西部圏域のケアプランを居宅事業所に委託しております関係で、その居宅事業所の給付管理やケアプランのチェック等の担当を主にしております。

以上です。

○大田委員

大体6人が定員だから、3人で216件も担当しているから頑張っておられると。それは確かに頑張っておられると私は思うんですが、でも、3人で対応じゃないでしょう。基幹センターからその都度応援に行っているんでしょう。3人だけで216件対応ですか。

○安池地域包括支援担当課長

今言いました216人は、西部憩いの家での実績です。基幹型が西部圏域の市民の方に相談に乗ったのは296件、合わせて512件の相談対応となっています。

○大田委員

西部憩いの家に西部地域包括ケアセンターが移動して216件対応したと。それの中の6人中3人が配置しておると。それで、296件は基幹型センターに相談に来たということですね。それだったら、3人で何ぼでも216件対応できると、今回はそういうふうを考えられるようになりますよね、そうなる。違いますか。

○安池地域包括支援担当課長

3人で216件に対応はできています。でも、総合相談以外の業務というものももちろんありますので、この3人だけで西部センターの業務を回すということにはなかなか難しい。そのために基幹型センターのほうで補完をするというふうになっています。

以上です。

○大田委員

3人で回っちゃうんだが、本当は6人定員なのに3人で回っちゃう。その中で、応援で3人ぐらいは基幹型から応援に行くと。その基幹型には7人じゃったかな、おって1人確保したというふうにお聞きしておるんです。そうしたら、当然、人数というのが両方に対しても足らんのではないかと思うんですが、そのところはどういうふうを考えておられるんですか。

○安池地域包括支援担当課長

人力的には充足はできていません。ただ、基幹型のほうも、西部センターの業務をまず優先し、西部圏域の市民の方に迷惑を被らないように、サービスの低下をしないようにというところで、まずは基幹型の業務というよりは、西部センターの業務を優先し、対応するというようにしております。

○大田委員

それで、そこで、西部憩いの家で地域包括センターが3人でやっている、それは要するにこうから訪れた方だけの相談ですか。それとも、地域包括支援センターからその方に、相談された方のところに自宅訪問とかというのはないわけですか。

○安池地域包括支援担当課長

一応、基幹型のほうにいる職員も訪問等をして、そちらで対応させてもらっています。西部センターの職員も、受付をするだけでなく、きちんと訪問等の対応を取らせていただいております。

以上です。

○大田委員

そうなる、当然1人で行くんじゃなくて、2人ぐらいで行くじゃろうと、そのお宅に訪問するじゃろうと思うので、そのときには1人になるわけですね、西部地域包括支援センターの対応が。そうなる、当然対応し切れなくなるというふうに思うんですが、そのときには基幹型から常に応援に行っちよるわけですか。

○安池地域包括支援担当課長

必ず西部センターのほうには1名は相談対応で残るようにしております。どうしても相談内容によっては緊急的に訪問が必要になる場合があります。そうしたときには、基幹型センターのほうが協力をして訪問するという体制を取っております。

以上です。

○大田委員

だから、そういうふうに要するに基幹型と西部地域包括支援センターを一緒にやりよるということは、人間的に無理がいつちよるわけですね。そういうふうに考えられるんですが、違いますか。

○安池地域包括支援担当課長

西部センターのほうの業務に従事しているというところで、今までにない少ない人数でやっているというところは認めております。

以上です。

○大田委員

それは、そやけん、そういうふうに無理がいつておるということである。そうしたら、今までそこで、西部包括支援センターを契約で受けておられた方が要するに辞めたよという、それに対する罰則か何かはあるんですか。

○安池地域包括支援担当課長

契約書の中には違約金の項目が幾つかありますが、今回の解除に当たっては該当するものがございませんでしたので、違約金は特に取っておりません。3月の委員会においても、他議員から罰則規定を設けること等の意見を頂いておりますことから、どのような規定が可能かなど、入札担当所管にも意見を伺いながら、次期委託契約に向けて検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○大田委員

そういうふうに違反規約というのが全然ないから、要するに、もう辞めたとしたとき、極端な言い方をしたら、もう辞めたと、それで済むわけですね。契約というのは何のために契約したかというのがあるわけです。契約というのはそれを遂行するために契約したんじゃないかと私は思っておるんですが、それが何もないから、はい、辞めたで済んで、それを来んなら市のほうが補完せんにやいけんと。そうしたら、それに対する無理がいきよるよというふうに感じておるから、今後ともそのようなことがないように、また西部センターにおいても住民に対して何ら不都合が起きないように、基幹センターから補完するんですが、基幹センターもいろいろやるのがたくさんあると思うんです。そのところは十分考えて今後とも運営していってもらいたいと思いますから、よろしくをお願いします。

次に、3月の予算審議でも障害保育費補助金が前年度より600万円増加しているというふうにお聞きしております。障害児や気になる児童が増加していることで600万円増えたということでございました。今年度はこうした障害児や気になる児童が私立と公立のそれぞれの保育園にどのくらいいるのか教えてもらいたいと思うんですが。

○温品子ども家庭課長

お尋ねの今年度における市内の障害児や気になる児童の状況でございます。

先ほど、予算審議でと言われた補助金につきましては、あくまでも支給対象は私立園でございますが、この補助金の要件に該当する児童は、特別児童扶養手当を受給している児童、あと、発達障害などの傾向はあるものの集団生活が可能な児童とされております。

お尋ねの6月1日現在でこの要件に該当する児童でございますが、公立園が17人、私立園が33人となっているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

公立が17人、私立が33人ということですね。それぞれ全体の園児数じゃろうと思うんですが、どのぐらいの割合になっているのかちゅうというのがあると思うんですが、割合を教えてください。

○温品子ども家庭課長

公立が保育園 4 園で199人ですので、割合にしますと約8.5%、私立が保育園 7 園ございまして、870人ですので、約3.8%という割合になっているところがございます。

以上でございます。

#### ○大田委員

これ、17人で8.5%、33人で3.8%という、本当かいな。いや、公立が17人で199人か。そうか。ごめんなさい。それで、公立のほうが割合が多いということになっているのですが、それに対する保育士ですか、それが一応、乳幼児の場合は3人に1人とか、2人に1人とか、4人に1人とかいうふうに保育士が担当するようになっているのですが、障害児に対してはそのようなことが条例で決められておるのかどうか教えてください。

#### ○温品子ども家庭課長

お尋ねの障害児に対する配置の基準等があるかとお尋ねでございますが、障害児や集団を送るに当たって困り事を抱えている児童に対するサポートや援助ができるよう、保育士を加えて現在対応しているところがございます。

なお、そういった障害のある子供などへの保育士の配置基準等は特別、具体的な基準は設けられておりません。

以上でございます。

#### ○大田委員

配置基準、一応は決められていないと今言われたんですが、そこには障害児を預かっているんだから、それなりの保育士も配備しないといけないということになると思うんです。そのところはいろいろあるだろうが、それが、園児が小学校に入学した、そうなったら当然、小学校はそういうような対応をされると思うんですが、福祉のほうもそれに対する一緒になって連携して対応されると思うんですが、それに対して何か取り組んでいることは福祉のほうは何かあるんですか。

#### ○温品子ども家庭課長

障害児等に対する福祉のほうからの小学校との連携という観点で申し上げますと、小学校と連携した取組として、基本的に小学校入学前に学校の教諭が保育園を訪れて、気になる子の確認や保育士との意見交換を行っております。

それから、入学後につきましても、保育士が小学校の参観日などの機会を通じまして学校を訪れて、その後、教員との意見交換など、そういったことを行って



おります。

教育所管との連携が必要なものでございますので、今後もしっかりと連携しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

入学前と入学後の参観日なんかに行ってから教師と一緒に相談しながらいろいろやっておられるということでございます。直接的にはやっていないということですね。

○山野井子ども家庭課保育指導担当課長

今お尋ねの直接というのは、小学校にということも含めてでしょうけれども、日頃の障害支援を必要とする子供に対してどういうことをしているかということで、保育の現場でお答えしたいと思います。

支援を必要とする子供に対して、具体的には、保育園・幼稚園では、食事や衣類の着脱、トイレや手洗いなど、生活に関わる基本的な動作を自分でできるよう、身辺自立の支援をしています。また、集団生活に苦手意識を持つ子供には、友達とのコミュニケーションの取り方を覚えたり、集団生活に慣れていけるよう個別の声かけやサポートをしています。

支援の方法につきましては、専門機関や専門家の巡回、助言、アドバイスも仰ぎながら行っています。また、子供への支援だけでなく、保護者の相談や悩みに対しても、担任だけではなく、他職員と連携し合いながら、園全体で子供と保護者のサポートをしているところです。

以上です。

○大田委員

そういうふうにもいろいろな支援をされているというのは、ある程度は分かりました。それじゃから、引き続き、全ての子供たちに対しての今後ともきめ細かい保育ですか、支援なんかを提供していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、きゅつとについてお聞きしたいんですが、令和3年度の相談対応をお聞きしていると、約6,000件ぐらいの相談に対応しているとお聞きしておるんですが、それは何人の職員で対応されているのかどうかをお聞きしたいと思うんですが。

○和久子ども相談担当課長

子ども相談センターきゅつとでは、正職員3名、会計年度任用職員4名、合計の7名の職員が相談に対応しております。

以上です。

#### ○大田委員

その7人で対応されておるということは、結局、相談に来られた方はその7人で対応されるんですが、相談が1回で終わるんじゃないたら7人でも十分対応できるじゃろうと思うんですが、当然1回ではなくて何度も何度も相談してこられると思うんです。それに対するまた自宅訪問なんかもされると思うんです。そうすると、当然1人じゃなくて2人1組とかぐらいで相談対応に行ってもらえると思うんですが、そうすると、1件に行くのに行ってすぐ帰るとかいうことになると、やっぱり1時間か2時間ぐらいそこで対応して、それが2件一緒じゃったら4人ぐらい対応になると。そうしたら、残っちゃう人がごく少なくなってくると。そうすると、相談に来られた方が受付窓口で対応し切れないから、その違う人にこういう相談で来ましたというふうな相談して帰られる方があると思うんですが、そのようなときの対応はどういうふうにされているんですか。

#### ○和久子ども相談担当課長

できるだけ相談センターに職員がいない状況はつくらないように努力はしているんですが、それでも誰もいないといった場合は、ほかの子ども家庭課の職員もおりますので、相談に来られた方のお名前、連絡先を聞いておいて、後ほどこちらから改めて対応させていただいております。

以上です。

#### ○大田委員

じゃけん、それらは、改めてその住所、氏名を聞いておいたら、そこにお伺いして相談に行くというふうになるという。それも1回で済めばいいんじやが、2回、3回、4回とか行かなくちゃいけないと。当然、市の職員の人手が足りないから、そういうふうなすごい忙しい目を見にゃいけんからと思うんですが、市民に対する問題に対して、より多く寄り添っていってもらいたいと思うので、相談員の方をもう少し増やしてもらって、一人でも多くの相談が受けられることをできるようにお願いしたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、生活保護についてお伺いしたいと思います。

生活保護基準について、光市では生活保護を受けた場合の生活保護基準というのを決めておられると思うんですが、お幾らぐらいなんですか、基準としては。

○岡村福祉総務課長

生活保護基準についてのお尋ねです。保護基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、住んでいる場所などに分けて国が定めております。国がモデルと示しております夫婦と子ども1人の3人世帯と高齢者の単身世帯を例示として、本市における1か月間の生活保護基準でお答えをさせていただきたいと思いますが、夫婦と子ども1人の世帯、これは夫が33歳、妻が29歳、子どもが4歳の場合ですが、生活扶助費が14万990円、住宅扶助費が上限が3万9,000円、高齢者単身世帯、これは68歳がモデルなんです、生活扶助費が6万6,640円、住宅扶助費は上限が3万円とされているところでございます。

以上です。

○大田委員

思うたより少ないんですね。それで、これに対して国民年金やらかいろいんな年金があると思うんですが、そういうのがある場合には、今提示された6万6,640円とかいうふうに、それより低い場合には、提示された生活保護基準との関係というのはどういうふうなことになっておるかちょっと教えてください。

○岡村福祉総務課長

生活保護制度は、補足性の原則というものがございまして、収入がある場合は、ただいま申しあげました生活保護基準を下回る収入の場合は、その差額について生活保護費が支給されるという形になります。

以上です。

○大田委員

そやけん、思ったより少なかったんですが、6万6,000円以下の場合は6万6,000円になるような生活保護でプラスもらえるということの考えでよろしいんですか。

それに対して、持ち家がある人があると思うんです。それは生活保護がもらえないという我々の思いからしたらあるんですが、実際はどのようになっちよるのか教えてもらいたいんです。

○岡村福祉総務課長

持ち家については、資産となりますことから、高額の場合は、原則として売却して生活費として活用していただくこととなります。それ以外の場合は、最低限度の生活の維持のために、保有を認めることもございます。

以上です。

○大田委員

もしそれが売却となると、すぐ売れたらそれはそれでいいんでしょうが、1年後ぐらいに売れたとか、そうなった場合は、それは要するに、あんた売れるから生活保護出さんよということになるんですか。そのところを教えてください。

○岡村福祉総務課長

保有を認めた場合であっても、売却して利益を得た場合は、利益を受けるまでに受けた生活保護費について返還を求めることとなります。生活保護費を返還をしても、まだ売却益が残っている場合は、生活保護の停止や廃止をして、その売却益によって生活を営んでいただくようになるようになっております。

以上です。

○大田委員

じゃけん、それが高額でない場合は、生活保護費が出る可能性があるということの解釈でよろしいんですね。いや、要するに、高額の場合は売却してもらって、その間の生活保護費は見て、売却し終わったら、その売った金額で戻してくださいよという答弁じゃったと思うんですが、それが高額でないと、極端に言ったら、もういよいよ、極端な話ですよ、今にも崩れそうな家だから資産価値がないという場合なんかはどのようになるんですか。

○岡村福祉総務課長

その場所が所在するところ、土地とかによって評価額も変わってきますので、そのケースによって変わってくると思いますけれども、処分価値が低い場合については保有を認めて生活保護を受けていただくことになろうかと思えます。

○大田委員

じゃけん、それで言ったら生活保護が出る場合もあるという解釈でよろしいことですね。

それで、在宅以外に、実際に今6万6,000円じゃから、8万円ぐらいの貯金があったとか、高額な貴金属やらを持つちよるとかいうのが分かった場合とか、その辺があった場合はどのようになるんですか。

○岡村福祉総務課長

宝石類とかいう高価な物、貴金属とか、その辺りについては基本、処分をして生活に充てていただくというのが原則になります。預貯金については、生活保護

の開始時と生活保護を始めてからによって若干取扱いが異なりますが、原則として生活保護を受ける前であれば、その預貯金を活用して生活を営んでいただき、手持ち資産がなくなった時点で生活保護の受給となります。生活保護を受けからということになりますと、本人のやりくりで一定程度お金が貯まることもあります。その場合は、電化製品が壊れたとか、エアコンが壊れたとか、そういった物の買換え等に充てられる場合もありますので、一定程度保有を認める場合もあります。

以上です。

#### ○大田委員

そういうふうにある程度の一定の保有を認める場合もある。それじゃから、それを生活に充てて、なくす場合もあるというふうな感じで思えばいいわけですね。了解しました。

それから、準備室についてお尋ねしたいんですが、まほろばがこの間、契約前に放棄されて、全国的に募集を開始されて、来年の4月1日の開始の目的で全国に発信されたと思うんですが、もう発信されて1か月ちょっとたつと思うんですが、それに対する応募状況とといいますか、問合せ状況とかいうのはどういうふうになっておるかちょっと教えてもらいたいんですが。

#### ○中本介護老人保健施設民営化準備室長

申込状況ということでお尋ねをいただきましたけれども、まだ申込期間中であり、今後の相手先の意思決定等に影響を及ぼすおそれがありますので、現段階では回答を差し控えさせていただきたいと思います。問合せ等はございます。

以上でございます。

#### ○大田委員

問合わせがあるという答弁でよかったですね。それが何件ぐらいあったかというのはい言えないと。実際に応募があったかどうかというのはい言えない。

#### ○中本介護老人保健施設民営化準備室長

先ほどの繰り返しになりますけれども、相手先の意思決定に影響が及ぼすおそれがありますので、そういったことは差し控えさせていただきます。

前回の公募の際にもそういったことは申し上げておりません。辞退という結果が出た後に、何件応募があったというのは、情報を提供させていただいたという対応をとらせていただいております。

以上です。

○大田委員

たしか、7月の中頃が締切りじゃったと思うんですが、締切りが後でも言えない。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

応募の締切りは6月30日が締切りです。締切りの後も、それから審査をいたしまして、優先交渉権者を決定して、前回は交渉権者を決定した後に辞退をされたという形でしたので、その後も辞退をされる可能性がないとは言えませんので、慎重な対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○大田委員

それは要するに候補者がおって、契約した後じゃったら発表できると。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

その辺りまだ検討はしておりませんが、まずは仮契約を行いまして、その仮契約を行った後に、議会の議決を得ることになります。議会の議決を得た後に、本契約の通知を行って本契約という段取りをとるんですけれども、少なくとも本契約を結ぶまでは公表することはできないというふうに考えております。

以上です。

○大田委員

本契約が終わっても、先ほどのように辞めたという場合があるかも分からんですね。そういう場合はどねえなるんですか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

本契約までいけば辞めたということはないとは言いきれませんが、契約をもらっておりますので、ないというふうに私たちは考えております。

以上です。

○大田委員

いや、実際に契約を辞めたというのが、実際に今現在出てきちよるんですよ。少しやってから辞めたちゅうのが。その場合はどねえなるんですか。契約書の中にそねえな、うたうようにしている、今回はうたうんですか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

辞めたという契約を破棄した場合にどういった、そうならないように努めてはいきますけれども、今のところ契約を破棄、本契約をした後に破棄し、たらどうするかというところまでは考えてはおりません。そういったことはあまり考えてはいないです。今のところは。

以上です。

○松村福祉保健部長

先ほどの西部の地域包括支援センターにつきましては、業務委託ということで5年間の契約期間があるものでございます。このたびの、まほろばにつきましては、売買の委託契約でございますので、これが成立して履行された後には、もう光市のほうに所有権もありませんし、それをその後になって辞めたと言われても、既に成立している契約になりますので、それを取り消すということはできないのかなというふうに考えております。

○大田委員

でも、たしか10年間はそこの維持のままやってもらうという契約じゃったと思うんですが、売買契約じゃったからそれをほかに何に使おうと関係ないというような今、答弁に受けたんですが。

○松村福祉保健部長

基本的には、土地建物という財産の売買の契約でございます。その売買の譲渡した後の条件として、10年間介護老人保健施設事業を実施していただくというものがあるというものでございますので、4月1日に譲渡した後に契約を無効にするという相手方の申出があったとしても、それは既に成立した契約の範疇でございますので、契約を解除するということはできないものというふうに理解しております。

○大田委員

4月1日から施行されるんですが、その前に本契約というのを結ばれると思うんですよ。その間に辞めたという場合も考えられるわけですよ。

○松村福祉保健部長

確かに全くないというわけではありませんけれども、一般的にこうした財産の売買契約において、そうした場合を想定するというのは、現在今、我々のほうでは認識の中にございませぬ。当然、その場合には違約金であったりとかという

ようなものは、代金ですね、すみません。代金の納入。

すみません。ちょっと今まだ契約書の中身というものについては精査しておりませんが、場合によってはそういった場合の違約金というようなものも考えていかなければいけないのかなと、今お話を聞いて思ったところがございます。

以上です。

○大田委員

先ほどは4月1日から始まって、売買で金をもろうと。10年間は施設を維持するという条件付契約であったんですが、今、部長の答弁はそこのとこまで10年というような、もう売買で売ったんだからもういいよというような答弁じゃったと思うんですが、そこのところはどう考えておられるか。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

10年継続を譲渡の条件としておりますので、譲渡した後もそういった履行状況については確認をしていきたいと考えております。

○大田委員

極端にいうたら3年行つたと、その条件のうちの10年契約の部分で3年行つたと。それじゃがやれんから、この中間施設はやめたと。次の何か違うのをやるという、考えられんことはないんですよ。

○中本介護老人保健施設民営化準備室長

一応、条件は10年というのを付して、売買の契約をしますので、一応そこは守っていただきたいんですけども、社会情勢の変化で、老健のこれ以上経営していくことが合理的じゃない。どう考えても難しい、そういった状況になれば、独断でそういった決定をしていただくというのはちょっと、市としても困りますし、その辺りは毎年確認をしていくつもりではありますけれども、そういった変化にも対応する余地はあるのではないかと考えております。

○委員長

これは、10年間の取決めがない限りは、本契約に結ばれないということではないのでしょうか。

○松村福祉保健部長

確かに、条件の中には、そういった10年間の介護老人保健施設事業を実施する



というのはありますけれども、今中本が申しあげましたように、例えば近隣の介護老人保健施設が、軒並み入所者数が減って行って閉鎖する中で、条件に10年間というものがあるから、これを継続しなければならないということによって、相手方の法人のほうの経営に大きな影響があるというような場合には、やはりこれは双方協議の上で、場合によっては、その10年間の間に介護老人保健施設ではない別の形態のそういった事業に振り替えるということは、これは必要な場合もあるかと思えます。

ただ、その場合でも、入所者の不利益にならないように、また働かされている方の不利益にならないようにというあたりについては、もしも論になりますけれども、相手方としっかり協議をして、光市の介護の施設の在り方というのは、検討していく必要があるのかなと考えております。

#### ○大田委員

ぜひともそういうふうに、最低でも10年はやってもらうように、相手方にその条件を飲んでもらうように、ぜひともそれを遂行してもらうように、努力ないし支援というか、応援というか、相談というか、ぜひやっていって、10年間は最低でもやってもらうようにお願いしていますよ。

終わります。

#### 4 経済部関係分

##### (1) 付託事件審査

##### ①議案第35号 令和5年度光市一般会計歳入歳出決算（第4号）〔所管分〕

説 明：西村経済部次長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○田中委員

それでは、10ページのプレミアム付き商品券発行事業についてお尋ねできたらと思います。

先ほど、少し詳細説明をいただいたんですが、地方新聞のほうにも詳細が出ていたので、購入の申込方式について少し詳しく教えていただけたらと思います。

##### ○萬治商工振興課長

商品券購入の申込み方法は、申込はがきを広報に折り込んで配布し、そのはがきで申し込んでいただくことを考えております。

以上です。

##### ○田中委員

広報のほうで申込みのやつをつけてということだったんですけど、ちなみに1人4セットということなんですけど、広報にはがきをつけて出して、ちょっと懸念されるのが、1世帯に何人家族がいるかというのが分からない部分で、はがきが届いた部分で申込みを行うようになると思うんですけど、その確認とかその辺の詳細についてどういう制度でやられるのかをお知らせいただけたらと思います。

##### ○萬治商工振興課長

申込みいただいたはがきの内容をリスト化、データ化し、重複等を確認する予定としております。そのほか、効率的な方法があれば、今後検討したいと思っております。

以上です。

##### ○田中委員

今、リスト化、データ化ということだったんですが、例えば世帯においては、大学生とかだったら外に出てたりという部分があるんですけど、今のお話だと申込時にそれぞれ家族の名前を書いて、この人が何セットという部分で申込み

形になって、それを受けてまた所管が整理を行ってということ、住民票なんかも確認してやられるという理解でいいですか。

○萬治商工振興課長

申込みいただいた後、最終的には購入できる引換券を郵送するようになりますので、申込みの名前の方が記入された住所地に住んでいないと郵便が届かないと思われまますので、そこで市内の方は確認したいと思っております。

以上です。

○田中委員

例えば、確認方法にもよる、家族がいなくても架空の名前でつけて4セットという申込みが入ったときに、そういったときはどういった確認をされるんですか。

○萬治商工振興課長

架空の名前で郵送しても届かないと思っておりますので、そこでチェックはかかるかと思っております。

以上です。

○田中委員

となると、今話を整理すると、広報のときにははがきをつけて世帯ごとに多分家族の人数分で何セットということで申し込むと思うんですけど、通知の郵送が来る分は各個人個人に対して郵送されるという理解でいいんですか。

○萬治商工振興課長

世帯をまとめるか、個人個人にするかというあたりは、これから詳細設計していくこととなりますが、委員御心配のようなことがないようにしたいと思っております。

以上です。

○田中委員

制度設計されているので、ならないようにということなんですけど、ちょっとそこは心配があるので、きちんとした制度設計をしていただけたらと思います。

また、1人今回4セットということで申告というか、応募で配布するということなんですけど、これそもそもは1人、3.5万セットなので、1人に1セットも届かないような数字になっているんですけど、その辺の制度設計の考え方について

て教えていただけたらと思います。

○萬治商工振興課長

令和元年度に実施したプレミアム付き商品券発行事業は、購入できる対象者の方が限定され、低所得者世帯では購入可能者数のうち約50%が購入され、3歳未満の子供を持つ子育て世帯は購入可能額のうち約60%が購入されていきましたので、人口に対しこれらの率以上のセット数を用意する必要があると考えました。

3万5,000セットは、人口の約70%にあたるので、希望される方には行き届くのではないかと考えております。

また、高いプレミアム率を設定しなかったということ、販売単価を今回5,000円としておりますが、低く設定しなかったこと、それから、この事業は国の交付金を活用しておりますので、交付金の金額など様々なことを勘案した結果、3万5,000セットと設計しております。

以上です。

○田中委員

過去には、1人の方が何十万円も購入して、車の購入とか車検に使ったというお話も耳にしたことがあるので、制限かけて、そして買いやすいように5,000円、そして高いプレミアム率というところは賛同するところではあるんですけど、今回、消費の下支えという部分もあるんですけど、生活の下支えという部分も意味としてはあるのではないかと思います。その中で、例えば今3.5万セットを販売した中で、入りとして1億7,500万円入ってくるという部分で、これを差し引きすると8,600万円ぐらいの出になるんですけど、例えばこの間、電気のほうの買換えですね、家電製品の補助金で5倍で2,500万円というものをつけたんですけど、それを500世帯に5万円という割合で出している中で、これ全市民対象にして、そうした生活の下支えを考えたときに8,695万3,000円ですか。

考えたときに、薄いなと正直思ったんですね。もっとできないのかという部分で。これ財政サイド等も協議もちろん行われて設定したと思うんですけど、その部分で、もちろん国の交付金というものもあるんですけど、光市においては財政調整基金等もごございますので、その辺りでどういった協議をされたのか、もっと全市民に行き渡る数が出せれなかったか、そういったことが検討されたのか、お聞かせいただけたらと思います。

○萬治商工振興課長

3万5,000セットの考え方については、先ほどお答えしたとおりです。

それから、本市でも過去にプレミアム付き商品券を発行したことがあります  
が、その中でも3万5,000セットというのはかなり多い数にあたるので、買  
いたいという方には行き届くのではないかと考えております。

以上です。

○田中委員

確かにセット数では多いんですが、額が半分になっているので、1万円に戻せ  
ばセット数は半分になるかと思うんですけど、財政的なことを考えれば、今から  
決算を受けてまた財政調整基金に積み上げが入ると思うんですけど、そういつ  
た利用がまだ秋ぐらいになるという部分を見越して、今、財政調整基金が20億円  
を積んであるという部分を見ると、そこを見越して財調を崩しても市民の  
生活の下支えをするという考え方が、私はできるのではないかとと思うんでき  
ど、そういった協議はされなかったんですか。

○萬治商工振興課長

発行額やセット数については、考え方も様々あると思います。3万5,000セッ  
トで1セット7,000円というのは、先ほども御説明したとおり、様々なことを勘  
案した結果です。

以上です。

○田中委員

しつこいようであれなんですが、では3万5,000セットで市民のほうから申込  
みが入ったときに、4セットまで1人当たり購入できるということなんですけ  
ど、申込みが時点で複数セットではなく1セットが、想定として3.5万以上に申  
込みが来たときの抽せんというのはどういうふうに行われるんですか。

○萬治商工振興課長

抽せんの方法は、データ化した申込みの中から無作為に抽出をすることを考  
えています。

以上です。

○田中委員

分かりました。場合によっては1セットで申込みをしても、手に入らない  
人がいるということが起こるということで理解をさせていただきました。

あと一点、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、以前に市民に商品券  
を配布したときもあるかと思うんですけど、そのときとの事務費の比較につい

て教えていただけたらと思います。

○萬治商工振興課長

令和4年度当初予算との比較で説明したいと思います。4年度の事務費はトータルで2,096万3,000円でした。それに対して今回の事務費は1,695万3,000円で、約400万円の減額になっております。

全世帯に郵送する方式から購入していただく方式になるため住民基本台帳に登録されている市民を抽出して世帯ごとにまとめて、世帯主宛てに通知書を作成する必要がなくなります。この電算システムを構築する費用が100万円減額になっております。

それから、商品券自体を郵送することがなくなるため、世帯主宛ての通知書や商品券取扱店舗等一覧表などの封入封緘業務も必要がなくなり、80万円の減額となっております。

また、簡易書留による郵送の必要がなくなり、通信運搬費が400万円減額となっております。一方で、商品券の購入申込み受付や販売業務を行うため、購入申込はがきや説明文書の印刷に要する費用や購入申込はがきの市広報への折り込み配布仕分け委託料、それから商品券の販売業務が発生することなどにより、商品券取扱店募集換金等業務委託料の中の事務費部分が100万円増加するなどありますが、トータルでは400万円の減額となっております。

以上です。

○田中委員

分かりました。以上で終わります。

○森戸委員

ちょっとお尋ねをいたしますが、商品券のデザインの委託が上がっているんですけど、ちなみにどういったところにデザインをしてもらうんですか。

○萬治商工振興課長

市内でデザイン業をされている方から、見積もり調書をとって選定したいと思っております。

以上です。

○森戸委員

なので、今までのものとは全くまた違うようなものになるんですかね。今までのデザインのような、いいところをあしらったような。

○萬治商工振興課長

今までのものとは違ったデザインになります。

以上です。

○森戸委員

分かりました。以上で終わります。

○大田委員

歳入についてちょっとお聞きしたいんですが、国から7,000万円、それから商品売った金額が1億7,500万円、それから一般財源が1,695万3,000円というふうを書いてあるんですが、これは1,695万3,000円はどこから入るんですか。

○萬治商工振興課長

一般財源部分は財政調整基金の繰り入れで対応しております。

以上です。

○大田委員

そのところの説明がなかったんですが、最初にそのところ説明をお願いしたかっと思ひます。それで、国からの7,000万円というのは、これで補助金の金額はコロナに対するのは100%使い切りになるんですか。まだ残って使うことができるんですか。

○萬治商工振興課長

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の所管は財政課になってますので、トータルがどうなっているかなど詳細は承知しておりません。

以上です。

○大田委員

もしこれがまだ使えるんじゃないたら、無理に財調から1,695万3,000円を国庫のほうから出せるような計算もできたんじゃないかと私は思っているんですが、そのところは財政のほうで、経済のほうじゃ分からないということですかね。

○萬治商工振興課長

そのとおりです。

○大田委員

今度、所管が変わるということになるんか。財政のほうでしか分からないという事は。でもこれは、こっち側から経済のほうからこれだけ使うから、同意書を書いてから申し込むんじゃないんですか。違うんですか。

向こうから、財調のほうからこれだけあるけ、使いなさいよと来るんですか。

○萬治商工振興課長

この交付金は、このたびの議会初日に議決されました最初の補正、それからこのたびの補正で様々なところに使われておりますが、個々の事業に対する交付金の配分は財政課で決定されております。

以上です。

○大田委員

私はこれだけいるからというて、国庫の補助金のほうが残っちゃんじゃないから出して下さいとかいうて頼むんじゃないかと、私はお願いするんじゃないと思うんですけど、そこの振り分けは財調が全部決めるという解釈になるんですかね。そんなことはないと思うんですよね。そうなんですか。

○萬治商工振興課長

繰り返しになりますが、今回のこの臨時交付金は、一般会計の6月補正、議案第34号、35号を合わせて2億9,158万9,000円が計上されていると認識しております。

このうち、6月議会初日の議案第34号で、2億1,931万2,000円が電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業や省エネ家電買換え応援キャンペーン事業に活用されていると補正予算書から見ております。

議案第35号につきましては7,227万7,000円で、プレミアム付き商品券発行事業に7,000万円。残りは、公立保育所や公立幼稚園の給食費の負担軽減事業に活用されていると補正予算書から見ております。

この交付金の使い道、どこにどう充てるかというのは、財政課で決定されております。

以上です。

○大田委員

今、ちょっと大まかにお聞きすると2億9,000万円何がしがあって、2億1,000万円の使うて、今度は7,270万円、これが残ったからこれを使うというような言い回しにお聞きしたんですが、それでよろしいですかね。今、国からの補助金は



これで100%使い切ったような感じにお聞きしたんですが。

○萬治商工振興課長

私は、今、補正予算書から積み上げた額を申し上げましたので、臨時交付金全体の額がどうなっているかの詳細は承知しておりません。このたびの議案第34号、35号で合わせて2億9,158万9,000円が交付金として計上されていますので、それぞれ振り分けて措置されたということでございます。

以上です。

○大田委員

それで、2億9,000万円何がしで、2億1,000万円何がしを使うて、今度は7,270万円残った中の7,000万円が補助金になって、それが足らんじゃったから財調から1,695万3,400円を、違った。1,695万3,000円を財調のほうから出してもらうようになったという解釈。今の答弁だったらそういうふうになるんですが、それでよろしいですかね。そういう解釈で。

○吉本副市長

市長の補正予算の提案説明の中でも御説明申し上げておりますが、今回、国から臨時交付金が光市に1億4,980万8,000円交付されることになっております。そのうち6月議会初日に御議決いただいた省エネ家電の支援事業に2,500万円充当しております。

そして、今回の補正予算の中で、プレミアム商品券に7,000万円。そのほかに、公立保育所と幼稚園の給食関係の財源として、合わせて約220万円程度を充当しております。

まだ交付金の残りはありますが、これについては、国が示した推奨メニューに沿って今年度中に適切に対応してまいりたいと思います。

財源充当の考え方は、補正予算の編成過程において、財政サイドが最終的な一般財源の必要額が分かったときに、例えば財政調整基金を取り崩したり、予備費から充当したりという予算編成上のこととなりますので、各所管で残りの一般財源をどう措置するのかは実務的にやっております。結果として今回は財政調整基金を一部取り崩したということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○大田委員

今、そういうふうに説明があったんですが、私どもとしては国が出してもらえ

るんだと、それを充当したほうがいいんじゃないかなという思いで、財調をわざわざ取り崩さんでもいいんじゃないかなという思いでおったものですから、お聞きさせてもらった。よろしく申し上げます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## (2) その他（所管事務調査）

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず、先日、本市における人口の社会減に歯止めをかける、こういうことをテーマに市民の方と意見交換を行ったんですが、その際のコメントの一つとして、光市に拠点のある会社の職場体験学習を拡充して、地元企業のよさを地元で働くことの魅力を伝えること、こういうことが重要だというコメントもございました。

まさしく今、本市が取り組んでいるインターンシップの促進事業、これが該当するのではないかというふうに思っております。現在、学生の市内就職の選択肢を広げるとともに、市内事業者の自社をPRする機会づくりと人材の確保、育成を後押しすることを目的に、光市インターンシップ促進補助金が設置されておりますが、これまでの申請状況についてお示してください。

○萬治商工振興課長

インターンシップは、主に夏休みと春休み期間を中心に行われております。制度を開始後、夏は実績がありませんでしたが、令和5年3月に1件申請を受け、補助金を交付しております。

以上です。

○小林委員

分かりました。令和5年3月に1件の申請があったということですね。

それでは、例えば光市での建設業とか、いわゆる製造業などの多種多様な14業者の御協力の下で、光市のインターンシップ促進事業というものが行われていますけど、これまでにどれくらいの間合せがあったのか、これについても少しお示してください。

○萬治商工振興課長

昨年の事業開始時に本補助金の対象となる山口県インターンシップ推進協議会に登録している受け入れ事業者、当時10事業者に対し事業概要等について個別に説明し、ご質問にお答えしております。

その後、追加で協議会に登録された事業者もあり、県インターンシップ推進協議会と連携しながら、この制度の説明にお伺いして、申請につながったものもございます。

以上です。

○小林委員

申請のプロセスを含め理解ができました。

では、実際にこのインターンシップに参加をされて、例えば採用に至ったようなケース、こういうのはありますか。

○萬治商工振興課長

インターンシップ推進協議会に登録されている事業者数社に聞き取りを行ったところ、県インターンシップ推進協議会を通じたインターンシップのほか、学校や就職サイトを通じて直接受け入れたインターンシップの成果として、令和3年の夏にインターンシップに参加した学生2名が、翌年4月に入社したケースや、4年度に参加した2名が、令和6年春に入社が見込まれているケースがあると聞いております。

以上です。

○小林委員

やはりこういうふうに職場を実際に事前に体験されることによって採用になったケース、そして今後採用が見込まれる、こういう結果ということで大変素晴らしいというふうに思っております。

例えば、このインターンシップに参加された人の感想とか、こういうものって把握をされていますでしょうか。

○萬治商工振興課長

参加された方の体験レポートの内容について、県の協議会に聞いてみたところ、「業務だけではなく、社会人として働く上で重要なことを学ぶことができた」や「体験前は、その業務が社会の中でどのような役割を果たしているか漠然としたイメージしかなかったが、体験してみて実際の製品の中でどのように生かす

れているかが分かり、業務の魅力を感じた」など、実際の現場を体験して得られたことの感想が上がっています。

以上です。

○小林委員

分かりました。今、いわゆる14事業者が本事業に参画されているというところで、インターンシップの受入れというのは、基本は多分対面で行われているというふうに私は理解していますが、その認識であっていますでしょうか。

○萬治商工振興課長

実習内容が土木や建築、設計、製造や整備、販売、接客など現場で体験することが必要なものということで聞き取った範囲になりますが、対面以外の、例えばウェブでのインターンシップというものは行われていないと思います。

以上です。

○小林委員

分かりました。それではもう一つ、令和5年1月31日にオンライン交流、相談会山口夜カフェというものが開催されておりまして、移住希望者と県内の移住担当職員においてオンラインで相談・交流が行われたと認識しておりますが、どれぐらいの参加者がおられたのかということと、どのような相談があったのか、さらに本イベントに参加した人の声ということも併せてお示しをください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

オンライン交流&相談会山口カフェについて、お答えします。

委員御紹介のとおり、本年1月31日に開催され、本市からも担当者が参加しました。これは県が主催し、県内6市の移住担当者と山口県を含め移住を検討しておられる方が、オンライン上で交流や相談をしたものでございます。

参加者数は、途中から参加された方や途中で退席された方がいたため、正確に把握しておりませんが、約20人の方に御参加いただいたところです。

また、相談内容は、自己紹介の段階で盛り上がってしまい、1時間という予定時間が終了してしまったため、相談というよりか参加者がざくばらんに話をした会となりました。

そうした中で、参加者が関心を持っていることに対して、時折各市の担当者がPRをするといった流れとなり、本市は子育て支援が気になるという参加者に対して、子育て支援事業をPRをさせていただきました。

参加された方からは、「山口県に引かれている方々に、山口のよさについて教えていただく楽しい時間であった」、「思っていた以上に参加者が多く、いろんな移住の形、理由、理想があるんだなと感じた」、といった声をいただいたところです。

以上でございます。

#### ○小林委員

状況がよく理解ができました。本当にこういう、山口県にまずは興味を持っていただくというところからスタートになると思うんですけど、それをきっかけにやはり移住にもつながっていくというふうには思っていますので、ぜひこういう取組というところを引き続きお願いしたいというふうに思います。

先ほどの答弁の中でも、光市の移住担当職員の方がこのイベントに参加されたというところだったんですけど、この方の御感想とか、そういう所感というものはお示ししていただくことは可能でしょうか。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

当時担当していました職員の所感をご紹介しますと、移住セミナーやフェアでは、参加者と市町が一对一で話をする形が多いが、大勢対大勢なので、移住を検討し始めた初期段階の方でも気軽に参加しやすく、また参加者同士で移住希望者目線で山口県の情報を交換できる場にもなるのではないかと思った。一方で、個人的に踏み込んだ話ができる場ではないので、まずは光市に関心を持ってもらうための入り口として活用できればよいのではないかと聞いています。

以上です。

#### ○小林委員

ありがとうございます。よく分かりました。やはり、より多くの移住希望者の方と、いわゆる移住担当者の職員の中でのコミュニケーションを図っていく。それによって各市町がしっかりとPRをして、移住定住を促進していくというプロセスはすばらしいと思っています。

なので、こういうイベントを継続的に行う必要もあるというふうに考えていますが、今後の方向性を含めてお示しをください。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長。

主催する県に伺ったところ、今年度も実施をする予定ということでした。

また、市としては本イベントの参加はもちろん、直接的な対話を行う移住フェアや相談会などにも積極的に参加したいと思っております。

以上です。

○小林委員

よく分かりました。私からは以上です。

○森戸委員

今の、光に住んで働こう支援事業について、関連でお尋ねをいたしますが、この申込みができる事業所といたしますか、これは個人事業主でもいいのか、有限会社、株式会社とか関係なく、中小企業とか、その辺を含めて、例えば社会福祉法人はいいのか、その辺のあたりも含めて可能なかどうか、お知らせいただけますか。

○萬治商工振興課長

市内に事業所を有する中小企業者で、法人でも個人事業主でも対象になり、社会福祉法人等も対象となるよう整理しております。なお、インターンシップ促進補助金だけは、県のインターンシップ協議会が、いわゆる大企業も対象にしていることから、中小企業に限った制限は設けておりません。

以上です。

○森戸委員

例えば、インターンシップ以外に、光市に住んで働こうや支援事業の中で、既に会社に入っている方が学び直しについて研修を受ける際への支援というものもあったと思いますが、例えば保育園とか幼稚園とか、そういうところも今働いている方が対象になるのかどうか、その辺のところはいかがでしょうか。

○萬治商工振興課長

対象になります。ただし、対象が、外部の研修の専門機関に行く、または呼ぶものを対象にすることを考えておりますので、例えば組織内だけで済むようなものは対象外になりますので、そこは注意していただきたいと思います。

以上です。

○森戸委員

分かりました。そういった活用ができること自体を、よく福祉のほうとも連携をして、この事業自体が幅広く使われるように周知を、それで助かるといったこともあろうかと思っておりますので、その辺のところの配慮をぜひお願いいたします。

それと、虹川のライスセンターがあったと思います。これは撤去ということで

方向性が出ておりました。現状は今どのような状況になっていますかね。建物自体を活用できる方を探して売却するなりというところは聞いていたんですが、その辺の状況が分かればお願いいたします。

○影土井地産地消担当課長

虹川ライスセンターは、光市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の廃止に向けて、令和2年度、3年度に施設内の備品等の整理や処分等を行ってきたところ です。

今後は、近隣の農業者をはじめ、地域の方々などに対し、施設活用の意向があるかなどの確認をしたいと考えております。

施設の廃止処分に向けた様々な方向性がありますが、まずは地域や農業者の皆さんの意見を確認しながら、撤去に向けた判断をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

その辺の確認はして、既にそこを探しているという認識だったんですが、そうではないんですかね。今だと、今からそれをやるような話ですが、その辺のところはいかがですか。

○影土井地産地消担当課長

地域の方や農業者の方の声をもう少し聞いていく必要があると考えております。施設内の備品等は、2年度、3年度で整理しましたが、まずは活用の見込みがあるかないか、今一度確認したいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

一つは、地域から不気味だということで、声が出ていたと思います。草も生え、ぼうぼうで、一部赤線道が通学路になっているので刈ってもらったことはあるのですが、やはり農村地帯ということで、非常に共同意識が強いところでありますから、市の施設ではありながらも、そこだけ草がぼうぼうになっていてというのは、やはり共同体としてどうなのかといった声だと思いますので、より強い地域だと思いますので、その辺に配慮をしながら、売却できればそれに越したことはないと思うんですが、それまでの間の維持管理に関しては、もう少し地域への配慮をお願いしたいと思います。

それと、小野橋を撤去した後のことについてお尋ねをいたします。

左岸側は、市がガードレールを設置して、もともとの小野橋に入れないようにということで加工がしてあるのですが、左岸側ですね、左岸側のほうは一旦落として、その落とした渡るところですよ。そこに1トン土のうが数多く積んであって、当時、看板を設置をしたんですが、その看板自体にも、もう朽ちてこういった状況でいいのかといった声が地元から出ています。

そういった今後の対応については、どのように考えておられるのか、これは県の、護岸は県のところだと思いますが、その辺のところも含めてお示しいただけたらと思います。

#### ○西村経済部次長

小野橋の撤去後の対応について御説明します。

島田川に設置されていた小野橋は、平成30年7月豪雨で被災し、復旧が困難となったことから、撤去することとしたものです。

工事にあたっては、撤去に係る施工計画の策定やその後の対応等も含め、河川管理者となる山口県との間で協議を進めながら、河川法に基づく許可を得た上で実施することとしています。小野橋撤去後の対応として、立野旭や小周防新宮がある右岸側は県道から誤って侵入してくることを防ぐため、ガードパイプなどの柵を設置すること、また、小周防中郷がある左岸側は橋の撤去後の安全性を確保するため、堤防の復旧などを行うことなど、県に提案させていただいております。

こうした安全施設の設置や堤防の補強等は、河川管理者となる県において必要性を判断しながら進めていくとの見解をいただいております。このため、これらについては、県に委ねることとしております。

また、委員御指摘がありました1トン土のうは、当時、地元関係者から強い要望が市にあったことから、当面の期間、堤防の補強と外部からの侵入を防止するため、本市が県に許可をいただいた上で設置したものでございます。

工事完了後、これらの対応も含め、県に全て引き渡しており、令和3年4月末に工事が完了したことを書面で県に通知しておりますが、その後、何ら指摘等も受けていないことから、許可要件どおりの工事は問題なく行われたと認識しています。

こうした状況から、二級河川島田川に関し、本市の直接的な対応は現状難しいと思いますので、こうした地域の声があることについては、県にお伝えし、必要な対応をとっていただきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○森戸委員



分かりました。市のほうとしても提案はしたんだがというところで止まっているということだと思いますので、やっぱり地域からしてみれば、左岸側のほうはそこから水が出てくるんじゃないか、そういう不安がありますので、やっぱりここはせっかく市がやろうということで提案したにも関わらず止まっているというのは、ちょっと何とも分かりませんが、地域からしてみればそういう不安の声があるということを引き続き伝えていくとともに、県にしっかりといただかないといけないかなというふうに思いますので、対応のほう、お願いベースだろうと思いますけれども、よろしく願いをいたします。

それと、新工業団地の整備に関連する部分についてちょっとお尋ねをいたしますが、新しい工業団地を整備するにあたって、虹川地域に対する雨水排水、整備をすることで雨水排水がどういう影響になるのか、というところの調査というのは今後していくのでしょうか。

というのも先日ちょっと、今ある工業団地のへりに調整池があるんですが、その周辺住民の方とずっと見て歩いたんですけど、以前にも同僚議員がこの調整池については指摘をされておりましたが、調整池自体土砂が相当たまっているということと、入り口も、入り口といいますか、排水するところにもごみとか竹とか相当たまっていて、住民は不安になっているといいますか、今の現状でさえそういうふうに土砂がたくさんたまっているの、これだけ雨量が増大してきたときに、今のままで大丈夫なのかという不安があるのが一点と、今後新たに団地が造成をされるということで、その雨自体もまたここに流れてきたとしたら、非常に恐ろしいといった声が数多く出てますので、その辺のところはどうするのか、新しい工業団地の雨水排水は、今ある配水池に流すのか、新しい配水池、調整池を造ってどこに流すのか、その辺のところも含めて、今分かる時点で構いませんので、お教えていただけたらと思います。新しい団地の雨水排水対策と、今ある部分の対策、この2点に分けてお示しいただけたらと思います。

#### ○萬治商工振興課長

まず、雨水排水の影響調査等について、現在、県が新産業団地整備における雨水の流域、下流河川水路の断面、流化能力などについて調査を行っているとおります。

この調査を踏まえて、開発行為の基準により必要な規模の調整池を、今の場所ではなく、新たに設置し、雨水排水の放流量の調整を行うことにすると聞いております。

それから、現状の周防工業団地の調整池は、市職員で現地を確認しております。詳しい調査の必要性や対応等については今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○森戸委員

分かりました。今あるところの現状の周防工業団地に対しては、ぜひ調査を早急にさせていただけたらと思います。それと、新しいところに関しては、影響調査はしているということなのですが、結局、虹川に流すんですか。その辺のところもあっても、まだ分かりませんか。調整池を造るのは分かりましたけれども、その辺のところはいかがですか。

○萬治商工振興課長

正確な流す位置は、まだ分かりませんが、ただ雨が降ったときの流域、例えば雨が降って、今、北に流れているものはやはり北に流し、南に流れているものは南に流すことが基本になりますので、虹川の方にあるものは虹川の方に流すのではないかと思います。

以上です。

○森戸委員

北に流すというと、どこに流すことになるんですか。虹川以外に流せるところというのは、どこになるんですか。

○萬治商工振興課長

北とか南は、例えで言ったもので、今まで雨が降って虹川の方に流れていたものは、虹川の方に流すようになりますし、雨が降って大和の東荷川の方に流れていたものは、そちらの方に流すような設計になると聞いております。

以上です。

○森戸委員

流量といいますか、30年のような規模が起これば、どうしても虹川エリアはそういうような状況になってしまいますので、またさらにということで皆さん不安になっておられますので、あとはちょっと建設のほうとの話もあるんですけど、浚渫以外の対策自体がそうないと思いますので、浚渫自体も今後いつまでできるのかというのもあると思いますので、その辺はちょっとしっかりと対策を取れるようにさせていただけたらと思います。

それと、今のは雨水の排水についてなんですけれども、雑排水ですよ。その辺は、工業団地としてはどう、新しい工業団地としてはどうなるのか。下水道のような形になるのか、大きいところでの集団での合併浄化槽のようなものになるのか、その辺のところも懸念があると思いますけれども、その辺はいかがです

か。

○萬治商工振興課長

現時点は、各個別の企業で浄化槽処理を行って、処理済みの水を専用管で排水することを想定しております。

○森戸委員

専用管で排水したとしても、それ自体はどこに流れていくんですか。やっぱり流れるところにしか流れていきませんかよ。

○萬治商工振興課長

周防工業団地の排水は、専用管で島田川まで引っ張って流れておりますので、新しいものもそこにつないで流すことも想定されると思っています。

以上です。

○森戸委員

ちょっと聞き漏らしましたが、専用管があるんですか。

○萬治商工振興課長

各企業からの処理済みの水を流す専用管がございます。

○森戸委員

分かりました。だとすれば、そういったことが今後新しい団地にも想定はされるんだろうと思うんですが、そういった専用管を流すに関しては農業用水等で使うエリアですから、地域の同意というか、その辺のところの手続はどうなるんですか。

○萬治商工振興課長

具体的な手続までは、承知しておりませんが、その辺りは配慮したいと思っています。

○森戸委員

工業団地を造成したときの経緯は詳しく知りませんが、下水道につながる云々の話もあったと思うんですが、現状としてもそういう声があるんじゃないかと思いますが、そういうことには今後はならないんですか。下水道本管といいますかね。分かりませんが、その辺のところ分かれば。

○萬治商工振興課長

今の工業団地や新産業団地の予定地あたりは、下水道の整備予定区域ではないため、産業団地ができることをもって下水道が敷設されるかと問われると、困難ではないかと認識しております。

以上です。

○森戸委員

今のところはこのぐらいの知識しか持ち合わせていないので、また引き続き調査をしてみたいと思います。

それと、有害鳥獣の被害状況についてなんですが、今年はいろんなところから聞くと、豚コレラで相当少ないというふうに聞いているんですが、その辺の状況はいかがですかね。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

有害鳥獣の被害について、昨年度、令和4年度速報値となりますが、被害状況報告件数は110件で、74件減少しております。内容は農作物被害、掘り返し、目撃等で、全体的に減少していますが、被害は深刻な状況でございます。

次に、猿は、令和4年度以降、速報値となりますが、大型囲いわなでの捕獲はなく、平成29年からの捕獲累計は54頭となっております。被害等目撃件数の速報値は64件で、前年比で増加しております。しかしながら、同一個体の猿が複数回目撃されているものと思われま。箱わな等の設置のほか、猿の餌となる野菜などの有因物を除去する啓発活動なども継続しております。

また、ヌートリアは、令和4年度速報値として、光井地区で2件の目撃情報があり、小型箱わなにより7頭捕獲しております。捕獲の対応は本市の許可を受けた有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動に積極的に取り組んでおります。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。有害鳥獣にあたるかどうかは分かりませんが、アナグマが住宅地に出没をして、というのは相当聞くんですけど、その辺のところは、そういう声とか、そういう問合せとか含めて入ってますかね。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

アナグマについても、問合せは結構な数が入っております。そういった方には、市から小型箱わなを貸し出し、捕獲を試みていただいております。

捕獲後は、市で対応しております。  
以上でございます。

○森戸委員

相当、庭木とかそういうものを荒らしますので、みんな何が起こったんだろうかということで、びっくりをして問合せをされるというようなことがあるんじゃないかと思えますので、私も走っている姿を夜に見たのでびっくりしたんですけど、そういうのが最近多いなというふうに気になるところであります。

それと、熊の対策についてなんですけど、住宅地でも出てて、朝方の活動をされる方とか、非常に恐らせていらっしゃいますので、人間ですね、動いたりすることに非常に恐れていますので、どういうふうな啓発とか、対策とかやっておられるのか、今までの通報件数とかも含めてお知らせいただけたらと思います。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

熊の目撃情報についてお答えします。

平成30年度以降、目撃情報はありませんでしたけど、今年4月1日、立野地区での目撃を皮切りに、周防地区で1件、上島田地区で2件、島田地区で1件、浅江地区で2件、光井地区で2件、室積地区で1件、東荷地区で3件、岩田地区で1件、三輪地区で1件と、今日時点で15件寄せられております。

6月4日に東荷の野尻地区にて、初めて熊の足跡が発見されております。目撃情報や出没情報が寄せられましたら、直ちに係員が現地に向かい、痕跡がないかなどを確認するなど対応しております。

周辺住民の方々には広報活動を実施し、県、警察、教育委員会などにも連絡を入れております。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

続きですけど、通報が確認された地域において、熊に出会ってしまったらというお知らせを配布されると思うんですけど、そのエリアだけではなくて、ここまで件数が広がってきたら、全体として周知を行う必要があると思えますけど、もう既にしていたら申し訳ありませんけれども、その辺のところはいかがですかね。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

現在、ホームページ等に目撃情報と熊の足跡などについて掲載しております。今まで周辺地域にしか配っていないのは、痕跡がなかったため熊らしきということで対応してまいりました。東荷の野尻地区では足跡が発見されましたので、しっかりと広報活動等をさせていただいております。

ほかのところは、先ほども申しましたが、「らしき」という判断しかできなかったのもので、周辺地域に限り、「らしき」として配布してきました。

以上でございます。

#### ○森戸委員

らしきのところの、直接の自治会なりにしか配布をしていないと思いますので、そろそろ全体としてきちんと周知をする必要があるんじゃないですかねという問合せなんです。それはホームページというだけではなくて、それ以外にも何らかの方法があるんじゃないですかね、それはいかがですかという質問なんですけど。

#### ○弘中有害鳥獣対策担当課長

6月4日以降は、目撃情報や「らしき」情報も入っていませんが、今後については対応を考えたいと思います。

以上です。

#### ○森戸委員

結構、結構というか、市民の方は恐れておられますよ。もう少し認識をされて、熊に出会ったらどうすればいいんだみたいなところのお知らせは、きちんと広報なりですべきだと私は思いますよ。これは早い段階でお願いできたらと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○田中委員

何点かお聞きできたらと思うんですけど、まず一つ目が今年、海水浴場開設に向けて準備をされていると思いますので、その取組状況について、またその中でコロナ対応、またシャワーの設置、そしてキャンプ場について状況をお知らせいただけたらと思います。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

海水浴場開設に向けた取組についてお答えします。

室積・虹ヶ浜両海水浴場は、7月15日から8月20日まで37日間の開設を予定しており、現在、開設に向けて観光協会を中心に準備を進めているところです。

まず、コロナ対応については、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類になったことから、国の方針にならい、基本的には個人の選択を尊重することとし、海水浴に来られたお客様に対して感染対策を求めることはしませんが、案内所周辺にはアルコールポンプを設置するほか、キャンプ用品などの貸出品については、返却があった時点で消毒をするなど、感染防止対策を継続的に実施します。

また、今年度の新たな取組として、チャレンジショップを開設します。これは、近年、海の家の出店が減少傾向にあることや今後のにぎわいの契機とするため、虹ヶ浜海岸松林内に2棟の店舗を設置するもので、2者の応募があり、現在開設に向けて営業に必要な準備を進めているところです。

次に、シャワーは、両海水浴場に温水・冷水のシャワーをそれぞれ1基設置するほか、海水浴客のさらなる利便性の向上のため、今年度新たに虹ヶ浜海水浴場のモニュメント付近に無料の冷水シャワー1か所、4口を設置することとしており、現在準備を進めています。

キャンプ場は、観光協会で落ち葉の除去などを実施することとしております。以上でございます。

#### ○田中委員

分かりました。順番に行けたらと思うんですけど、コロナ対応については5類になったので、それぞれの判断ということでお聞かせいただきました。

それにつきましては、以前コロナ対応のときに、松林の入口等に看板を設置されていると思うんですけど、これが観光なのか農林なのかは分からないんですけど、今は朽ちた状態のまま置いてあるので、それはそういった対応をされるのであれば、撤去するなりしていただけたらと思いますので、お願いいたします。

あとチャレンジショップについては、2件応募があるということで、今回初めての新規事業で2件応募があったということで、安堵しているところであります。その中で、やはりこれがにぎわいを誘引していくようなものになっていくと思いますので、また制度設計として今回初めてやっているの、なかなか当事者からは厳しいという声も聞いていますので、初めてということもありますが、よく声を聞いて、なるべく支援が、チャレンジショップということなので、なるべく支援ができるように進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

あとシャワーにつきましては、モニュメントの辺りに4口ぐらいつけられるということだったので、ちょっと想像がつかなかったの、もし詳しく言えるのであれば教えていただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

無料シャワーは、うまく言えませんが、砂浜から垂直に立ち上がった4本の金属製の水道管のそれぞれにシャワーヘッドを取り付けたものです。

○田中委員

分かりました。なんか楽しそうなシャワーなんだというのが伝わりましたので、期待したいと思います。よろしく願いいたします。

あとキャンプ場についてなんですけど、開設してある程度一定の利用者さんがいらっしゃるんですけど、ここで実はバーベキューができて、体制整備もされてるんですけど、PRについてもものすごい弱い部分があって、実は手ぶらで、手ぶらでというかバーベキューコンロとかも全部準備していただいて、後始末もしていただけるというような体制整備をされているので、こういった部分もキャンプ場の魅力の一つとして積極的にPRしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

あと海水浴場という部分で、よく地元も含め清掃作業している中でよく言われるのが、砂浜に草がものすごい生えてきてるんですね。一定の海浜植物等という声もあるんですけど、昔はやっぱりそういったものがなくて、人工的に種をまいて増えて今草原化して行って、海水浴場で考えたときに裸足で歩けない、特に子供たちは足の裏が薄いのでけがをしやすいというのがあって、今後環境部のほうも関係はしてくると思うので、海水浴場については活用という意味で、砂浜の海浜植物をある程度きれいにするというのも必要ではないかと私は考えますので、ぜひそういった視点でのすみ分けた活用という部分にも取り組んでいただけたらと思います。

また、今モニュメントの近くにシャワーを設置されるということであったんですけど、そのメインの入り口のところに、実は松が一本斜めに倒れていて通路をふさいでる部分がございます。これが危険なので、県のほうにも除去してほしいという、地元の方たちにも電話したりされた方もいるんですけど、保安林で切れないという話で返事はいただいたと聞いてますが、今、虹ヶ浜でも支障木とか危険木については手入れをしているのもありますので、今ちょうどシャワーもその辺りにつけるようになると思いますので、ぜひ虹ヶ浜の海水浴場として観光の安全の面、そして景観の面も含めて、市のほうから支障になっている部分については、伐採というか枝切りをお願いしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次が、県の事業にはなるんですけど、今年度初の山口ならではの特別な体験創出支援事業補助金というものが、県予算を見たらありました。内容的には、山口ならではのアウトドアツーリズムを象徴する、本県の豊かな自然を生かした特



別な体験コンテンツの開発に係る補助事業の公募というふうにあります、これが上限1億円で補助率4分の3ということで紹介があったんですけど、豊かな自然を有する光市としてもこういったものが活用できて、施設整備にも使えるとなっておりますので、そういったことができないかと思うんですけど、これの活用について市の考え方をお聞かせいただけたらと思います。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

委員御紹介の山口県ならではの特別な体験創出支援事業補助金は、山口県の豊かな自然を最大限に生かして、山口県ならではのアウトドアツーリズムを創出し、新たな人の流れと活力を生み出すことを目的に、県が今年度から取り組む新たなアウトドアツーリズムの創出に向けた取組で、山口県ならではの特別な体験コンテンツを開発する観光関係団体や事業者の取組に対して、その経費の一部を助成しようとするもので、補助率4分の3、上限が1億円、下限が2,000万円となっております。

この取組は、県知事をトップとし、本市の市長も委員となっております官民連携した推進体制を構築し、プロモーション活動、補助金の活用によるコンテンツの開発を展開しようとしているものです。

御紹介いただいた補助金は、山口県の誘客、観光消費拡大の起爆剤となる独創的で、ハード整備を伴う付加価値の高い観光コンテンツの開発に対して補助を行うもので、申請期間が6月30日までとなっております。

委員からはその活用についてお尋ねをいただきましたが、本事業の対象者は観光協会といった観光関係団体や企業、公益法人、NPO法人といった民間事業者となっており、市は申請することができません。

そうは申しても、採択されれば、本市の新たな観光資源の創出と誘客拡大に伴う地域経済の活性化にもつながりますし、県からも協力依頼がありましたので、周知に努めたところでございます。

以上です。

#### ○田中委員

周知には取り組んでいて、現状そういった声はまだ出ていないのかなという部分ではあるんですが、やはりこういったものは種をまいとかないと、こういった期間も6月30日までというところであるので、なかなかすぐにはすぐ形になっていくものではないと思うんですね。

そういった意味で、市のほうも民間提案制度等を導入されておりますが、そういったところから発展的にこういった補助金を取って整備していく、活用していくということが大事ではないかと思っております。

先ほどちょっと観光の面で、虹ヶ浜のことに触れさせていただきましたが、素材としては本当にキャンプ場もあって、なぎさ公園もあって、そして海もあってということで、ものすごい可能性を秘めていると私は思っています。

詰所についても老朽化している、トイレについても今老朽化している、その中でシャワーは設置しないといけないということがあれば、そういったものを一体型でなぎさ公園に整備をして、それでキャンプ場の管理とか海でのアウトドアのコンテンツを活用した、そういったものの拠点整備もできるのではないかと私は思っておりますので、そういったことを事業者さんとかにも投げかけながら、未来志向で取り組んでいただけたらと思いますので、お願いいたします。

その次にちょっと関連する部分もあるんですけど、登山地図のGPSアプリで、ヤママップというものがあります。私もつい最近それを知ったんですけど、いわゆるアプリで登山をされる方がかなりのユーザー数があるものなんですけど、それを活用したまちづくり、自治体と連携したまちづくりを進めているところもございまして、例えば今、光でいえば周南アルプスというアルプスがずっと茶臼山から虎ヶ岳に向かってあるんですけど、そういったものにバッジ機能というのがあって、それを制覇したらバッジがもらえるというものがあって、それを集めている人たちもいて、それで関係人口が増えるとかいうような取組をされているところなんです。

事実、周防大島なんかは周防大島のアルプスをそういうものにして活用されているんですけど、そういった向こう自体も自治体との連携を募集している部分もあるんですけど、そういったことにチャレンジするとか問合せするとか、そういう取組というのはできないものかと思うんですけど、急にいうのであれですけど、なんかヤママップの活用とかについてちょっと考えがあればお聞かせいただけたらと思います。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

御紹介いただいたヤママップは、ダウンロード数が360万を超える国内トップシェアの登山地図GPSアプリの運用を中心に展開し、電波が届かなくても現在地が分かったり、歩いたルートや写真などで登山記録が作成できたり、ユーザー同士でつながることでルートや山の楽しみ方などが共有できたりといった機能を有するものと認識しております。

また、遭難救助活動の迅速化に向けて、遭難ゼロ協定や、山を中心とした地域資源を活用したアクティビティの創出、誘客促進策など自治体と連携した取組も展開しています。

委員からは、活用について御提案をいただきました。まちのにぎわいや活性化につなげるとともに、持続可能なまちづくりを進めていくためには、本市の自然

や観光資源の活用は重要な要素と考えておりますことから、先進事例を参考に、調査研究してみたいと考えております。

#### ○田中委員

分かりました。実は、私もこれ、アプリダウンロードして使ったばかりなんですけど、峨眉山に先日登山をしていたときに、これすれ違い機能というのがあって、ダウンロードした者同士がすれ違ったら通知が来るらしいんですね。私はそんな機能を知らなかったのであれなんですけど、たまたまその人に話しかけられて、ヤマアップを落とされてますよね。たまたま市内の方で田中、見てが田中さんですよで話しかけられて、結局一緒に山に登ったんですけど、そういう関係人口づくりもすごい有効に活用されているというのを聞きましたので、ちょうどプロモーションと一緒にだったので、ぜひ聞くのはただだと思うので、私たちがヤマアップさんに自治体連携という部分で聞けないので、ぜひ一度は聞いてみて、どんな活用があるか取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、光ひまわりプロジェクトの状況についてお尋ねできたらと思うんですけど、今年度新規事業で取り組まれることになっていきますので、ちょっと状況についてお知らせいただけたらと思います。

#### ○影土井地産地消担当課長

光ひまわりプロジェクトは、農政分野における課題の一つである耕作放棄地の増加に対して、こうした耕作放棄地の有効活用や再生に向けて、地域の農業者の皆さんの御協力をいただきながら、景観作物でもあるひまわりに着目し、太陽に向かって成長していくひまわりを光をイメージする花とし、まちの各所にひまわりを咲かせ、秋には種を収穫するまでを実証実験として取り組んでいくのでございます。

具体的には、現在、法人も含め市内の6農業者の方々に御協力をいただき、ひまわりにも鑑賞用や油料用など、様々な種類がございますが、こうした種を農業者の方々にまいていただきました。これから夏を迎えますが、どの程度ひまわりの種が採取できるか、そうした調査研究も進めていけたらと考えております。

現在までの状況は、6か所の圃場において種まきが終了しており、圃場によっては若葉の芽生えが始まっているところもございます。

場所は、6農業者の方々が管理される圃場、で実施しておりますが、これから夏の開花の時期に向けて、近隣の小学校や地域の皆さんにも呼びかけながら、夏にはひまわりの見学会や、秋には種の収穫など、地域を巻き込んだ取組にも挑戦したいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございます。聞いているだけでも明るい気持ちになるような内容だと思います。それで、種まきも終了したということなんですが、先日、それこそ下松の笠戸島が種まきを園児たちと一緒にやったということでニュースにもなっていましたので、今後は見学会とか収穫についても積極的に取り組むということなので、なんかうまいことシティセールスにもつながるような情報発信に取り組んでいただけたらと思います。

また、6の農業者ということで、6か所多分場所があるんだと思うので、かなり話題性があるのじゃないのかなと思います。それで種の種類というか、ひまわりの種類も違うということで、それぞれの植えているところでどんな雰囲気かなというのが違いも楽しめると思いますので、ぜひ積極的にPRもしていただけたらと思いますので、お願いいたします。

次に、最後は栽培漁業センター跡地の活用について、現在の状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○西村経済部次長

栽培漁業センター跡地は、水産業の6次産業化と地産地消の拠点となる施設、水産振興拠点施設を民設民営により整備するため、令和3年に公募型プロポーザル方式により民間事業者と契約し、基本コンセプトとなる光の海の恵みを感じるにぎわいの場づくりを推進することとしております。

水産振興拠点施設には、地元産海産物販売機能、飲食機能、海産物加工機能、海産物加工品販売機能、交流情報発信機能の5つの機能を備えることとしており、海産物加工機能となる工場は昨年建設され、現在運営を開始しています。

また、その他の機能についても、民間事業者により検討が進められているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

民間事業者について検討が行われているということですが、そこに市として関わりというものは持たれていないんですか。

○西村経済部次長

例えば、漁業者と調整を図りたいというお話があれば、我々がその場を設定することができますし、これまでも数回そういう場を設けています。

以上でございます。

○田中委員

向こうからリクエストがあれば行くというのはもちろんなんですが、私はこれやはり整備に5つの柱を挙げてやっている部分で、積極的にそれがきちんと整備できるように関わる必要性があると思っています。

関係者につきましても、やっぱり市が持っているつながりの力、情報量というものはやっぱり一事業者よりも広い部分もあると思いますので、ぜひ積極的に関わってきちんと計画とおりに整備ができるように導いていただけたらと思いますので、お願いいたします。

もう一点だけ、ごめんなさい。関連というか。隣でアワビの稚貝の生育をずっと栽培漁業センターのほうでしていると思うんですが、これが稚貝を育てて放流をしているんですけど、それが養殖はできないものかなという考えがあるんですけど、それについてはどのようにお考えかお聞かせいただけたらと思います。

○西村経済部次長

アワビの稚貝養殖について、栽培漁業センター光分場ではアワビの中間育成を行っており、例年7月頃に大きさ約1cm5mmのアワビ種苗を約5万個受け入れ、約10か月間の中間育成を行い、3cm程度の大きさに育てた後に放流しております。

栽培漁業センター光分場の管理を行っている広域社団法人光・熊毛地区栽培漁業協会によれば、アワビの養殖を行うためには専門的な知識や技術を持った人員の確保や新たな設備投資が必要となること、さらにはこれらを販売し収益を上げるための販路確保も重要となることなどの意見をいただいております。

養殖事業に精通した専門家からの意見を踏まえれば、本市の漁業者が実施するとしても容易にはできないものと思われれます。

加えて、光の漁業者自体が高齢化により担い手不足となっている現状から、まずは担い手の確保を図りながら、本業となる漁業に力を注いでいけるよう、今後もし引き続きしっかりと支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。人員の確保とか設備投資が必要になってくるという部分が課題として言われたんですが、それができれば可能性はあるのかなと反対に受け止めさせていただいたんですけど、よく新聞記事とかでも出る大手建設会社が

こういったものに取り組んでいるという県もありますので、私はこれ例えば稚貝で保留していた部分が養殖につながって、それが特産品としてなるのであれば、まさに目玉となって室積の活性化にもつながっていくと思いますので、ぜひそういった情報も入れながら可能性について研究をしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

#### ○河村委員

重複するところもあろうかと思ひますが、最初に林道の管理についてお尋ねをしたいと思います。

光市では植林を積極的に進める中で、林道を造りながら、結構奥地までみんな植林をしてきたんですが、この間たまたまそこへ出くわしたんですが、とても車が入るような状況でない林道に。

今、林道の植林した後の維持管理ですよね。市有林と、それから私、民有林とがあるわけですが、どのような管理状況なのか。それから、管理してないということは雨が降った後、大きなくぼみができているんですよ、山の中にね。その辺りのところについても、どういうふうな対策を立てられているのかというのがちょっと分かりにくい。

合わせて、当初から下草刈りとか枝打ちとかというのがあったと思うんですが、その辺りの状況もちょっと一緒に合わせて報告してください。

#### ○西村経済部次長

普段の林道の維持管理についてお答えいたします。

林道は、森林の整備、保全などを目的として整備されるものであり、対象となる山林の所有者が維持管理する必要がございます。したがって、市有林の整備に関わる林道は、本市が維持管理しておりますが、私有林における林道は、それぞれの森林所有者が維持管理を行わなければなりません。

また、私有林の林道整備は、既存の国や県の補助金を活用しても、搬出木材の価格が低いことなど、収益赤字になる傾向が強く、これまで森林所有者による森林整備が十分に行われておらず、委員の御指摘のとおり、林道の維持管理が不十分な状況になっているものと思われまひます。

こうした状況の改善を図るため、令和4年度より森林環境譲与税を活用した森林整備促進事業をスタートさせております。当該事業は、課題となっております森林整備等の実施に伴う収益赤字の改善に加え、国・県の補助メニューにはない作業道の維持管理に係る支援や、災害復旧に対する支援も行うこととしております。

これらの導入により、令和4年度はこれまでの実績の1.5倍となる15haを整備目標面積に事業を進めておりましたが、予想を上回る20ha以上の森林整備が行われることとなっております。

当該事業は、森林所有者からの反応もよく、さらなる拡大が見込めることなど、令和5年度は整備目標面積を45haと2倍以上に拡大し、実施することとしております。今後とも、当該事業の普及・啓発を図りながら、森林整備の促進を図ってまいります。

以上でございます。

#### ○河村委員

順次やっていかれるという意味合いで受け止められるんですが、だから林道があるということは車の中に入れるけれども、近年やっていないから、今じゃ車も入りよらんちゅうことなわけ。45haにしてというのは分かるのですが、やけど全体じゃあ何ぼ植林しちよって、今から何年かかるのか、全部の維持管理をするのによ。分かるいね。

#### ○西村経済部次長

まず、現況の形になったのが、林業はどうしても経費がかかることから、国や県の手厚い補助もありましたが、それを使っても木材の価格がかなり安価で、収益赤字になるため、森林経営計画について、光市の加入率、計画を策定している方の数は他市に比べてもはるかに多い状況であっても森林整備が進んでいない状況でした。

また、林道の整備に関して、民有林を維持管理する、新たに建設する補助事業はありましたが、その後の維持管理をする事業はございませんでした。

こうしたことから、令和5年度に、森林整備の促進を図るにあたり、既存の道路、林道が使えないのは問題がありますので、そこにも補助金を出すことを考えています。

また、こうした取組を市民の皆様、森林所有者にお伝えできていないところもございますので、しっかりと普及啓発、情報発信を図っていくことで、さらに森林整備を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

言うことは分かるんですが、じゃからそれ何年かけて今やろうとするのか、分かりますかね。今、外材が少なくなってきたというのもあって、和木というか、日本の今材木が高くなっているんですよ。その中で、最近の森林管理で枝打ちを

やっていない、もうほとんど。

枝打ちをやらんにゃ節が出てくるから、値段的には下がったりするわけですが、そういうのを含めて、要は啓発と、もう一つは何年計画でそれを今やろうとするのか。ある程度、周知期間もいるから、例えば市有林についてはモデルケースで、じゃあ何年でやっていこうと。民有林については、それはちょっと時間がかかるから10年かけてやっていこうとか。その辺りの仕分けを含めて、ちょっと教えてくれる。

○西村経済部次長

森林の大部分は民有林となりますので、森林経営計画を策定した個別の方に委ねられることとなります。

ただ、これまで光大和森林組合は、かなり規模の小さな森林組合でしたが、このたび合併して県内最大の森林組合となっております。そうしたことから、これまで培ったノウハウを活用しながら、森林所有者がまずやる気になっていただけるような普及、啓発、情報発信を繰り返すことで、森林整備を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

民有林は、それはほんなら時間がかかるのも当然分かる。だけど、もっと啓発をやると。じゃあ市有林はどうするの。

○西村経済部次長

市有林のうち、作業道は14路線を毎年草刈り等維持管理しておりますし、森林経営計画に基づいて森林整備も適宜行っております。また、まだ搬出間伐を行うほどの木材が育っていない状況もございますので、その辺りを見ながら搬出間伐も含めて今後進めていくことになると思います。

以上でございます。

○河村委員

結構年数がたっていると思いましたが、意外に年数がたっていない。成長の過程というか、どの程度の成長になっているんです。もう早いうちでいうたら50年近いんじゃないか。

○西村経済部次長

50年というか、35年以上ぐらいで、その状況を見ながら進めていくことになり



ます。それとまた、搬出間伐をどのように、例えば経済林として使っていくのかとか、バイオマスのほうに入れてしまうのかとか、市場の状況とか、受け入れる材質によっても物が変わってくるので、今、光市の木材が、あまり流通、需要が高くないと聞いておりますので、そのあたりも踏まえながら搬出間伐を進めていくことになると思います。

以上でございます。

○河村委員

今、もう製材所がなくなったんじゃないかね。再利用をするのか、最近はもう燃焼、燃やすちゅうことが出てきたから、いろんなことがあろうかと思いますが、早めにまとめていただいたらというふうに思います。

それから、さっき工業団地の話があって、工業団地の調整池は誰が管理しよるんですかね。僕はこの間、12月やったんですか、ちょっと話をしておいたと思うんですが。

○萬治商工振興課長

産業団地の調整池は、商工振興課で管理をしています。3月にお尋ねいただいたと記憶しております。

以上です。

○河村委員

そうしたら、その調整池に土砂がどの程度埋まっておったか、確認したよね。

○萬治商工振興課長

調整池は、現地を目視確認しましたが、詳しくどの程度沈砂しているかといった調査はしておりません。

以上です。

○河村委員

ひよっとしたら、調整池の全体のその容量と土砂がどの程度埋まっているかというのが目視じゃ分かんちゅうことじゃないの、ひよっとして。

○萬治商工振興課長

目視だけでは分からないので、調査方法や対応方法等について検討する必要があると考えております。

以上です。

○河村委員

恐らくもう40年ぐらいになるんで、私が見てどうかとは思いませんけど、それでも半分ぐらい埋まっているような気がするんです。だから、しっかりと調整池の役割が果たせるのかどうかというのを、確認をしていただいたらと思います。

平成5年のときの大雨で虹川が溢れてね、ある意味ではびっくりしたんですよ。まさかあの辺の集落が浸かるというふうにも思っていなかったんですね。

現状、その矢板を打って浚渫をしていますから、同じように一定の水量があそこで確保できているんですが、この間の平成30年の雨のときに、もっと上流の小河川のところの山が、ものすごい崩れてるんですよ。

災害の話が何件かあったんですけど、結果的には個人がお金負担せんにやいけんから、誰も言うちゃなかった。その辺りの土砂がどの辺まで今流出しているかというのも、すごい気にはなるんですよ。

河川のほうは建設のほうじゃから、とやかくとは思いませんが、さっきの新しい工業団地の調整池、今現状で言うたらあそこは虹川に流れるための調整池になる。水系からいうたら、中郷のほうに行くのと、それから東荷のほうに行くのと、3つに水系自体は分かれるんですいね。

だから、調整池の作り方で水を流す場所が変わってくるんで、その辺りは今までの経験をしっかり生かして、県にお話をしていただいて、今の水をどういうふうにしたらいいのかというのは、しっかり考えていただいたらと思いますので、よろしく願いをしておきます。

それからもう一点、もう一点じゃないんですが、熊の話があったんですが、熊ちゅうのは私は全然記憶にないんですけど、昔に熊ちゅうのはいつ頃までおったんですか。もう最近はね、八代をまたいで降りてくるというのはあまりない。下松で今の2号線まで降りてきたというのがありましたけどね。

特に光井地区でいうたら、見たとは言われたけれども、恐らく間違いだろうというふうには思うておるんですが、実際にその東荷で足跡があったちゅうんで、どの程度まで、今までおったことがあるんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

光市内では、6月4日の東荷地区で足跡が見つかったのが初めてです。

以上でございます。

○河村委員

それであるなら、猟友会と合わせて山狩りといいますかね、その辺りの対策があってもええんじゃないかのと。結構な大人数でそういったことをやること

住民の安心感にもつながるんで、犬、それから人間合わせてできませんかね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○弘中有害鳥獣対策担当課長

熊の捕獲、山狩り等について、本州と四国にはツキノワグマしか生息していないとされているので、ツキノワグマへの対応として説明させていただきます。

ツキノワグマは、法令の規定により、狩猟鳥獣となっていますが、環境省レッドデータブックと山口県レッドデータブックにおいて絶滅危惧種になっており、施行規則で狩猟鳥獣の捕獲等の禁止と制限が、山口県を含め10県で定められております。

しかし、近年、生息数と分布が安定しており、それまでの保護鳥獣から、令和4年から一段下げて、管理鳥獣となりました。最近、人里に出て食害とか、地域の方々に恐怖感を与えるということで、県自然保護課に捕獲許可申請を行い、県の許可を得て初めて捕獲ができることとなります。

捕獲する条件は、人が住んでいる地域に頻繁に出没し、人的被害が想定されるなどの危険性がかなり高い場合、市から県に申請を行い、捕獲許可が下りた後、箱わなの設置等を行っていくということになります。

捕獲ができる方は、県猟友会光支部にクマレンジャーが組織されています。光市も猟友会と協議を重ね、クマレンジャーを設置していただいたところでございます。

有事の際は、5名のクマレンジャー隊員の方しか山に入ることはできません。とにかく、県の許可の下、被害を最小限にとどめていくというのが現状でございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

分かりました。例えば、クマレンジャーが5人おるということであれば、5人の方でそういったデモンストレーションというとおかしいんですけど、やっぱりこういう対策をしますよというような現地でも、犬等を使うてあぶり出しというか、そういった作業ぐらいまではやって、おらんかったらおらんかったでええわけですが、ほいじゃからそこで生態が分かるようなことになれば、それはそれで次へ進むことができるんで、要はめったに見たこともないから、熊が安全か安全でないかという認識もないんだと思いますが、世間的にいうたらちょっと普通立ち討ちならん相手ですから、そのくらいの覚悟を持ってぜひ取り組んでいただきたいと。

林道の、さっき管理の話もさせていただいたんですが、要は最近のイノシシが何ぼでも出てくるというのも、要は山の下刈りができんから何ぼでも増えてきたんですいね。私も、平成になってから林道を使うてオリエンテーリングとかいふんなことをやりよったわけよ、昔は。

やけど、もうここ10年じゃない、20年はそんなこともやってないから、もう人が入らん。状況としたら。それがやっぱりまずいと思うんで、そういう状況がないように、ぜひ山の管理をしっかりしていただきたい。

熊については、ぜひそういった早いうちに、今活動期なんで、早いうちにぜひ取組をしていただくようお願いをしておきます。

それから、さっきシャワーの話が海水浴場のあったんですが、ロッカーとか、着替えをすることは今、案内所の隣、虹ヶ浜までいうたら案内所の隣にあるんかいね。ロッカーとか、着替えの状況はどんなですか。

#### ○芳岡経済部長

今、虹ヶ浜海水浴場、それから室積海水浴場、いずれも貴重品を保管するロッカーや更衣をする更衣室を設けておりません。

以上でございます。

#### ○河村委員

昔にアンケートをやったことが何回かあるんですが、その中でもシャワーも当然あったんですが、やっぱりロッカーの問題もあって、当時から古い、何十年も利用してきた海の家というものに対する批判はたくさんあったんで、その辺りも、要は誘客を増やそうということであるならば、そういった安心・安全に過ごせる状態というのをぜひ作ってあげてほしいと思います。

それから、キャンプ場についてですが、まさか観光協会がハード面の整備をすることはないと思うんで、既存のキャンプ場の点検はどねえかしてやりよってんじやろうか。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

キャンプ場の点検について、環境整備という意味で答えさせていただきますと、観光協会から業者に委託して松葉の除去などをしております。

#### ○河村委員

観光協会が松葉の除去はしちやないと思いますけど、要は通常のテントを張ったりするぐらいのことなら何もいらないんですが、かまどとかあるいは水道とか、そういう設備が旧来から持ってますので、その辺りが正常に機能するかど

うかという点検は、ぜひ市の方でやっていただきたいと思います。

それから、栽培漁業センターの話があって、新しい形で倉庫というか、加工場を造られて、あんまり外から見るイメージが明るくないというか、言い方もおかしいんだけど、例えば道の駅の機能があるとすれば、さっき言われましたよね、にぎわいの場づくりで海産物やなんか加工したものを販売するというような話もあったんですが、もうちょっと、本当は市民向けにということですが、議会向けでもええんですけどね。

じゃあ、どういうその協定の下で、これから先、何年かけてこういった形のものが最終的にできるんだというものを、私らの目にも見えるような形にしてもらわんと、聞かれても説明ができません、今の状態は。

いや、せっかく市のほうで埋め立てて土地を増やしたんじゃないけど、売ってしもうたとちゅうんじゃない、何のために、税金が相当金額入ってますので、その辺りのところのフォローというか、要は市民に対する説明責任が当然あるんですよ。

その辺りの発表を含めて、今もう売ってしもうたわけですから、それを加工場を造ったけれども、これから先、じゃあ5年かけてこういうような形で最終型はこうなりますというものを、ちょっと出していただきたいと思うんですが、どうですか。

#### ○西村経済部次長

栽培漁業センターの跡地の売却にあたって、相手方事業者と契約書を交わしております。その契約書の中で契約後7年の期間をもって供用開始するという期限を設けており、令和10年の期限までに、方向性はそれまでに、契約書に明記された様々な機能を追加した施設を造るとした取り決めがなされていると御理解いただければと思います。

以上でございます。

#### ○河村委員

いや、7年で供用開始というのは、じゃあ供用開始する、何を供用開始するの。それを出さんにゃ。いや7年たったら待っちゃってくださいね、最後これになりますよね。まだそこまで行ってない、話も。

やけ、市民の人にどういう形になって、最終的にはこういう利益が返ってきますよというものを何かで、議会にはもう発表してなきや。

#### ○西村経済部次長

先行委員のご質問にお答えしましたが、当該水産振興拠点施設は、基本コンセプトである光の海の恵みを感じるにぎわいの場づくりを推進するため、水産振

興拠点施設の機能として、地元海産物販売機能、飲食機能、海産物加工機能、海産物の加工品を販売する機能、そして交流情報発信機能、この5つの機能を備えるとしてプロポーザルを行い、今の事業者の方と契約しております。

工場はその中の海産物加工機能で、あと4つの機能を備えた施設が今後造られていくと御理解いただければと思います。

以上でございます。

#### ○河村委員

言葉でいうことについては理解をしました。だけど、通常プロポーザルという限りにおいては、建屋を含めてどういう図面でやるのか、じゃあ販売所はどういうふうなものなのか、それ具体的なものが、出さんでずっとここまで来たっちゃうのも本当はおかしいわけいね。

だからあともう、令和10年というてみさん、あともう5年じゃから、本来ならあそこの入り口ぐらいのところに、こういう見通しの看板ぐらい設置してやね、ここはこれからこういうものができてきますよという、あるいは地元の人に希望が持てるような在り方というのがあろう。

自分らだけで常に最後燃焼してしもうちよるから、最終的には税金でやるんだということで、市民に対してどうアピールするかちゅうのを出さんと、今出してないんだから、今これ以上言うてもしょうがないんだと思いますが、それをするのが部長や課長の仕事だと思いますよ。

もう一点、アワビの話がさっきあったんですけど、アワビは成長記録を当初から作っちゃったと思うんです。分かるかね、アワビの成長記録というのは。栽培漁業センターを造ってからずっと3年もの、5年もの、7年もの、10年ものちゅうて、ずっと成長記録を作っちゃったりね。それでいうと、もう相当年数たっちゃよるから、相当年数のアワビが、成長記録があってもおかしいわけいね。そういうものの存在は知らない。

#### ○西村経済部次長

アワビは、中間育成を行っているという認識なので、何年ものとか成長記録といたものは存じておりません。

以上でございます。

#### ○河村委員

当初から中間育成と同時に成長記録を取ったんです。私が見た間においてはね。それが今どうなっているかは分かりませんが、そういったものがないと、じゃあ最後まで成長させることが可能なのかどうかも含めて難しい問題も、単に

販路の問題だけじゃないんでね、お願いをしておきたいと思います。

それから、中小企業というか、零細企業の無利子貸付というのがあったと思うんですが、今どの程度の貸付状況、残高、あるいは返済、細かい数字までは要りませんよ。どんな状況かちょっと教えてください。

○萬治商工振興課長

現在、利子補給をしている貸付は、新型コロナの特別融資のみとなっております。

このコロナ融資は、今年度4月末で申込みを終わっておりますので、あとは利子補給を3年間行うだけになります。

コロナ融資は、2年度から実際の申込みがあり、2、3、4年で114件、トータルで約7億9,000万円の融資を行っております。

以上です。

○河村委員

返済はいつ頃から、もう始まる時期。

○萬治商工振興課長

コロナ融資は、据え置き期間が6か月ですので、6か月後から返済が始まることになります。

以上です。

○河村委員

ということは、もう返済が始まっている中で、返済が滞ったりするようなケースが出ていますか。

○萬治商工振興課長

返済が滞って返済不能になると、信用保証協会が代位返済をすることとなりますが、2年度から今までコロナ融資関係で1件あると聞いております。

以上です。

○河村委員

信用保証協会ですと1件ということは、一応倒産をしたのが1件ということになるんだと思いますが、業種的にどういう業種とか、何かそういう発表できるようなことがあります。

○萬治商工振興課長

業種までは把握しておりません。

以上です。

○河村委員

114件出ていれば、いろんな状態が考えられるわけですが、結構、恐らくこれから金利が上がってくれば、返済が滞るケースというのはたくさん出てくるような気がしていますので、注視をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○森戸委員

関連で何点か質問したいと思いますが、熊への対応をちょっと聞いてて思ったんですけど、要は北海道で襲われて亡くなられたようなヒグマですけども、例えばツキノワグマであれば、そういったことが起こり得るのかどうか、その辺はどうなんですかね。

実際にそういう事例があるのかないのかも含めて。そこに皆さん一番関心を持っておられると思うんですけど。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

ツキノワグマによる人的被害は、確か、私が記憶している範囲で申せば、2年くらい前、周南市であったのと、もう一件、どこか忘れましたがあったと思います。

ヒグマに出会った場合の亡くなってしまう確率は、たしか40%から50%ぐらいあると聞いております。ツキノワグマは10%程度あると聞いております。何とも言い難いのですが。

以上です。

○森戸委員

分かりました。浅江で足跡とかなくて確認された事例のときに、例えば浅江東保育園が出たときに早く帰らくなり、そういう救援といいますか、そういう措置を取ったのではないかと思うんですけど、東荷で起こったときにそういう対応が取られたのかどうか、その辺の連携といいますか、恐らくちょうど田植えをされ、子供たちがですね、特に田植えをされたりみたいな、そういうケースがあったと思うんですが、その情報のやり取りといいますか、その連携はどういうふうにされていますか、発見されたときの。



○弘中有害鳥獣対策担当課長

目撃情報が寄せられた場合は、まずは県の農林水産事務所に連絡すると同時に、光警察署、学校教育課、文化・社会教育課、子ども家庭課に連絡しております。

それを受けて、学校教育課から各小学校や中学校に連絡が行くようになっております。また、文化・社会教育課からサンホーム、子ども家庭課から保育園、幼稚園に情報提供が行くようお願いしております。そこからさらに、保護者の方へメール等を通じて連絡がいくようになっております。

以上でございます。

○森戸委員

東荷小、熊の足跡が発見されたときに、東荷小では校外で田植えを子供たちがやっていたと思いますので、それはきちんと連絡が行っていなかったというふうに認識しているんですけど、その辺はいかがですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

6月4日に野尻地区で熊が出没した際には、発見されたのは朝6時半でしたが、市には昼12時半に通報があり、6時間近くたっていました。そこからの対応は今の流れで御連絡させていただいております。

以上でございます。

○森戸委員

じゃあ、その間にイベントが行われていたということになるんですか。授業がとまりますか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

多分そうだと思います。

○森戸委員

いや、今言われましたけど、10%ぐらいの確率で人的被害があったというようなお話でありますから、やっぱりその辺はよく検証する必要があるんじゃないですか。いかがですか、その辺は。連絡体制がうまく機能しているかどうかも含めて。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

連絡体制は、市も受け身の立場で、どうしようもできない立場にあります。ま

た、市だけでなく警察に直接電話される方もいらっしゃると思いますので、警察と市とはお互い連絡が来たらすぐやりましょうということを今はやっています。市も連絡がない限りなかなか動けませんが、連絡があれば迅速に動いております。

それと、先ほどの付け加えて、連絡体制の中にもう一つ、地域づくり推進課にも連絡しております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

実際にそういうことが起こっていますので、人的な被害の可能性がやはりありますので、その辺の周知をもう一回確認をしていただけたらということと、強い認識を持って、市全体への周知、出会ったときの対応ですよね。それはやはりもう少し強くやるべきだと再認識をしましたので、よろしく願いできたらと思います。

それと、同僚議員の質問の中で、虹川の話がありましたけど、要は以前にも虹川の上流のほうで土砂が崩れて、土砂が流出しているみたいなそういったお話がありましたけれども、県は島田川に関しては流域治水という考え方が今あります。光市だけではなくて、島田川であれば、柳井とか岩国、周南、構成市全体で一つの川を治水をしていこうという考え方なんですけれども、それをちょっと小さくすると、例えば虹川ですけど、虹川自体、今浚渫をしているのは、浚渫債を使って浚渫しているのは、虹川のちょうど高尾の半分ぐらいまでが建設部の管轄ですので、そこまでの浚渫はやりますけれど、それから上流部については経済部の所管になります。

その上流部については、今まで浚渫をしたということがないんです。なので、工業団地ができて、どこにどういうふうに流すのか分かりませんが、この緊急浚渫債自体も永遠にあるわけではないと思いますので、そうなったときにどうするのかということは、建設部だけが考えるのではなくて、経済部も含めて管轄の中を一つの流域と見て、安全対策をしていく、特に工業団地ができるのであれば、なおさらそういうことが必要じゃないかと思うんですけど、今後の浚渫がどうなるか分かりませんが、それも見据えて何か考えを張り巡らせていく必要があるんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

#### ○西村経済部次長

委員から、普通河川の浚渫や流域治水の取組について御紹介がございました。

現在、建設部所管で、あくまで水害対策として、大きな被害が生じる可能性がある普通河川エリアの浚渫を進めているところです。経済部所管では、基本的に影響が小さいエリアが決められていると思っています。

そこをどのように広げていくのかは、市内全域の維持管理の考え方や効果、単純に山に詰まった小河川の土砂を浚渫することで本当にメリットとなるのか、そういうことも含めて検討していく必要があるのではないかと思います。

経済部は、基本的に普通河川ではない小河川の浚渫は市内全エリアを見ても行っていないとの認識で、また、農業で利用するものは、例えば多面的機能などの補助金を活用して浚渫等を行うことが可能となっていますので、そうした様々な方向から考えていく必要があると思います。

以上でございます。

#### ○森戸委員

もちろんそうだと思います。建設部だけで考えるのではなくて、未来永劫をずっと浚渫ができるとも思いませんので、全体として見て、どう緑のダムとかを作っていくのか、そういうのはやっぱり根本的にやっていかないといけんのじゃないかなと思います。

特にそういう団地ができてくるので、その辺を少し危惧しているところありますので、連携を図りながらぜひやっていただけたらと思います。

以上です。

#### ○大田委員

今、同僚議員からも出たんですが、またこのたびの補正予算のプレミアム商品券の発行事業というのが出たんですが、令和2年からいろんなコロナ対策に対する事業が行われていると思うんです。

今、13業種事業とかいうてから、ちょっと答弁があったんですが、13事業の中で光市からコロナ対策に対する支援事業というのが、どのぐらいの金額が総額出たのかちょっと教えてほしいんですね。

#### ○萬治商工振興課長

新型コロナが国内で感染が始まって以降、令和2年3月の新型コロナの不況対策特別融資の創設から始まり、様々な事業を展開してまいりました。

総額とのお尋ねでしたが、これらの事業には、一部事務費もかかっていますが、それを除いた事業者へ直接給付した額や商品券を発行した額でお答えしますと、合計で約12億7,000万円となっております。

以上です。

#### ○大田委員

今、約13事業で12億7,000万円の金額がコロナ対策事業費として出されたと。

それが光市の経済対策の後押しになっておるといふうに感じておるんですが、その中で直接的な要するに事業所といひましようか、それ事業所とかのところに出した金というのは、どのぐらひの金額になるんでしようか。

○萬治商工振興課長

事業数は、直接ということなので、給付した給付金の額でお答えしたいと思いますが、2年度、3年度と実施しまして、売上げが減少した事業者に対する事業継続支援給付金、事業継続応援給付金、事業継続応援金の3事業を実施し、このトータルが約1億7,200万円でございます。

以上です。

○大田委員

じゃけキャッシュバック以外に直接の事業給付金といひますか、あれが1億7,200万円も出たと。それだけ、その事業主さんに対して市から補助金と給付金で出されている。その効果とかいひるのは検証されましたか。

○萬治商工振興課長

この給付金は、前年に比べてある一定程度収入が減少したことを条件に給付していますので、この給付したこと自体が効果であったと思っております。

以上です。

○大田委員

分かりました。今後ともコロナに対していろいろな弊害なんかもいろいろ附属として出てくるかと思ひんですが、これからもまたこのような給付金が出てくるとかと思ひんですが、その辺のところいろいろ精査されて、事業主さんなんかにも給付していつてもらいたいと思ひるので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ここに補正予算でもこのたび70万円の金額がひと・しごと定住総合支援事業補助金として出されたんですが、現在、新規就農者といひますか、ニューファーマーといひますか、どのぐらひの数が今就農されておられるんですかね。

○影土井地産地消担当課長

新規就農者の状況は、主要施策の成果等でもお示ししておりますが、過去4年間で申し上げますと、まず令和元年度、2年度でそれぞれ3名の新規就農者がありました。令和3年度は4名の新規就農者があり、令和4年度は速報値ですが、同じく4名の新規就農者があり、累計22名となっております。

以上でございます。

○大田委員

22名が新しく就農されておると。大体、地域としては、大体どの辺の地域におられるんですか。

○影土井地産地消担当課長

地域は、主に、東荷や塩田、そのほか立野等でございます。

以上でございます。

○大田委員

今、大体、東荷、塩田、立野がとかいうことでしたが、この人たちが多分移住、定住されているんだろーと思います。補正予算のあれでも、一応、移住、定住でこのたび70万円をついたと。そしたら、そのほかにその就農者にして、ほかにどのような支援が受けられるのか、ちょっと教えてほしいんですがね。

○影土井地産地消担当課長

新規就農者に対する支援は、一般的に、知識の習得が必要になりますので、まずは県立農業大学校の研修生として様々な研修を受講されます。

そうした中で、まず国の新規就農者育成総合対策のうち、資金面に対する支援として、就農準備資金がございます。

その後、就農した場合、自己経営であれば経営開始資金、法人等への就職であれば、雇用した法人に対する支援として、雇用就農資金がございます。

また、市や県の支援では、新規農業就業者確保育成推進事業があり、市単独の支援で申しますと、農業法人等が新規就農者を雇用した場合、1人当たり月3万円を5年間交付する就農促進事業、また、国の雇用就農資金の上乗せ補助として、県と共同で取り組んでいる新規農業就業者定着促進事業といった様々な支援を行っております。

このように、国や県、市において、ステージに応じた重層的な補助メニューを展開することにより、新規就農者への支援、確保を図っています。

以上でございます。

○大田委員

そじゃから、その新規就農者になるために、極端に言ったら農業法人とかなんとかを三、四年して、新しく自分が自己経営するための、そこで自己経営するための支援金もたしか何年か出たと思うんですが、それはどのぐらい出るんですし

ようかね。

○影土井地産地消担当課長

先ほど申しました国の新規就農者育成総合対策の中に、自己経営を開始した場合の資金面での支援として、年間150万円を最長で3年間補助するメニューがございます。

以上でございます。

○大田委員

今、その新規、自分のところでやり出すというのが年間150万円で最長3年間、5年、3年。（発言する者あり）3年間。もうそれで新規就農者に対しては支援金というのは全部終わりですか。それとも、そのほかにまだ続くとかあるんですか。

○影土井地産地消担当課長

その後は、市として、農業機械購入に対する支援や設備投資として、ビニールハウス設置に対する支援などがあるなど、状況に応じて支援メニューを御紹介しております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、そじゃけ、その人に対するんじゃないくて、その事業に対して支援金が出るという解釈になりますね。それでいいんですね。

○影土井地産地消担当課長

そのとおりです。

○大田委員

分かりました。それで、その新規就農者が農業経営を行っていくと収益、増益ですかね、それなどによる農産物を選択して行って、農業で暮らしていけるということを確保しなくちゃいけないんですが、現在、その新規就農者にはどのような農産物が生産をされているのか、主なものが分かったら教えてほしいんですが。

○影土井地産地消担当課長

まず、法人経営で申しますと、主に稲作のほか、畑作ではタマネギやニンジン、

キャベツ等の葉物野菜が多く、また、個人経営では、同じく稲作のほか、イチジクなど露地果樹栽培、また、ミニトマトやイチゴなど施設園芸が行われています。以上でございます。

○大田委員

そのようにして、個人ではイチジクとかミニトマトとかイチゴとか、いろいろやられるらしいんですが、こういうふうな新しく新規就農者としてやられるのは大変ありがたいことですが、今後、光市としてはどのような戦略で、どのような課題を解決に導こうとされているのか、ちょっとお考えがあったらお知らせください。

○影土井地産地消担当課長

今後の取組について、農業従事者高齢化や担い手不足など、農業分野を取り巻く環境は非常に厳しい状況です。こうした課題は、単に農業生産力の低下にとどまらず、地域における農耕作放棄地の増加や有害鳥獣の出没など、様々な複合的な課題につながると思っております。

そうしたことを踏まえ、本年度より、第4次光市地産地消プランに基づき、担い手の確保や経営体のさらなる育成、さらには新規就業者の育成と定着に向けた支援に、引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

また、農業法人や認定農業者など、これからの農業を中心的に担っていただく方の育成、これが非常に大切だと思っております。さらには、農地の集積・集約化、これも非常に重要な課題だと思っておりますので、このあたりもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今、大体分かったんですが、先ほどから同僚議員が言った、ひまわりプロジェクトですかね。ああいうふうなもので、観光的な事業も一緒になって農業者がやっていくのも一つの手ではないかと思っておりますので、そのようなところも考えて、今後、推し進めていってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、有害鳥獣について、捕獲わな、つまり箱わなについて、ICTちゅうんかね、箱わなにセンサーみたいなものつけて入ったら、そこでボタンと落ちると。それを遠くで、落ちたら、イノシシが入ったか、箱が落ちたとかいうのでスマホかなんかで見られるというふうなのを行いますというふうに事業がされておるんですが、もう二、三年はたったと思うんですが、どのぐらいの、今現在、数量

が取り付けられておるのか教えてほしいんですが。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

I C Tの活用については、令和3年度にスマート捕獲システム I C T、国の交付金の活用により15台購入しております。今この15台は、東部隊、中部隊、西部隊の3隊に貸出し、捕獲体制の効率化を図っています。

以上です。

○大田委員

15台で3隊ちゅうことは、大体5台ぐらいじゃろうと思うんですが、今現在もっと大きな箱わなやらあると思うんですが、今後それを増やしていったらどうかというつもりはないんでしょうか、あるんでしょうか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

捕獲隊員に I C Tの使用について聞いたところ、前向きな言葉もございました。今後、こういった機器がさらに必要という声があれば、考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○大田委員

要するに、I C Tをつけちよると、通常は1日に一遍か2日に一遍、そこの箱わなを検索に行かなくちゃいけないんですが、I C Tをつけちよる場合やったら、それが誤操作でない限り、蓋がバンと落ちたと。そしたら、それに何かかかったかなというんでいけるんだから、人手不足も少し解消になるんじゃないかと思うんですが、そこんところはどういうふうに思っておられますか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

この I C Tを使うことにより、通常、箱わなは、見回りが1日1回以上必要となっておりますが、この I C Tを使うことにより、1週間に2から3回でいいよとなっておりますが、I C Tを使うことにより、見回りが必要ではないということではなく、誤作動等もございますので、ある程度見回っていく必要もあると考えております。

○大田委員

それは、要するに誤作動もあるから、そればかりじゃないかも分かりませんが、一応そういうふうな遠隔いうか、スマホで見れるというから、今の捕獲隊な



いし実動隊というか、あれなんかの方々も少しは人間の手がとれるじゃろうと思うので、ぜひ、そういうふうな活用も今後とも推し進めていてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、いろんな地籍調査とかいいますか、地図訂正でといいますか、現況と異なる境界線がいろいろ出てくると思うんですが、そじゃけ法務局の地図と現況と異なっているというような場合に、つまりそれが間違っている場合は市のほうで訂正することが当然出てくると思うんですが、市はこれらの訂正を行うのでしょうか、行わないのでしょうか。

○西村経済部次長

法務局に収められている不動産登記法第14条に基づく地図の訂正を行う場合についての御質問だと思います。

法務局に備え付けられた地図は、国土調査法に基づき本市が実施した地籍調査の成果が利用されております。その地図における地籍図の誤りが明らかに当時の調査において調査員の錯誤であったと確認できる場合のみ訂正を行うこととしております。

以上でございます。

○大田委員

国土調査ちゅうのが以前、十何年前に行われたと思うんですが、その地籍調査ちゅうのは具体的にどのようなことを行ったのか、ちょっと教えてもらいたいのですが。

○西村経済部次長

地籍調査は、国土調査法に基づく調査になります。国土調査法の第2条第3項の5号に、「地籍調査とは毎筆の土地について、その所有者、地籍及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することを言う」とあります。

つまり、地籍調査は、1筆ごとの土地の所有者、地番を調査し、境界の位置と面積、これらを測量するものということになります。

以上でございます。

○大田委員

それで、先ほども完全に市のほうが間違ったとかいう調査ちゅうのは、たしかこの地籍調査を行った後で、確認のために2週間ほどの余裕期間があった、2週間じゃったかな。多分2週間ぐらいじゃったと思うんですが、それを確認を、そ

の期間を経た後、これが登録されたと思うんです。その確認をどのようにしたら確認できるわけですか。どのようになったらというか。その地籍調査、自分のところの土地が間違えちよるか間違えちよらんかちゅうのは、ほとんど現地ではこういうふうになっちよるんじゃがちゅうので、地元の人ちゅうのは、はあそれで間違えとると思っていないと思うんですよ。

それじゃが、その国土調査の2週間ほど、そこでやりましたから確認してくださいというか、広報かなんかで知らせると思うんですが、うちのところは間違えていないから、また、そのまま行って法務局に地図として上げられたと。そして、実際、今度は売買するとなったら、あれ違うじゃないかと、こういうふうになったりする場合が多分にあると思うんですよ。それなんかをどういうふうに関後直していくとかいうのができる、やってもらえるんじゃないと思うんですが、そこんところはどういうふうになるんですかね。

#### ○西村経済部次長

この国土調査法に基づく地籍調査は、委員から御案内がありましたとおり、国土調査法の第17条に、20日間の閲覧期間を設けて、その後、申出をするという取決めがございます。国土調査自体が昭和50年とか昔にやっており、その当時から時間がたっておりますので、その閲覧期間がどうのという話はなかなか難しいのかもしれませんが。例えば現地を復元測量したときに、明らかに地図がずれているということになれば、まず市のほうに御相談いただいて、状況を個別、具体的にお聞きしたのち、市で対応するべきものは対応していく、このような形で進めていくことになると思います。

以上でございます。

#### ○大田委員

個別的にいろいろさっき市のほうが進めていくと言われたんですが、間違いがあるという場合に、私としましては、現地と地図が違うちゃった。全て地元の人、はあここで境界ですよと納得のままで行っているわけですよ。

それで地図において、国土調査において、もう何十年も前に間違えたまま、ずっとそのまま放置されてきたと。実際に売買する場合なんかがある。明らかに違うじゃないかという場合には、明らかに私はその持ち主の人が間違えたんじゃないと思うんですよ。そういう場合には、市としてはどのような対応をされるんですか。

#### ○西村経済部次長

地図について、現地を復元して、地図が間違っていたということで、訂正を要

望される方の立場に立って考えれば、市が行った地籍調査なんだから全て対象にするべきではないかというお考えやお気持ちになることもある程度仕方がないとは思いますが。

しかしながら、国土調査の成果の取扱いについては、国土調査法の第17条第1項に、「国土調査を行った者は、調査及び測量、または調査の結果に基づいて地図及び簿冊を作成した場合には、遅滞なくこの旨を公告し、当該国土調査を行った者の事務所において、その公告の日から20日間、当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供しなければならない」とされております。

また、同条の第2項には、「全項の規定により、一般の閲覧に供された地図及び簿冊に、測量もしくは調査上の誤り、または政令で定める限度以上の誤差があると認める者は、同項の期間内に国土調査を行った者に対して、その旨を申し出ることができる」とされております。

このため、制度上、修正の機会は、当時の公示期間内に限られており、それ以降の対応はできないこととされております。こうした状況も踏まえ、現状は地籍図の誤りが明らかに、調査時において調査員の錯誤であったと確認できる場合にのみ対応することとしているものでございます。御理解いただきますようお願いいたします。

#### ○大田委員

そじゃから、希望は少し出したんですが、明らかに間違いであるよというようになった場合には、市のほうが訂正をしてくれると、そういう理解でよろしゅうございますね。

それのときに、もう一つお聞きするんですがね。その地図上では、極端に言うたら、現況は100坪100坪であったと。それじゃが、公的な地図では、こっちが70坪で、こっちが130坪で、30坪分余計払いよるという場合が出てくると思うんですよ。そんなときはどねえなるんですか。

#### ○西村経済部次長

そうなった原因が様々考えられると思いますので、まずはその現場の状況を確認して、それぞれの所有者の方から、これまでの経緯等をお聞きして、その上で市が地図訂正を行うべきものであれば対応していくこととなります。

以上でございます。

#### ○大田委員

そのとき対応すると、してもろうたと。それは、何十年も前からずっとそれで来ちゃったら、そのときの時効といいますか、瑕疵といいますか、あれなんかは、

市のほうは何年かちゅうのを定めちよるんですが、どのぐらいになるんですかね。

例えば、税金の超過を払うた場合に、30坪分をずっと昭和50年やったら約50年近く払い、100円じゃったら50年たちや5万円かぐらい払いよると。それを戻してくれということになると思うんですが、そのときの、要するに何年前に遡って払うとかいうのが、50年前に遡って払うわけじゃないと思うんですが。

#### ○西村経済部次長

税金のことについては、地方税法に基づくもので、所管外となりますので、私からお答えすることは困難です。

以上でございます。

#### ○大田委員

多分、今、所管外となると思われるいうても、多分、市のほうは皆さん知っちゃってと思うんですが、そこのところはなるだけそのような間違いが発見された場合には、できるだけ返還ないし、できるだけ地図の訂正もスムーズに行っていってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

観光について、お聞きするんですが、コロナ禍も終わり、観光客が大分戻ってきました。市として、どうしても観光客に金を光市のほうに落としてもらうためには、いろんな観光資源を活用しなくちゃいけないと思うんですが、その観光資源を活用するために観光客を呼び込むことがまず考えられるんですよ。その観光客を呼び込むためには、今後どのように考えておられるか、お教え願いたいんですが。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

今後の観光振興について、コロナ禍で観光は大きな影響を受けましたが、入国制限の緩和や旅行支援の展開、さらには感染法上の位置づけが5類になったことを契機に、今後は需要が高まるものと思っています。

そうした中、まず新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止や縮小を余儀なくされたイベントなどの再開により、市内外の皆様に本市の魅力を楽しんでいただきたいと思っています。

そのうち、本市が誇る海の活用について少し具体的に申し上げますと、先ほども申しましたが、チャレンジショップを2棟開設するほか、海水浴のお客様の利便性向上のために既存の有料シャワーに加え無料シャワーの設置、サンドアートinひかりや花火大会の4年ぶりとなる実施など、多くの皆様に光の海を楽しんでいただきたいと考えています。

また、冠山総合公園や伊藤公資料館といった本市が持つ観光資源に多くの方に訪れていただくため、下松市や周南市との連携による3市の観光資源をめぐるツアーの実施やマツダスタジアムでの誘客キャンペーン、山口県観光連盟による県内市町の対象施設をなぞを解きながらめぐる「やまぐちのナゾさんぽ」など、様々な機会を活用した取組も有効と考えております。

さらに、県においては、アフターコロナの発展的再生を観光面から行うとして、新たなプロモーションの実施や新たな大型観光キャンペーンの誘致を進めることとしておりますことから、本市としても積極的に参画し、連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうに県ないし近隣の市町村と一緒に連携して、光市に来てもらうちゅうのは、それは分かりますが、光市独自として、これから光の観光を打っていったって、観光客を呼び込もうという考えはどこかありますか、何か案が。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

市独自の取組は、本市の観光ガイドブックにお勧めのルート案内として、テーマ別に市内を周遊していただくルートの掲載や、観光マップを添付して滞在をイメージしやすいような工夫もしております。

以上です。

○大田委員

以前、予算にもついちよるんですが、いっばつば観光とか、岩国高校から簡易観光とかいう連携の予算もついちよったんですが、その予算をいろいろ活用してから光市に呼び込むということ、考えを今のところお持ちですか、お持ちでないですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

連携という視点で申しますと、先ほどの周南3市で構成する周南広域観光連携推進協議会や岩国錦帯橋空港利用促進協議会、県観光連盟などとの連携があると思います。

○大田委員

じゃから、岩国錦帯橋空港やいっばつば観光なんかを具体的に光市としては、どのようにして観光客をその連携として呼び込もうとしておられるのか、教

えてほしいんですが。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

昨年度で申しますと、岩国錦帯橋空港でブースを設置し、観光PRなどをしております。

以上です。

○大田委員

じゃから、要するにいろいろな、そういうふうな観光を今から望んでおられると。そのためには、いろいろな光も観光施設やら、要するに観光で光市には、これを名物で食べたら、これを食べるために行ってみたいとか、以前はハモと小イワシじゃったですかね。何かそねえなんがあって売り出しておったんですが、光市は、今そねえなもん現在のとこない。

お菓子なんかは、光市と銘打って出されておるんですが、そねえなんも今後いろいろ考えていってもらいたいと思うんですが、そこんところは考えありますか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

今年度からの新しい事業として、ひかりの魅力発信・発見支援事業がございます。これは、市民の皆さんから市民目線で本市の魅力の発信や、潜在する魅力の発見につながる取組に対して、市として支援させていただくものです。こうした事業を展開しながら、光市の魅力を高めていきたいと思っております。

○大田委員

どうしても観光客は、光市に金を落としてくれる産業でありますので、ぜひともそういうふうな観光産業を発展させてもろうたら、光市のほうに皆さんが裕福になるじゃろうと思うんで、ぜひ発展させるようにしてください。

それで、ここ3年、光の花火大会ちゅうのが中止されて、今年予算つけて7月30日ですか、光花火大会がやられるんです。それに対する費用対効果、常に言われておられます経済効果、費用対効果、どのように考えておられるか、教えてください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

花火大会は、本市を代表する夏の海を盛り上げる風物詩として定着をしており、今年度は4年ぶりに7月29日に虹ヶ浜海岸で実施をすることとしております。

経済効果についてのお尋ねですが、一般的には飲食費など1人当たり幾らぐらい使われて、そこに何人の方が来られたのか。そういったものの掛け算などにより算出をされると考えております。本市においても、地域経済への波及効果はあるものと考えられますが、金額として示しておりません。

本市の花火大会は、海岸から見上げる珍しさもあると同時に、子供から大人まで花火が輝く瞬間を何万人の人と共有できる、感動できるということは大きな価値があると思いますし、本市のPRにつながるという効果があるものと考えています。

また、観光協会のホームページの花火大会のページには、毎日5万件を超えるアクセスがあると聞いておりますし、多くの方が楽しみにされていると思っております。

以上です。

#### ○大田委員

確かに、そういうような人が集まるということは、確かにいいことです。常に光市は、経済効果と費用対効果と言われておるんです。花火大会において、それが経済効果、費用対効果が素直に数字で表せるように、以前にも言いましたが、下松やら周南やら柳井なんかちゅうのは、花火大会どれだけ経済効果が出たか分かりませんが、それで経済効果が出ていないからと言うだろうと思いますが、注視されております。

光市は、それらの経済効果、費用対効果なんか常に言われている。それにおいて、それが表示できない、風物詩と。そりゃ確かに風物詩も大事です、そりゃ風物詩も大事です。それじゃが、そこんところで、常に経済効果、費用対効果と言われているんじゃないら、それも大事です。

それを数字で表すように、今後もぜひ皆さんに公開できるように準備しちよってください。よろしく願いしたいと思います。

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 5 建設部関係分

### (1) 付託事件審査

①議案第40号 山陽本線島田・光間虹ノ橋補修工事委託に関する基本協定の締結について〔所管分〕

説 明：山口道路河川課長 ～別紙

### 質 疑

○大田委員

これは、今、工事をされる、12月31日まで工事をされるんですが、表面上、何か行うことがあるんですか。要するに、道路、桁の表面上の部分の工事が。

○山口道路河川課長

橋梁の表面上につきましては、舗装部分のことであろうかと思いますが、令和4年度におきまして、光市の道路河川課のほうで工事のほうを実施いたしております。

○大田委員

ということは、もう表面上いらうことなく交通止めになること絶対ないということですね。

○山口道路河川課長

交通止めに関しては、実施しない予定となっております。

○大田委員

それで、この跨線橋の横の市道に対しては、あそこが交通止めになることはあるんですか。

○山口道路河川課長

J R横の路線の市道につきましては、一時的な通行止めはあるかも分かりませんが、長い期間かどうか、どのようにするかについては、これからJ Rと検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、これは大分、交通量があると思うんですよ。そじゃけ、それをみ



んなに周知させんにゃいけんと思うんですが、その周知方法はどのようにされるんですか。

○山口道路河川課長

周知方法につきましては、前回、広報等でもお知らせはいたしておりますけれども、今回につきましては、J Rと今から協定をさせていただきましたら、工程スケジュールの日程のほう詰めてまいりますので、その期間と規制方法に応じて周知方法は再度検討してまいりたいと思っております。

○大田委員

検討されるということですが、多分、短い期間じゃないと思うんです。ある程度、長い期間じゃろうと思うので、ここは多分交通量が十分多いと思うんですから、その人たちに事前に周知していつてもらいたいと思います。

特にまた、付近住民の方にもいろいろ御迷惑がかかると思うので、付近住民の方にもいろいろ御説明していつてもらいたいと思いますので、よろしく願います。

○河村委員

この協定を締結するに当たって、締結書みたいなものを交わすんじゃろうと思うんですが、外向けに調印式みたいなものがあるんですか、ないんですか。

○山口道路河川課長

このたびは、J Rの跨線橋を補修するものでございますけれども、調印式につきましては現時点では考えておりません。

○河村委員

要らんことですが、あんまりJ Rといろんな面にわたってスムーズにしているというふうに思われませんので、ぜひ調印式みたいなもの、この西日本の執行役員さん、どんな人か分からんけれども、よう顔を見てきていただいたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## ②議案第41号 市道路線の廃止について

説 明：秋友監理課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

西大塚美原線となっているのですが、美原線というと草場の池といいますか、あそこの下の県道から下に入って、西大塚美原線にぶつかって、それから、そのまま右に行って県道にぶつかる線が美原線じゃったと思うんですが、その線は何線になるんですか。

○秋友監理課長

申し訳ございません。今そちらの資料のほうについては、持ち合わせておりません。

以上になります。

○大田委員

なら後で教えてくださいね。よろしくお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## ③議案第42号 市道路線の認定について

説 明：秋友監理課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

それでは、33ページの大景16号線、本会議でもちょっとお話をさせていただいたんですが、この路線は、この図でいくと行き止まりの状況になっております。地先が見て取れるのに、その両サイドしかない、この道路のね。ある意味で言うたら、駐車場みたいなものじゃないですか、ほかに車両が入ってこない状態ですから。固定資産税ももらえんような、こういうやり方というのはあるんですか。

○秋友監理課長

ただいま委員さんのほうから、大景16号線の用途が、駐車場のように使われるのではないかという御質問を頂きました。

大景16号線については、宅地開発を進める上で、業者と密に調整をさせていただき、市道として認定される規格で整備されるよう指導しており、その指導を基に道路の開発をしていただいております。そのことから帰属という形で市に所有権移転登記していただき、16号線としてうたわさせていただいたものであります。現状、地図から確認すると、2世帯、2戸と見受けられますが、現状からは3戸以上の利用があるということで市道認定とさせていただいたものでございます。

#### ○河村委員

どういう密接なつながりがあるのかよく分かりませんが、表現が悪かったら癒着のようになるで。その下の緑の線がありますよね。本来ならこういうふうな形で、当初はこの下段の部分については市道認定受けていないわけいね。それで、次の開発が済んだ後、こういう形で一緒にやれば、もしもこの大景16号線というのが、この空白地を今後の宅地開発につながるんだというんなら、そのときでええんじゃないの。

#### ○秋友監理課長

ただいま委員さんのほうから、大景15号線ということで御質問いただきました。大景15号線においては、先だつての宅地開発で市道認定はさせていただいております。

というのも、その土地の所有権になりますが開発業者のままであり、帰属を受けていないことから、15号線については、その当時、市道の認定を入れていなかった状態になります。

このたび16号線については、先ほども御説明させていただきましたが、宅地業者の開発に伴い市道認定に沿うように道路整備をしていただいておりますので、その上から帰属を受け、3戸以上の利用が見込まれるということから、市道認定をさせていただいたものです。

以上になります。

#### ○河村委員

開発行為じゃから、その話合いの中で、今の大景15号線のような格好で、そして、その間何年やったか知らんけど、固定資産税何ぼかもろうちよらあね。そうじゃろう。

だから、普通、開発行為でやるんじゃったから、次もまだ開発行為がこの16号

線の先にあるとすれば、そういうやり方が普通じゃないですか。業者を指導する中で、そういう指導の方法があるんじゃないですか、そういう話です。

○秋友監理課長

委員さんの言われる形で、固定資産税ということ言えば、そのような形をとるといふ形も考えられるところですが、16号線の先の開発行為がどのような形態になるかということは、今現状で私どもが確認できない状態であることから、そのまま16号線をうたわせてもらったものになります。

○河村委員

だとするならば、この地先が2軒であったら、何ぼどうこう言たって車が入ってこん、利用者がおらんということは、駐車場がわりになりやしませんかという話が的を得ちゃおらんかね。

○秋友監理課長

ただいま、駐車場的な使用というのが見込まれるということで御質問を頂きましたが、現状、市道という形で認定することから、そのような御使用になられることについてはないものと、市のほうでは考えております。

○河村委員

よう監視しちよってください。

34ページ、森ヶ峠4号線・5号線ですが、ここはたしか調整区域であった、農地でたしか調整区域だったような気がするんですが、いや、農地転用済んじよるじゃろうね、まさかと思うけど。

○秋友監理課長

光井4丁目の土地については、開発行為にございますので、その農地転用というのは今のところないということです。

農地転用については、所有者のほうがかけておるんですが、こちらの開発については開発行為ということで、農地転用は解除されておると。

○河村委員

いや、どうもそこ因果関係があると思えんのじゃけど。要するに、農転はないけれども市道認定はできると。市道認定するためには、名義を変わらんや市道認定にならんけれども。うまいこといちよるわけいね。

○秋友監理課長

こちらの宅地開発のほうについての処理は、全てクリアしておると。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○秋友監理課長

先ほどの御質問になります。

所管外となることから明確なお答えは、難しいところもございますが、令和3年11月15日に業者から届出がなされ、受理させていただいています。

以上でございます。

○委員長

どういう形で何をですか。

○秋友監理課長

届出を受理させていただいたと。

○委員長

何の届出。

○秋友監理課長

農地等の転用について、受理をさせていただいたものになります。

○河村委員

農転ちゅうのは受理だけで許可が要らんのかいね。

○秋友監理課長

こちらの造成地につきましては、市街化区域でございますので許可は必要なく、農地等の転用について届出が必要と確認しております。

○河村委員

分かりました。

36ページの西大塚美原線。本会議でもお話をさせていただいたんですが、旧大和地域には、こういった規格外の道路がたくさんあるわけですが、市道認定を今回ここでかけたわけですが、狭隘な部分は2.9mなんですね。ここのあれでいくと、一番幅のあるところは12.6m。道路形状として、これがいいのかどう

か。

市道認定するときに、じゃ6mを基準にしていくのか、あるいはセンターラインを入れて6.5mにしようとするのか、そういった明確な基準みたいなものは持っていないんですか。これだけ長い路線ですから、そういった適用が必要だと私は思っているんですね。

今回、じゃ路線を変えて認定をすとか、あるいはその狭隘な部分については、じゃこれから3年以内にきっちり道路整備をやるんだと。こういうお話を頂けるのか。市道の認定ですから、そういったお考えがないのにやろうとするのか、その辺のどこをちょっとよう説明してください。

#### ○秋友監理課長

委員さんから、市道西大塚美原線についての御質問を頂きました。

現状、市道の認定要綱においては、有効幅員4m以上ということで市道認定の判断をさせていただいております。一例として4m以上ということで認定をさせていただいておりますが、現状2.9mの区間がございます。

こちらの再認定については、この市道については、既に認定された市道で、市民生活においては重要な路線であり、路線を廃止することは市民生活に多大な影響があることなど勘案し、市道認定要綱の第4条第1項第5号の「その他の見地から、市長が特に重要と認める道路」を適用させていただき、市道認定することが最も適切であると考え、こちらの市道を再認定させていただいたものです。

以上でございます。

#### ○河村委員

今この道路は廃止状態よ。今廃止したね。それで、新たにまたここで認定しようとしよるわけじゃけど、2.9mのままでこれからもいくんだという話にしか聞こえんわけいね。

旧大和町内では、こういうケースがたくさんある。同じように、災害に遭うたときに、それじゃ生活道路、うちのほうに市道認定外道路たくさんありますから、それじゃ通行するのに何か支障があるんかちや、そねえなことはないよ。だから災害に遭うたときに直してくれんわあね。そこが違うのいね。

そういったことも含めて、じゃ通常新しい道路を市道にしようか、あるいは県道じゃ国道じゃって言ったら、道路の通行調査をやったりして認定にふさわいかどうかと、こういう話になるわけですが、市道の場合はそういうことがありますませんけど、この道路をどうするんかというぐらいの目標は持たんの。3年で4mまでは拡幅しますよとか。今のまんまじゃったら、通行するのに不便でしょうがないでしょうが、すれ違いができんのじゃから。その辺はどうですか。

○山口道路河川課長

現時点で所管の考えといたしましては、市道の整備は市道の現状や交通量、緊急性などを踏まえた総合的な判断が必要であると考えており、年数3年以内ということは申し上げられませんが、その必要性に応じて整備をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

言わんとするところは分かります。それじゃ何年かけてでもやろうということであれば、いろんな方法があるわけじゃないですか。だって、これ家が隣接しちゃったら、取りあえず土地を買わんにやどねえもならんのやから。

そういうことを含めて、市内全域のそういった計画づくり、見直しを含めてやられたらどうかと。そうでなかったら、まだこれから、今までも合併してから3本ぐらいたしか、これ認定替えがあったと思うんでね。まだこれからいっぱい出てきますよ。その都度こういう話をせんにゃいけんようになるから、道路の見直しを含めてしっかり検討していただいたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①令和5年度の山口県関係事業について（報告）

説 明：秋友監理課長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○小林委員

それでは、私のほうから1点ほど質問させていただきます。

まず、令和5年、この5月なんですけど、石川県の能登地方を震源とした地震

によって、石川県内で最大震度6強を観測をされて、石川県、富山県、この2県にわたっての被害が発生しております。

5月12日の時点で、人的被害が38名、死者1名ということと負傷者37名、住家被害630棟、全壊15棟、半壊13棟、一部破損が602棟という報告がなされております。

こうした状況を踏まえて、本市においても地震に対する備えをより万全にしていく必要があるというふうに考えております。

現在、木造住宅の耐震診断及び耐震改修の補助制度がございますが、これまでの実績を耐震診断事業、そして、耐震改修事業、それぞれでお示しをください。

○沖本建設担当次長

耐震診断及び耐震改修に関する補助事業に関しましては、平成19年度から実施をしておりますが、令和4年度までの総実績件数といたしましては、耐震診断事業が75件、耐震改修事業が21件となっております。

以上でございます。

○小林委員

分かりました。このホームページ等を確認させていただきますと、募集のコストというところが耐震診断事業、次年度あたりですけど7件というところと、耐震改修事業のときは4戸というところもありますので、その1年間の中でいわゆる条件以上に出てくるようなケースというのは少しあったんでしょうか。

○沖本建設担当次長

今のところ募集件数を超えて申込みがくるといったケースは、今のところございません。

以上でございます。

○小林委員

分かりました。つい先日、住民の方とお話をしている中で、やはりその石川県で地震があったというところで、自分の家の耐震は大丈夫なのかというお問い合わせを受けたことがありまして、光市のホームページのほうを紹介をさせていただきました。

やはり市民の方の中では、こういう情報を知っていると知っていないとでは大きく違いがございますので、引き続きホームページ等を通じて情報の発信のほうをよろしく願いいたします。

私からは以上です。



○田中委員

端的に3件お聞きしたいんですが、1件は、ちょっと市民の方からも御相談があったんですが、道路、河川等の不具合の対応についてなんですけど、土日とか休日時間外について、道路の不具合を発見したときにどうしたらいいのかというお問合せがありましたので、そういったときにどういった対応になるのかをお知らせいただけたらと思います。

○山口道路河川課長

土日、休日、時間外の対応についてのお尋ねを頂きました。

こちらにつきましては、市役所閉庁時における苦情等の電話は一括して市役所当直が対応をして、その後、道路に関する事案の場合、当直から道路河川課、道路維持係の担当職員へ通報内容が伝えられるようになっております。

その際、現場状態、場所、通報者の氏名、連絡先等が伝えられ、職員が現場を必ず確認いたします。

その後の対応は、開庁時と同様で、その場で対応が可能な事案については職員が対応し、職員での対応が困難な事案については業者へ依頼し、対応を行っております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。土日でも対応していただけるということで、気になったことがあれば問合せをすればいいということで理解をさせていただきました。ありがとうございます。

次が、横断側溝の改修についてなんですけど、市内でも各所で横断側溝の改修が行われていて、目に留まるようにすごくなっているんですけど、この進捗状況というか、かなり今されているんだと思うので、どれぐらいの目標があって、今どれぐらいの進捗状況かみたいなの、もしそういったものがあればお知らせいただけたらと思います。

○山口道路河川課長

横断側溝の改修状況と今後の見込みというお尋ねにつきましては、市内全体の横断側溝の数といたしましては約1,900か所ございまして、それらの健全度や緊急度に合わせた改修を随時行っております。

令和4年度につきましては、4か所の部分補修と10か所の全面改修を実施しており、今年度も既に2か所の部分補修と5か所の全面改修を予定しております。

す。

今後も職員による日々のパトロール及び年3回ほどの箇所の確認を行いながら、施設の維持補修及び改修を行ってまいります。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。順次やっていっているということで理解はさせていただいて、今後も予算をつけながらしっかり行っていくんだろーと思えますけど。順番にやっていくということなんですけど、危険度が高い部分で、全体を1,900か所とお聞きしたんですけど、至急やらないといけない部分がどれぐらいあって、今どれぐらい対応しているんだというようなものがございませうか。

○山口道路河川課長

現場の横断側溝の状況につきまして、市民の方からの御連絡であったりですとか、職員のパトロールにより随時悪い箇所を確認しておりまして、現時点においては、緊急と思われる箇所については対応のほうを終えております。ただし、常に健全度等を踏まえながら、将来的な事故が予見されるところを事前に改修してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。しっかりした点検等を順次改修し、行っていただけたらと思いますので、お願いいたします。

最後が、ちょっと気になっている部分で、国道188号線の清山の歩道の草についてなんですけど、街路樹からの草と山側の草からで、特に光高校が統合してから交通量も増えたということではお聞きしているんですけど、本当に自転車の高校生たちはかなり不便して、あそこを通行しているんだなというのを実感しているんですけど、そのあたり市としてどのような対応をされているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○山口道路河川課長

ただいまの御質問、国道188号線の草刈りにつきましては、国土交通省山口河川国道事務所の所管でございまして、こちらのほうで実施されております。国によりまして、草の繁茂状況などを確認の上、例年、年1回実施しているとのことでございます。

このような草刈りの要望に対しまして、市の道路河川課へ連絡を頂戴する場

合もございますので、その都度、国の担当部署へ報告することで、国道の適切な維持管理を促しているところでございます。

以上でございます。

#### ○田中委員

分かりました。国の対応として例年1回ぐらいという部分、これは理解していて全面的にそうなんだなというのあるんですけど、今、茂っていて困っているという状況がある中で、やっぱり何か改善に取り組んでいくという取組が必要だと思っらるんですね。

先日、列島クリーンとかって草刈り、国道沿いのやつやりましたけど、あの部分については残っている状態になっていて、ちょっと所管は変わってくるんですけど、そういったときに高校生も参加していたという部分で、エリアを割り振って、その部分の草を引くとか、例えば、若手職員の協力隊みたいな部分を派遣して、そこをちょっとやるとか、何か課題解決に向けて取り組む姿勢というのをどんどんやっぱり光市として出して行ってほしいなと思っらるんですね。

ここで言っても所管として何ができるというのはないんですけど、市民からも声の多い課題だと思っらるるので、ぜひ対応いただけたらと思っらるるので、いいアイデアを期待しておりますので、よろしく願っらるいたします。

以上です。

#### ○森戸委員

ちょっと何点か。光市国土強靱化計画の中で、内水氾濫に対する脆弱性が指摘をされております。その対策としては、浚渫ということなんですけど、例えば、島田川の支川に関しては、令和2年から緊急浚渫債を活用して浚渫を重ねてきました。これ自体がいつまで続くのかと伺いますか、いつまでできるのかという点が少し心配なんですけど、その辺のところはどうなりますかね。発行期限とか、そういう部分があると思っらるんですけど。

#### ○山口道路河川課長

緊急浚渫事業債につきましては、委員御案内のとおり、令和2年度から実施されておりますけれども、5年間ということで創設されております。ですので、現時点では来年度までの期限となっております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

今、通常の頻度よりは、ひどいところに関しては3年に1回とかが、もう2年

に1回とか、そういう頻度になっていったりする箇所もあるんですけども、その後はどうされます。もしそういう有利な起債がなくなれば、今後、その脆弱性が指摘されている部分について、浚渫を市単独でやっていくのか、何らかの補助金を探してくるのか、根本的な何らかの解決を図っていくのか。その辺は、もう来年で終わるとすれば、その辺も今後考えておかないと、地域の方からとってみれば、毎年していただいたりとか、1回はとっていただいたということになると、たまってきたらまたお願いねということになるろうかと思うんですけど、その辺はいかがですかね。

#### ○山口道路河川課長

ただいま、この緊急浚渫事業債が終わった後のその後について、財源を踏まえた対応につきましては、来年でこの事業債が終わりまして、それ以降につきましては、差し当たりまして、現在、これまでの3年間、今年度、来年度におきまして御要望のあった箇所、職員で現地のほうを確認した箇所につきましては、おおむね浚渫のほうを実施できると考えておりますけれども、ただし、委員御案内のように、場所によってはすぐにたまるような場所ですとか、数年たてばまたたまってまいろうかと思えます。

ですので、これから国庫補助金ですとか、この事業債のかわりの財源を探することに努力しながらも、そのほかにつきましては単独での対応となりますので、限られた財源の中で効果的な浚渫について考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

分かりました。この令和6年ですから、今の間に要望しておかないと、なかなか今後聞きづらくなる可能性がありますので、1点ほどお願いといいますか、例えば、その山近川とか石田川については、特に石田川に関しては、住宅団地のへりに川が流れていて天井川のようになっているところがあります。そこに相当州ができて土砂もたまっているというような状況なので、そういったところの箇所であるとか、八王子踏切があるところの山近川の辺りとか、山田川であるとか、そういった部分に関してはいかがでしょうか。そういう要望も届いていると思いますが、その辺のところはいかがでしょうかね。地域から要望が出ているということの意味で。

#### ○山口道路河川課長

ただいまの御質問ありました数か所の河川についての浚渫でございますけれども、再度現地を確認しながら、また地元の御要望をお伺いしながら、今後につ

いて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○森戸委員

地域から要望が出ているものに関しては、調査の上、対応していただけたらと思います。

それと、島田川の支川に関する内水氾濫への対応ということで、例えば、今積川とか、上流が砂防河川になっているんですかね。崩れたりする箇所があって、そこから土砂がたまっていくというような流れにあらうかと思いますので、そういった大きい雨が降った場合に、土砂崩れがよく起こるような河川に関しては、浚渫以外の対応といたしますかね。

そういうものも一つの流域とまでは言いませんけれども、1本の河川として全体で根本的に何かの対策を、予防的な対策を行っていくということが必要ではないかと思うんですが、その辺のところはいかがですかね、その浚渫という対処的な療法ではなくて、予防するような対策とか、その辺のところについてはいかがお考え、考えがあればお示しを頂けたらと思います。

○山口道路河川課長

ただいまの今後の全般的な対策についてのお尋ねであったかと思えますけれども、先ほど申しました緊急浚渫事業債が5年間で実施されております。まずはこちらで、今まで取り切れていなかった土砂について浚渫を行っているところでございますけれども、今後につきましては、浚渫については現時点では今後の予算を踏まえながら行ってまいる考えではございますが、総括的な対応につきましては今後の研究課題であらうかと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

最後なんですけど、浚渫を求めたわけではないんですが、それ以外のという最後の付け加えがありましたけど、今積川であれば大分前にも相当な土砂が出たことが何度かありますよね。それは、大雨が降って頻発しているというような状況であらうかと思えますので、そういった箇所の部分に関しては、どうすればいいのか分かりませんが、一つの1本の川と見て、浚渫ということだけではなくて対策を練っていくというのが、それは植林なのか分かりませんが、その辺はよくその沿川、山を持っていらっしゃる方とも協議をしながら、経済部等も含めて協議をしながら内水氾濫をどう防ぐかというのは、やっぱり浚渫以外の対策が必要ではないかと思えますので、それはちょっと指摘をしておきたいと思

いますので、ぜひ研究をしていただけたらと思います。

以上でございます。

○河村委員

ちょっとお尋ねをしますが、国道から南側で用水の利用者がいるかどうかというのは感知していますか。

○山口道路河川課長

具体的な(「国道から南側」と呼ぶ者あり)全体的なことでもございましょうか。(「そうそう」と呼ぶ者あり)

○河村委員

私の知る限りにおいては、国道から南側で今用水の利用者がいなくなった。光井については、もう全然、ああそんなことはないか、一部ちょっとあるか、一部はちょっとあるか。そうか、分かりました。

この間12月じゃったですか、お話をしておったと思いますが、虹ヶ浜の排水対策はどのようにお考えですかね。これまで再々その床上につかったことがあるわけですが、改善方法というのを検討されてきたと思うんですが、どのようにお考えですか。

○山口道路河川課長

虹ヶ浜の排水対策につきましては、これまでに排水対策を検討したこともございましたけれども、これには膨大な経費と長い年月が必要となり、また課題も多いことから現在のところ計画立案には至っておりません。引き続き調査研究に取り組む必要がある大きな課題であると考えておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

まあ雨水排水ですから、高いところから低いところへということで、どういふふうにして排水しようかという考え方は恐らく分かっているんだと思いますが、それをすることで、いろんな補助事業というか国のメニューがあったりするんですが、そういったことの調査みたいなものは、もう済まされています。

○山口道路河川課長

補助メニューにつきましても考えてはおりますが、それ以前にただいま申し上げましたけれども、膨大な経費と長い年月がかかりますことから事業化につ

いては現時点では、まだ考えておらないところでございます。

以上でございます。

○河村委員

光井の今3丁目辺りの排水対策というので、一度コンサルを入れたことがあったと思います。今の虹ヶ浜の要は排水機能が果たせないというのは何ミリ以上、1時間当たりの雨量が何ミリ以上になったら処理ができない、そういう御認識ですか。

○山口道路河川課長

委員から何ミリ以上が対象かという認識はあるのかというお尋ねにつきましては、雨量だけではなく、潮位ですとか、台風であれば気圧の変化、雨量だけではなく様々な要因がございますので、一概に何ミリ以上で浸水するという事は申し上げにくいかと思っております。

以上でございます。

○河村委員

いや、高潮の話と、要はその雨水排水の話は全く別じゃろう。海からその潮が入ってきたから、今の状況から見たら虹ヶ浜から瀬戸内海に対して雨水排水をしようじゃろう。そこの認識が、どうも違うんじゃない。

今、枝虫、鳶の子があって、そこから先はもう西河原、それから、島田川というふうになっちゃると思うんじゃないけど、今の虹ヶ浜の排水は西の河原に乗りよったわけ。

○山口道路河川課長

虹ヶ浜の排水につきましては、一部西の河原ではなく、浅江排水路のほうに流れているものがございます。

以上でございます。

○河村委員

だから今の虹ヶ浜については、時間雨量が何ぼ降ったら排水ができなくなつて、床上あるいは床下がつかるのかと、こういう話をしよる。全くそういう感覚もない。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長

ただいまの雨量についての御質問でございますけれども、先ほども少し申しましたけれども、河川については潮位であったりですとか、あと河川高水位によって水路の放流先の河川の水位の高さ、平常時であっても水位の高さによりますので一概に何ミリ降ったから浸水するということは申し上げられないことになっております。

以上でございます。

○河村委員

排水分というのは、もう限られた状態なので、平米数を計算したら1時間当たり排水が何ぼできる、あるいは1時間たったら何cm雨水がたまるという計算はできるのいね。だから、あとは、それを自分らでようやらんから、じゃコンサルに任すのか、そういったところになるわけですが、だけど、今まで何回もつかったという状況の中で、そこを改善しようという意欲がなかったら、特に、その国道沿いちゅうのは、お店が張りつくところなので、出店どこも出てこんよ。

まちづくりの根幹じゃから、雨水排水は。それが、しっかりできて、初めてよそから、じゃ企業に来てくださいいね。10年に1回とか20年に1回は必ず雨につかるんですいねと、そんなところに人が来るかいね。そこは、しっかり計画をつくらにゃいけんというところなんで、よろしく願いをいたします。

それから、川園線についてなんですけど、川園線は路線の全部をこれは県がやってくれるわけ。どこからどこまでが街路事業で、どこがその県事業なのか。ちょっと言うてくれる。

もう一つ言うちよくと、病院に言うたのは、新しい病院ができて、あそこへある意味で道路できるわけじゃけど、今現状じゃ患者も、それから、救急車等の緊急自動車も出入りするのに不便だと。

これから3年たつのか5年たつのか分かりませんが、このギャップを埋めるのに、本来なら病院とこだけでも、ここへもう道が来るのいねというのが普通じゃろう、新しい病院を造ったんじゃけ。そういうのを一緒に含めてちょっと説明してくれる。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長

川園線につきましては、県が行っている事業区間といたしましては、木園1丁目の市道花園島田線との交差点から大型踏切を横断し、市道船戸三太線との交差点までの区間となっております。



市道船戸線との交差点から西河内を通りまして病院前までの川園線区間につきましては、市が行う区間となっております。

以上でございます。

○河村委員

じゃその西河内から病院までの間のその計画というのは今どねえなっちよるんです。

○山口道路河川課長

市道川園線の光総合病院前から西河内地区を経由した木園地区までの区間につきましては、現時点におきましては事業化に至っておりませんが、都市計画マスタープランでお示ししている方向性などを踏まえ、まずは県により進められております都市計画道路川園線街路整備事業の進捗を踏まえつつ、今後の取組について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

新しい病院を造ることで、あの川園線が必要だから今県の街路事業にまで格上げして急いで整備をしようんじゃないんかね。私は、そう思いよったんじゃないけども。

一番簡単な病院から西河内の間ちゅうのは、山間部を含めて用地もそんなに難しくなさそうなところ。もう新病院ができて年数が何年かもうたっちよるわけですが、緊急車両だけじゃない。今、年寄りが、タクシーで行ったりするの何か遠回りするような気持ちがして、しっくりせんよね。

そういう意味じゃ、その川園線ちゅう道路整備は物すごい急いんじよるんじゃないんかね。そんな気はない。

○酒向建設部長

川園線についてのお尋ねでございますけれども、まずは県が実施しております都市計画街路事業、まずはこちらを優先的に施工していただきまして、その後、状況に応じて市道川園線整備を今後検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○河村委員

じゃ予定で何年でできる予定ですか。

○酒向建設部長

現時点におきましては、何年ということは、この場では申し上げることはできません。

以上です。

○河村委員

今のような話でいくと10年はかかるよ。今困っちゃうの。だから、全くその前にもいろんな話の中で技術屋としてのプライドがあるかという話をしたと思うんですが、ええ道路を造ろう、あるいは急いで造ろう、利便性今高めんにゃいけんと。その思いが財政のほうに、あなた方、伝わっちゃうらんのいね。だから自分で考えて、その道路を造っていくようにせんにゃ、いつまでたってもええ道路ができません。

しっかり、これ協議をしていただいて、川園線、市がやらんにゃいけんと、今県道がもし終わったとしたら、ものすごい批判よ。まだできんのかと。しっかり対応していただいたらと思います。

それから、虹川の排水対策で、さっき経済部でも新しい工業団地ができる分について、調整地をどこにというよりは、今、図面上は調整池の場所決まっちゃうのいね。そこから流すと虹川に流れる以外にはないんですよ。

過去に遡っても大雨のときに虹川地域の人たちが浸ったという経緯の中で、これ以上まとまった雨量を受けられるのかどうか。どういう認識なんでしょう。

○山口道路河川課長

虹川の排水対策につきましては、県によりますと今年度産業団地造成に係る測量設計業務を実施するとのことをございまして、委員御質問の排水対策につきましては、所管としては現時点では具体的な計画については伺っておりません。

○河村委員

県から聞くんじゃないくて、一応こういう状況ですよということを現況説明を恐らく求められると思うんで、しっかりこの対策についての必要性を訴えていただけたらと思います。

それから、中央脇田線、長尾台から光井地区の脇田線へつなぐ道路ですが、何か先般お尋ねしたときには、何か考えがあるというような話がありましたが、どういうふうに進捗を図るんでしょうか。

○酒向建設部長

この路線につきましては、関係所管と協議して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

関係所管と取り組むちゅうていうても、要は道路を造るということで地権者との問題だけじゃないですか。財政的にお金がいたら、それで道路整備ちゅうのは、できるわけいね、地権者が協力してくれたら。誰と相談するん。

○酒向建設部長

道路を造る上で様々な手法が考えられますことから、関係する部署と協議をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

もうずっと塩漬けの中で、毎年その草刈りをやっていただいているわけですが、一部平らに、その道路としての形状だけはできているので、どうするのと。今さら引き返すわけにもいかん。何か方法はあるんですか。

○酒向建設部長

手法等につきましても色々考えられますことから、その辺も含めまして考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○河村委員

私には、ちょっと理解できないので、様々な手法の中の一つ二つ言うてみてるかね。

○酒向建設部長

新しい補助金制度を探してくる、あるいは、組合等を設立して検討する等が考えられると思います。

以上でございます。

○河村委員

補助金を受けてちゅうても、たしか補助事業にのっちよった、最初はね。だけ

ど、それはできんかったわけじゃないですか。組合ちゅうのは、何の組合なんです。

○酒向建設部長

そのあたりも様々な組合等を調べてまいりたいと考えております。  
以上でございます。

○河村委員

前にも話したことがあります。従前、区画整理という手法があるので、地権者を集めて説明会をやったことがあるんですが、その際、地権者の方々は大変乗り気で、これはうまくいけば、そんなに時間かからずにできるかなと思ったときがあったんですが、そこから進捗せんかったのは市じゃないかね。

市のほうで予算をつけてやれば、ひょっとしたらもうできていたかも分からん。要はやる意識がないとしか、その地域には受け取られていないんですよ。本当にやる気があるの、この路線を完成させる気がある。

○山口道路河川課長

こちらの路線につきましては、大変重要な路線であると考えておりますので、今後も努力をしながら完成に向けて努力してまいりたいと思います。  
以上でございます。

○河村委員

もう計画から何年、20年過ぎたかな。その中で何かまだ出し切れていないものがあるわけ。もうこれ以上ないんじゃないの。断念をするということも計画に入れたらええんじゃないの。今までどれだけのお金を投資してきたか知らんけれども。

○吉本副市長

この道路、私も建設部長時代に委員のほうから何回もお尋ねを頂きました。

過去には、そういうような計画で取り組んでまいりました。ただ、用地買収の関係等で断念、途中休止しているという状況でございます。

一般的な話で申し上げますと、道路整備ということになりますと多量の土砂が発生する。そういったときに、その土砂の捨て場という問題も出てまいりますし、先ほど建設部長が申しあげましたけど、まずは財源確保、そして、実際にやるのであれば、そういった手法、こういった様々なことを検討する必要がありますので、先ほど課長は完成に向けてというような言葉がありましたけど、今はそ

の完成に向けてという言葉は適切ではないということで訂正をさせてもらいたいと思うんですが、いずれにいたしましてもこれは過去に計画した事業でありますので、いろんな手法、いろんな考え方、この辺を様々な角度から市としてもどうあるべきかというのを検討していく必要があるかと思っております。

以上でございます。

#### ○河村委員

今、土砂の話があったんですが、冠のちょうど東側のところで、従前、残土処理場の計画があったわけですが、現状ストップしている。当時は、その用地の賃貸とか、いろんな問題があったわけですが、年数がたって、そういった関係者ももうお亡くなりになった。そういった中で残土処理場というのが、市として要るんじゃないかというお話をさせていただいたことがあるんです。

その当時は、まだそんなことも思ってもいなかったんだと思いますが、現時点でそういう残土処理場を造ろうという意識があるわけ。

#### ○山口道路河川課長

ただいま過去の公設残土処理場が計画されていた案件について御質問いただきましたけれども、こちらは委員御案内のとおり、整備事業を進めていた経緯がございますが、一部の地権者の理解が得られないなどにより事業用地の取得が困難となり、現在休止状態となっております。

これまで市の建設残土につきましては、公共残土処理場として土地区画整理事業と一体となって実施した光虹ヶ丘西残土処理場や大和建设業協同組合が開設した東荷地区残土処理場などを活用することで適切に処理されてきております。

また、現在におきましても、現在、近隣の公共残土処分場を利用しております、処理能力も十分ございますので、現時点ではそちらで処理のほうを適切にしているところでございます。

#### ○河村委員

今、中央脇田線で残土の処理が困っていると、こうやって言うたから、造ったらどうかと、こういう話をしたわけじゃけど、現状では適切に処理されちゃって残土処理場は必要ないと、今そういう話やったんよ。それじゃが、新しい道路を造ったりしようとしたときには、残土処理場がないと。話が矛盾しちよらんかね。

#### ○吉本副市長

委員が言われた千坊台付近の過去にあった計画については、当面それを具現

化する計画はございません。現状の公共工事で出る残土については、今、下松市のほうで処理をしていると。

ただ、先ほど私が申し上げたのは、仮に中央脇田線、これを実施する場合には多量の残土が必要になると。ということになると、そういう処理をどうしていくのかというのが重要な課題になると。そういったこともあるので、いろんな手法については慎重に検討していく必要があるかと考えております。

先ほど私が申し上げたのは、その残土が出るので、その処理の問題が重要な課題になるというのを申し上げたつもりであります。

以上です。

#### ○河村委員

今、冠のその東側の当初、残土処理場を計画しておったところは、関係者、当時は余り筋のよくない方が入っておったわけですが、もうお亡くなりになって、状況的には全く好転をして、処理場を造るのに余り支障はないというふうに受け止められます。

だから、もし必要なら、そういったところをしっかりと整備をすることが、これから工事をやっていこうという気があるんならですよ。頭の中に入れちよいてください。

それから、最後もう一点、光井公民館のところの農協との間の市道なんですけど、光井小学校の通学路になっています。通学路は、朝は公民館の中を歩いて出られるので十分ええんですけど、帰りは公民館の中に車がたくさん入っているので、子供たちは市道を通って帰るんですけど、歩道もないね。

だから、車が国道からもしもスピードを出して入ってきたときは、非常に危ない状態なんです。だから改善してほしいということで、今学校との協議の、市と学校と警察と、みんな協議の年に1回会議があったと思いますが、その場にも出してもらったんですけど、改善がまだ図れません。何が問題なんでしょう。

#### ○委員長

今の河村委員の「光井公民館」は「光井コミュニティセンター」ということで、正式名称はそうなので訂正させて、お願いします。

#### ○山口道路河川課長

委員からの戎町脇田線のことであろうかと思いますが、そちらの歩道整備につきましてのお尋ねを頂きました。こちらのほうは、昨年度、市職員において歩道整備の可能性について検討を行ったところでございます。

道路河川課としましては、まずは道路構造令による基準に見合った歩道整備

や国道及び市道野原岡庄線との交差点部の改良等を行う場合、光井コミュニティセンターの敷地活用も期待できますが、隅切り部分等の用地買収、建物補償の必要性も考え、工事費と合わせた一定規模の事業費が必要であるとの見込みを持ったところでございます。

委員の今問題は何かというところでございますが、現時点では事業費がかかるというところが所管としては問題と考えておりますので、今後改めて関係部署とも話を行いながら、費用縮減に向けた方法について再度検討が必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

西側部分は、全部公共用地、市の土地、立ち退きも何も要りゃあせん。市がやる気があったらできるんです。今まで何回か、ちょっと危ない面もあったので、ぜひやってほしいと。不都合なところをずっとつぶしてきたわけですが、だから学校もぜひお願いしたいということで、そういった協議の場にも出してもらった。でもできない。

今の問題点ちゅうのは、単に何百万円かかるか分かりませんよ。そのお金がないからできんのだと。こういうふうにしかとれませんけど、通学路は今、国のほうも言うてきなさい、何ぼでも補助金出すからと、こうやって言われちよるのに、どういふ検討してきたわけ。

#### ○山口道路河川課長

ただいまの御質問につきましては、繰り返しになりますけれども、まずは道路構造令等による基準に見合った歩道整備等の整備を考えておりますので、国の補助金等の活用も考えられますが、全体事業費がかかるということに対しまして、さらに費用を抑えた効果的な方法がないかということ再度改めて関係部署と検討を行いたいと思っております。

以上でございます。

#### ○河村委員

昨日今日の話じゃないんよ。もう2年も3年もずっと言ってきた話の中で、特に国のほうが先般の通学路の事故を受けて補助金を出しますよと、早急にやってくださいねというふうな話を全国で言うんじゃから。なると思うけれども、あなた方がやる気がなかったらできんわけいね。用地も市の土地なんじゃから。工事費さえどこかで捻出したらできるのいね。じゃあ補助メニューも探らない。あんたらに意思がないとしかないじゃないかね。

一応お願いして終わっておきます。

○大田委員

いっぱいあったんですけど、1つほど。市道の白線、中央線、路側線の引き替えについて、それを生活課がやるんじゃないかと言えば、それまでかも分かりませんが、一斉に市としてはやる気があるのかないか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○山口道路河川課長

ただいま白線についての一斉の整備するつもりはないかというお尋ねでございますが、委員からの御案内もございましたが、白線の引き替えにつきましては環境市民部の生活安全課において対応しておるところでございます。

○大田委員

生活安全課がやるのは、それは分かるが、一番最初に引いたのは土木課でしょう。土木が完了してから生活安全課へ渡す。生活安全課が一遍にやりよると、生活安全課ちゅうのは一遍にできないでしょう。だから、土木のほうで一遍に、全市の市道に対してから、白線が、路側線が、中央線が消えている。住民の人は、雨が降っても夜なんか、ちょっと見えについから、どこ走っていいか分からん、ぶつかるかも分からんちゅうから走りよってわけですよ。だから、一遍にやったら土木課でできるでしょう。それだから今お聞きしよるわけですよ。だから、生活安全課がやる、生活安全課ちゃ、生活安全課ちゅうのは一遍にできないでしょう。だからお聞きしよるんです。

○酒向建設部長

白線についてのお尋ねでございますけれども、組織といたしまして白線の引き替えというものにつきましては、生活安全課の方で対応しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

一番最初は、誰が引いたんですか、生活安全課が引いたんですか。

○酒向建設部長

道路整備のときに引いた外側線や中央線等もあると思います。

以上でございます。（「何て」と呼ぶ者あり）道路整備に伴って整備した外側



線や中央線、白線等があると思います。

以上でございます。（「それは、誰が引いたの」と呼ぶ者あり）

そのとき施工した担当部署でございます。

○大田委員

それは、道路河川課が道路を造って引いたんでしょう、それ。生活安全課が引いたんですか。

○酒向建設部長

当初は、新設改良に伴って外側線や白線等を引いたと考えられますが、引き直し、再度引くということにつきましては、現時点におきましては生活安全課のほうに対応しておりますので、そちらのほうに対応するということでございます。

○大田委員

そしたら、生活安全課は一遍に何kmぐらい引かれるんですか。

○委員長

大田委員、この今の質問については、この所管外なんで答えられないと思います。それで、大田委員のもうどういう考えかを端的にお願いします。

○大田委員

だから言ってるでしょう。生活安全課は一遍に引けないんだから、道路河川課のほうで市道の白線、中央線、路側線に対して一遍に工事として出してから引きなさいよと、これは言っているわけでしょう。

それを生活安全課がやりよるから、生活安全課で一遍にできるんですかとお聞きしよるだけですよ。それができんから、道路河川課で一遍に、市道に対して一遍にやってください、工事として出してやってくださいと言っているだけでしょう。

○山口道路河川課長

白線の引き替えにつきましては、これまで申し上げましたとおり、環境市民部において交通安全対策に関する交付金を活用して毎年度継続して実施されているものでございます。

委員御提案がございました全域的にしてはどうかに対しましては、交付金のほうが毎年限られておりますので、全体的な白線を一度にやろうと思えば一般財源が必要になってまいります。となりますと多くの財源が必要になりますの

で、財政的には厳しいものと考えております。

○大田委員

財政的に厳しいんじゃないでしょう。予算つけないだけでしょう。昨年度なんか10億円も余って黒字になりました、黒字になりましたってから市は言っているんですよ。二、三億円じゃったら仕方がないけど、10億円も余って、余りました、黒字になりました、黒字になりました。それで、財政がないちゅうのは、おかしな答弁でしょう。

だから私は、一遍にやったら、市民の皆さんが助かる。雨が降っても白線が見えないから、いつ交通事故に遭うか分からない。夜でも分からないという声がいっぱい聞こえるから一遍にやったらどうですかと。

交通安全課がやるんやったら、その交付金の金額が知れているから一遍にできないから、道路河川課で、道路河川課が道路を維持管理しているから、だからそれをお願いしているんですよ。

○委員長

大田委員、ここでやれるものとやれないもの、管轄がありますので、これは総務委員会のほうで会派の方と。

○大田委員

工事として出せばやれんことないんですよ。

○委員長

出せばやれるんですか、それは。

○大田委員

当たり前ですよ、道路管理するのに。やれるのをただやれないと言っているだけで。自分のところが面倒くさいからやれないと言ってるだけ。

○委員長

酒向部長、やれるんですか。（「工事として出せばできるんですよ」と呼ぶ者あり）

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

## 6 都市政策部関係分

### (1) その他（所管事務調査）

報告：①令和4年度光市下水道事業見込みについて

説 明：邊見下水道課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○小林委員

それでは、私のほうから何点か御質問させていただきます。

現在、移動が困難な高齢者の移動手段を確保するために、新たな地域内交通、デマンド型交通の導入検討が行われております。令和5年度におきましては、予約状況に応じた効率的な運行ルートが選択できるAI技術を活用して、デマンド型交通について地域を限定して実証検証を行うとの報告がございましたが、現時点における検討状況のほうをお示しをください。

##### ○坪根公共交通政策課長

現在の進捗については、現在、道路運送法におけるデマンド型交通の許可を得るための手続き等について、中国運輸局への確認を行っております。また、市内公共交通事業者や周防コミュニティ協議会の会長さん、三島コミュニティ協議会の会長さんと意見交換を行い、実施に当たっての課題の整理や詳細な制度設計を行っているところです。

詳細について、現時点でお示しできる段階ではございませんが、イメージといたしましては、車両の運行を市が交通事業者に委託し、また、AI技術を活用したシステムについては、市がシステム事業者の選考を行いたいと考えております。

また、利用料金は、タクシー運賃やコミュニティ交通の利用料を踏まえつつ考える必要があると現時点では考えております。

また、実験を行う区域は三島、周防地区とし、実証実験の運行期間は1か月程度を想定しております。

以上でございます。

##### ○小林委員

状況がよく理解ができました。今の段階で今出せる状況というところでいろいろ情報を頂きましたけど、やはりこのデマンド型交通の成功に向けては、いろんな課題を今集約をしているという状況だというふうにお伺いしましたので、そういう課題というものを一つずつクリアをしながらぜひ進めていっていただ

きたいというふうに要望をしておきます。

次の質問でございます。

現在、通院や買物などの日常生活に必要な移動を困難とする高齢者や運転免許返納者などの交通弱者の移動を支援するために、バス・タクシー利用時の運賃助成を行っております。令和5年度におきましては、対象者の要件を一部緩和するとともに、申請方法を郵送で可能とするなど、利用者の利便性向上に取り組まれておられます。本事業においては、令和4年10月から開始をされましたが、これまでの申請状況と利用実績について、それぞれお示しをください。

○坪根公共交通政策課長

本事業の令和4年度の申請者数につきまして、決算見込みではございますが、1,272人から申請を頂きまして、合計2万9,808枚を交付しております。このうち使用枚数は、2万1,338枚、利用率71.6%となっております。

以上でございます。

○小林委員

状況がよく分かりました。この事業というのは高齢者や運転免許返納者の交通弱者のその人たちのフォローという面では非常に重要だと思っております。先日少し、今回この制度を利用された方とお話をしたときに、非常によかったよというところもお話も聞きました。片や一方、タクシー運転手さんとのコミュニケーションがうまくいかなかったような事例も聞いておりますので、これについては引き続き、対応のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今、この事業を開始して9か月が経過していますが、利用者からの要望、または御意見、こういうものはございましたでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

まず、利用に関する意見については、助成券の利用者から、「経済的な負担が軽くなって外出しやすくなった」や、「免許を返納するきっかけになった」といった声を頂いております。

一方で、「助成券の利用が運転手に伝わらなかった」というような意見も寄せられましたので、交通事業者に対して本制度の運転者への周知を改めて依頼をしたところでございます。

次に、交付対象要件に関する意見については、病院に平日通院するのに負担が生じているので要件緩和を希望するご意見があり、令和5年度に拡充する予定でございます。

次に、申請手続に関する意見については、課の窓口と市内の12のコミュニティ

センターなどで対面による申請窓口を設置したところ、「制度に関する説明をしてもらってよく分かった」といった声も頂きましたが、その一方で、窓口までの移動負担の軽減を求める声や、代理申請を希望する家族から土日の窓口設置の要望があったことから、令和5年度において、郵便の申請受付の導入などにより拡充を図ってまいりたいと考えております。

最後に、交通事業者からは、「使用方法が分かりやすいので円滑な取扱いができています」や「新規のお客様が乗車されるようになった」といった報告を受けております。

以上でございます。

#### ○小林委員

私のところにも、やはりこの制度ができたことで、非常にタクシーというところに対するハードルも少し使いやすくなったとか、そういうお声も聴いております。その中で、やはり交通弱者の人たちが困らないような政策というところで、今ある課題というところに対してもしっかりと対応されていることがよく理解ができましたので、引き続きの御対応のほうをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○田中委員

何点か、時間がないので絞って聞けたらと思うんですが、まず下水道事業についてなんですけど、今年度マンホール蓋の交換について取り組むことになっているんですけど、自治体によってはデザインのマンホールを活用するところもあるんですけど、その辺の交換についての考え方についてお聞かせいただけたらと思います。

#### ○弥益下水道課下水道技術担当課長

下水道のデザインマンホール蓋ですが、これに関しては市独自のデザインを施したものがございまして、砂浜、松、海岸をデザインしたものが光駅前周辺や島田市などに、アジサイ、伊藤公記念館をデザインしたものが岩田駅周辺にあり、大和スポーツセンターには奇兵隊を模したデザインマンホール蓋がございまして、委員おっしゃられるところのデザインマンホール蓋への交換に関してましては今後の検討課題とさせていただければと思います。

以上です。

#### ○田中委員

分かりました。既存のデザインマンホールがあるという部分は、以前、他の委員も質問して理解しているところなのですが、いわゆる町のプロモーションとか、活性化のため、観光のために、いわゆるアニメとかのデザインマンホールを活用する部分もございます。新たにという部分もあるんですけど、こういう交換のときに導入して、マンホールって同じサイズだと思うので基本的には、入れ替えてそういったものに活用するという方法もあるのではないかと私は思います。新聞等を見ていると、企業のほうが募集をかけて、そこに市のほうが応募して、これ新聞に出ていたのは松江市のガンダムのマンホール蓋なんですけど、市のほうが応募してという部分でそれを手に入れているというものもございますので、「元気ですか」がトレードマークでやる気あふれる今担当になっておりますので、ぜひ今まで越えられなかった壁を越えて、こういったことにも積極的に応募してやっていただけたらと思いますので、期待してマンホールについては終わりたいと思います。

続いて、もう2点ほどいけたらと思うんですけど、今、市内を運転していても、街路樹を含め、ピンク色の印がついている木がたくさんあるんですけど、それについて、これ自体が何なのかということも含めて教えていただけたらと思います。

#### ○山本都市政策課技術担当課長

市内の樹木につけられているピンク色の印の樹木についてでございます。

全国で公園内の樹木の倒木による遊具の破損等が発生していることから、本市でも都市政策課の所管する街路樹や公園内の樹木について、目視や打音などによる現地調査を行い、直ちに倒木につながる状況ではないものの、腐食や空洞などが懸念される樹木にピンク色のテープを巻いたところがございます。

このピンク色の印のついた樹木については、今後、腐食や空洞の程度や進み具合を確認する調査を改めて行い、今後、対応を検討する予定としております。

以上でございます。

#### ○田中委員

今日ちょうど朝もニュースで倒木のニュースがあったので、タイムリーだなと思っていたのですが、数も多いので、市民の方からは全部切るのかみたいな驚きの声も来て、私もこれに興味を持ったんですけど、本当に事故につながってしまうととんでもないことなので、いち早く対応していく必要があると思いますので、まずは印をつけたということでそこは理解しますので、あと次の段階で調査を行って、危険なものについては伐採になるのかな、そしてまた並木とかによっては、桜もそうなんですけど、植え替えというものも景観をつくっていくに

は必要だと思いますので、その辺もよく植えた目的等も含めて、きちんと考えて対応していただけたらと思いますので、そのことをお願いしておきます。

続いて、最後3番目が、光駅の拠点整備計画についてお尋ねしたいと思うんですけど、一般質問等でも聞かせていただいたんですが、一個、財源の内訳についても聞いてはいるんですが、1点、当初3月のときに40億円ぐらいの事業費が60億円になったということで説明を受けて、財源の内訳もお聞きしております。その60億円のときに、そのときの説明では合併特例債が使えないという前提での財源内訳をお聞きしているんですけど、そのときの合併特例債が使えたときの金額について、少し教えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○山本都市政策課長

光駅拠点整備事業に関連して、概算事業費60億円に対する合併特例債を活用できた場合の財源内訳ということでございます。

概算事業費を60億円として仮定して申し上げさせていただきます。

仮に合併特例債が活用できた場合については、国庫補助金は約22億円、合併特例債を含む地方債は32億円程度、一般財源は6億円程度と試算しております。

以上でございます。

○田中委員

その中で、合併特例債が使えた部分での地方債が32億円ということだったんですが、そのうちの合併特例債というのは幾らになるのかを教えてください。

○山本都市政策課長

これはあくまで試算ではございますが、17億円程度で試算しております。

以上でございます。

○田中委員

そしたら合併特例債以外の起債については、どういった起債になって、その起債の条件について、どういった条件になるのかを教えてください。

○山本都市政策課長

合併特例債以外の起債ということで、公共事業等債を見込んでいます。条件と申しますか、これは充当率が90%で、交付税算入率が22.2%というところで、多くの建設事業が対象となっているものでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。大体、何となく自分の中でこれで整理ができるので、もう一回ちょっと自分の中で整理をしたいと思うんですけど、今回、総事業費ということで教えていただいて、40億円、60億円というような数字を聞かせていただいているのですが、これが総事業費という理解でいいのか。いわゆるJR負担分があると思うんですけど、それが入っていない金額なのか、それとも入った部分での総事業費でこの金額を出されているのか、その確認をさせていただけたらと思います。

○山本都市政策課長

JR負担分は考慮していない事業費ですので、入った金額ということで御理解いただければと思います。

○松並都市政策部長

一般質問でもお答えを申し上げましたように、本市とJRとの金額の負担割合については、合意に至ってはおりません。一般質問でも申し上げました概算事業費、約62億1,000万円、これは負担割合はともかく事業費としてその程度かかるといえるものでございます。

以上でございます。

○田中委員

そうであるならば、この中からJRの負担金分がマイナスになる可能性があるという理解でいいですか。

○山本都市政策課長

そのとおりでございます。

○田中委員

分かりました。一般質問も含めて、基本設計の図面においては合意が得ているという部分が確認をさせていただいて、この金額については総事業費ということを出ているということで、その中身についてはJRとの協議の部分は反映されていないという部分が分かりましたので、以上で質問を終わります。

○森戸委員



駅について、ちょっとお尋ねいたします。

一般質問でもできなかった部分があるのでお尋ねをいたしますが、下松駅も視察をして、柳井駅も現地で調査をして、市の担当者にいろいろ話を聞きました。電話等でですね。柳井駅は、工事主体は大手の鉄道会社ということで、国及び柳井市が補助金を出して、2019年1月からバリアフリー整備工事を開始をして、2021年の3月にもう供用開始をしています。なので2年程度でできています。下松は3年程度、全体としてかかっています。構内工事と構外の工事が2つありましたので、そのぐらいの日数がかかったので、二、三年でバリアフリーだけをやればできるのかなというところでもあります。柳井市なんですけど、内容はエレベーターつきの跨線橋、これは11人乗りのエレベーターを各ホームに1基ずつで、計3基つけています。ホームが3つあるので3基をつけたというところですね。古い跨線橋を取り壊して、新しい跨線橋を造って、それに3つエレベーターをつけたというところですね。そのエレベーターの設置工事と、点字ブロックというんですかね、の新設を各ホームにやって、ホームの工事を、かさ上げを各ホーム3つやって、さらに列車の接近の装置、音楽の案内装置、案内図、多機能トイレも駅の北口に新設をしました。総工費が5億1,000万円で、補助金はそのうち3分の1ということで、柳井市と国と鉄道事業者ということで、柳井市は約1.6億円出しているということでありました。総事業の内訳は跨線橋架け替えが約3億円で、エレベーターが1億3,000万円、ホームのかさ上げが6,900万円、トイレが1,500万円、その他工事、これは安全対策工事だと思います。駅員さんに聞くと、非常に便利になったということでありました。柳井市の場合は、民間活力の誘導装置とか、光市と比べて当初の計画にあったデッキとか、派手さはないんですが、基本的なものを着実にやっているということでもあります。物価も当時と比較をして、1.5倍から2倍程度、見積もらなければなりませんので、下松を参考にすると、駅構内がエレベーター2基、ホームのかさ上げ等で3.6億円ですので、その1.5倍ということで約5.4億円ぐらいかかるのかなと思います。そのうち、補助金が市の持ち出し分が1億2,000万円から3,000万円。柳井の事例からすると、ここはエレベーター3基でしたから、2基として計算すると約4億6,000万円ぐらい事業費がかかって、それ自体1.5倍ということで7億円程度ぐらいかかるのかなと。補助金は2億5,000万円といったところになるのかなというのが、2つの駅を見て大体かかる金額かなと思います。

そこでお尋ねをいたしますが、大手鉄道事業者のバリアフリー化の工事なんですけど、それは基本的にはパッケージということでもよろしいですかね。要はホームのかさ上げだけとかではなくて、全体としてエレベーター、ホームのかさ上げ、いろんな装置含めた部分をセットなんだという認識でもよろしいでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

駅のバリアフリーはパッケージではないかというご質問でございますが、駅のバリアフリー化の範囲、どこまでどういうふうにするかということについては、まずは鉄道事業者のほうで検討され、決定されるものであろうと認識をしております。

以上でございます。

○森戸委員

2つを視察してみて、基本的にはパッケージなのかなというのが印象としてあります。ちょっと認識を問いたいんですけど、バリアフリー工事だけをやるということであればそんなに時間はかかっていないんですけど、2年とか3年とか、そういう認識でよろしいですかね。

○山本都市政策課長

バリアフリー工事の時間がどれぐらいかかるかということですが、工事自体の工期は、状況によっては違いがあり、数年程度だと思いますが、鉄道事業者のほうの計画であったり、考え方であったり、そういったものも関係することから、一概に着手まで何年というのは申し上げにくいところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

認識を問うただけなので、2つの駅から見ると、そんなに時間はかからないのかなというふうに思います。

先日も高齢者の女性何人かから、ぜひ光駅のホームは、非常にホームのかさ上げを早くやってほしい、エレベーターを早くつけてほしい、いつできるのということで、そういう声が本当に根強いなというのを実感しておりますので、県内でも3,000人以上の駅でやっていないのはここだけと、ここともう一つというところありますので、ぜひ早急にバリアフリーの部分をやっていただきたいということをまず申し上げておきたいと思います。3,000人以上の駅ですので、光駅についてはやるのは間違いないと思いますが、そういう声があるというのを引き続き認識をしていただきたいなと思います。

3,000人以上の駅はいいんですけど、では3,000人未満の駅はどうするのかというところなんですけど、一般質問の中でも、国の補助に関してはその人数に関係なくあるよということでありましたけれども、国が採択するかどうかは不透明だと思いますので、結局どうやったら3,000人未満の駅を大手の鉄道事業者がやる気になってくれるかということがポイントだと思います。そういった観点

でちょっとお尋ねをいたしますが、一つは、まず市の認識なんですけど、一般質問と重なっていただけすみませんが、島田駅に関しては、スロープがないということと、トイレも非常に狭くて、和式で、とても、女性が外から見えますので、トイレをあそこでできるかなというのを考えると非常に厳しい状況にあると思います。ホームの中も同じような状況ですので、エレベーターとかホームのかさ上げとか、雨の中上る跨線橋の屋根とか、岩田もホームのかさ上げと跨線橋の屋根の部分が問題になると思いますので、エレベーターも当然ですけど、都市政策部は、こういった市民生活を送る上での公共機関の最低基準、その辺はどういうふうな認識を持っているのか、まずその辺からお尋ねしてみたいと思います。

#### ○坪根公共交通政策課長

3,000人未満の島田、岩田駅のバリアフリー化に対する本市の考え方については、部長が一般質問において御答弁申し上げましたとおり、1日当たりの平均利用者が国のバリアフリー基準を下回ってはおりますものの、市民の皆様からは、誰もが安全にかつ円滑に移動できる駅が求められていると認識しております。このため、昨年策定した計画では、それぞれの駅におけるバリアフリー化や利便性向上に向けた公共交通事業者の要請に取り組むことを新たにお示しをし、つい先日も県を通じて鉄道事業者に要望したところでございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

分かりました。公共交通計画の中で細かく書かれているという点に関しては、今までより一歩前進を、大きく前進していると思いますけれども、島田とか岩田とか、やる気配が全然見えてこないんですね。そこで何点か提案をしたいんですが、最初の設問に戻ると、どうやったら大手鉄道事業者がやってもらえるかなんですけど、和木町は平成20年の3月に駅が新たにできて、非常にコンパクトな駅なんですけど、事業費は14億円で、企業とか町民の寄附も得て完成をしているということであります。請願駅なのでほぼ全額を市が出していると思われるんですが、国の補助金の採択がなかったとしても市が単独で出してやるという方法も一つの方法ではないかと思うんですが、それについてはいかがですかね。そういうことが可能ですかね。バリアフリー化に関して。

#### ○坪根公共交通政策課長

駅のバリアフリー化につきましては、範囲も含めて、一義的にはまず当該鉄道事業者において検討され、あるいは決定されるものと認識をしております。ただ、一方で、委員御指摘の補助につきましては、鉄道事業者が実施するバリアフリー

化に対する本市の補助の在り方という部分に関係をしてみたいと思いますので、まずは、市の単独補助も含めて、そうした事例があるのかどうかについて調べてみたいと考えます。

以上です。

#### ○森戸委員

先ほど聞いたのは、最低基準だと私は思いますので、これだけ高齢化が進んできて、あの状態で本当にいいのかの認識がまず市にあるかどうかが一番で、それがあればそこをどう解決するかという手法のみだと思いますので、私はぜひそこまでしないと鉄道事業者はやらないんじゃないかと思います。分かりませんが、そのぐらいの覚悟でもって、2つの駅に関してはバリアフリー化をやっていただきたいと思います。

それと一つの提案なんですけど、バリアフリー基本構想というものを策定をしたとしたら、そういった中で位置づけられた駅に関しては補助金が3分の1から2分の1になるというふうな要項なんですけど、国土交通省の要項は、そうすると事業者の持ち出し分が少なくなるわけなんですけれども、バリアフリー基本構想とはどういうものなのかというと、バリアフリー法において市町村は国が定める基本方針に基づいて、単独または共同して市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動円滑化の促進に関する方針、または移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成するよう努めているとされております。これらの方針、構想に基づいて、施設が集積する地区において、一体的なバリアフリー化、面的なバリアフリー化を推進することで、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくことにつながるの、こういう部分を策定するというのが一つのポイントだと思うんですが、令和5年の5月時点では全国で315の自治体が策定をしていて、県内でも周南とか、下関とか、山口が策定をしております。こういった基本構想をつくって、駅に対する補助金を下げていく、鉄道事業者の補助金を下げていく、そういった手法も一つ考えられるわけなんですけど、これは光駅に当たるのか、もう2つの鉄道駅に該当するかどうかは別として、こういった手法も一つ考えられるのではないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうかね。

#### ○山本都市政策課長

バリアフリー基本構想を策定してはどうかというような意味合いかとは思いますが、バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第25条で市町村が作成することができる構想と位置づけられているところでございます。令和2年9月に福

社保健部長が御答弁申し上げたとおり、バリアフリー基本構想の策定については、本市では各事業においてバリアフリーに対する考え方を整理し、法の趣旨を参酌して取組を進めておるところでございます。現時点では、市内3駅に関して、バリアフリー基本構想の策定の予定はございません。

今後につきましては、御提言の趣旨を踏まえ、関係機関や関係所管課と話をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

どうやったら鉄道事業者がやるかという観点でお尋ねをしていますので、ぜひ、先ほど全額を出すという方法もあるでしょうし、こういった方法もあるかと思っておりますので、どういうことが一番いいのかはぜひお考えを頂けたらと思います。

この駅の問題に関しては、今後、財源問題をどうするのかというところが一つポイントだと思います。財源問題で当初の計画の変更をするということでもありますので、3つの駅、光駅、全て合わせてなんですけど、建設に際して特定目的の基金を設置する、もしくはふるさと納税で寄附を募るというような考え方もあるかと思っておりますが、そういった考えについてはいかがでしょうか。所管が違ふとは思いますが、一つの手法だと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○山本都市政策課長

バリアフリーに関して様々な財源をとという御提案でございます。

バリアフリーを実現していくためには、整備の実現性や優先度といった観点が必要になると考えています。このうち実現性という観点になろうかと思っておりますが、財源の確保が重要な要素であることは、委員さんが言われたとおりだと思っております。これにつきましては、国の交付金の活用などはもとより、委員御提言のような新たな取組、あるいは工夫といったことを検討していく必要があるかと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

合併特例債自体は、その枠自体がほかのもう事業に使われていっていますので、財源問題ということで変更を迫っているというような状況でありますから、その財源問題に関してはきっちり考えていただきたいということと、光駅だけではなくて3つの駅のバリアフリー化の問題に関しては、切実な利用される方からの問題でありますので、ぜひ早急な対応をお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○田中委員

先ほど、ごめんなさい、光駅の部分で60億円の合併特例債が使えたときの財源内訳をお聞きして、自分で計算するという考えで今ちょっとやっていたんですけど、お聞きして、国庫が22億円、合併特例債も含んだ地方債が32億円で、一般財源は6億円でお聞きしたと思うんですけど、これ前回3月に聞いたときに22億円、31億円、7億円というお話をお聞きしていたんですが、これ合併特例債が使えたらこの数字が変わるという理解でいいんですか。すみません、ちょっと再確認で。

○山本都市政策課長

3月の市議会での回答だと思いますが、合併特例債が使えない場合ということでお答えしていますが60億円を超える場合、国庫補助金が22億円程度、一般財源が7億円程度、地方債が31億円程度ということでお答えしたとの認識でございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。合併特例債が使えるのであれば32億円になるということで理解しました。

すみません、最後、合併特例債が使えた場合の負担額について、自分で計算してもいいんですけど、もうお聞きできたらと思しますので教えてください。

○山本都市政策課長

すみません。先ほどもお答えしたと思うんですが、合併特例債が使えた場合の負担額ですか。

○田中委員

はい、60億円のときの。

○山本都市政策課長

失礼しました。30億円程度と試算しております。

以上でございます。

すみません。訂正させていただきます。合併特例債が使えない場合、60億円と仮定した場合は30億円程度ということでございます。失礼しました。

○田中委員

だから合併特例債が使えた場合の負担額、60億円のと看で教えていただけたらと思ひます。

○山本都市政策課長

失礼しました。合併特例債が使えた場合の市の実質負担額は22億円程度と試算してあります。

○田中委員

分かりました。ありがとうございます。

○萬谷委員

光駅の件で1件だけ。これからまた鉄道事業者と話していかなきゃいけない中で、南北自由通路の必要性についてどのような御認識をされているか、1点だけお聞きしたいと思ひています。

○山本都市政策課長

南北自由通路でございますが、今現在、鉄道事業者と光駅のバリアフリー化と老朽化する虹ヶ丘跨線橋への対応に対する考え方や方向性などを中心に協議を進めているところでございます。その中で南北自由通路ということも話題になっているところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

北口をよく使う身として、やはり北口の跨線橋というのは、当然、南口側はかなり長い階段がありまして、あそこはもう当然、車椅子の方は通れないし、足の悪い方は通りづらいであろうと思ひます。それから、この南北自由通路だけ、北口から直接ホームへというのは、僕も何度も言っているんですけども、その辺はちょっと御理解いただいて鉄道事業者と話して行ってほしいと思ひています。やっぱり車椅子の方、足の悪い方が一人で電車に乗れるという状況をつくっていただきたいと本当に思ひしておりますので、ちょっといろいろ皆さん言われましたけども、一つだけ私、質問させていただきました。ありがとうございます。

終わります。

○森戸委員

1点お尋ねするのを忘れていたんですけど、光駅は別として、2つの駅の点で、パッケージには大体なっていると思いますけれども、なかなかそれ自体も3,000人以下ができなかったとすれば、かさ上げだけをやるとか、トイレだけをやるとか、金額的にはそうかかかっていませんが、安全対策の面でお金がかかるとは思いますけれども、一部分だけを切り分けてやる、そういうお願いも一つの方法ではないかと思うんですが、そういうお願いの仕方というのはいないんですか。

○坪根公共交通政策課長

先ほども少し申し上げましたが、鉄道駅のバリアフリー化の範囲、どこをどうやるかについては、一義的には当該鉄道事業者において検討され、決定されるものと認識をしております。ただ、バリアフリー化のうち、例えば一部を先行して実施してほしいという地域の声、これを地元自治体が鉄道事業者に伝えること、これは可能だろうと考えております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。もしそうであるならば、そういうことを2つの駅に関してはぜひ言っていたきたいなと思います。ひとまずはそのバリアの部分除去するので、ホームのかさ上げ、一番ひどいところを直すとか、そういう観点でもってやっていただけたらと思います。トイレをやるとか、スロープをつけるとか、ぜひ多角的に検討していただけたらと思います。

○河村委員

今、光駅の話が出ておりますので、私、3年前にそのお話をさせていただいたときに、一番南側のホームは、今、下り線が線路を切っておるんですが、下り線の線路を復活させたら南側のホーム一つだけで上下線通行できると、こういうお話をさせていただいたんですが、できるできんを含めてお話、答弁はされていないです。どういう状況であったか。鉄道事業者と協議をされたのか、されないのかは分かりませんが、どういう状況であったのかというのを教えてください。

○山本都市政策課長

島式ホームについてのご質問でございます。

島式ホームにつきましては、基本計画では、島式ホームについても検討を行っており、これまでもお答えしておりますとおり、物理的・技術的には可能ではございますが、ホームや線路の敷設替えのほか、電車設備、通信設備などの施設に膨大な費用がかかることが判明しております。現行のホーム2面をそのまま



活用するという判断をしているところでございます。

今委員が御質問されたことに関してでございます。現在、改めて鉄道事業者と島式ホームの可能性について話をしたところ、鉄道事業者によりますと、光駅は乗客の乗り降りに使用している上り線と下り線のほか、列車の追い越しや緊急時の使用、保守車両のためなど、線路として合わせて4本の線路を使用しており、今後もこれらの線路を使用し運行するというところでございました。

以上でございます。

○河村委員

上下線1本ずつだというふうにお聞きをしたことがあるんですが、今もって緊急時、追い越しを含めて、そういうのがあるんだという認識になったんですか。

○山本都市政策課長

鉄道事業者と話をする中で、鉄道事業者の見解や認識は、先ほど申したように、4本の線路が必要ということでございます。

以上でございます。

○河村委員

恐らく通常起こり得ない、今の状況の中では、後で取ってつけたような気がせんでもないんですけど、昔であればそういう状況がありましたから、光の場合は今、引込線があったり、貨物線があったりということで線路がたくさんあったわけですが、現実的には下松と同じ線路で済むというふうに思うようになったんですが、一応それはもう正式にJRのほうからそういう答弁が来たということなんですか。

○山本都市政策課長

JRに確認した回答でございます。

○河村委員

分かりました。そんならまたちょっと考え方をえんにやいけんのですが、当初の計画の中で、さっきも南北通路の話があったんですが、車が通れんでじゃったら、南北通路だって今の虹ヶ丘の高さから南口まで同じ高さで持ってくる必要はないわけよね。JRの余った土地を購入するぐらいのことで対応したらもっと安上がりにはできる。言うちよることが分かるかいね。

○山本都市政策課長

駅の北側について短縮するという、そういう見解だろうと思うんですが、「(「そうそう」と呼ぶ者あり) 北側を短縮するためには、盛土とか擁壁といった構築物が必要になろうかと思えます。その上で自由通路の延長を短くするということかとは思いますが、そうすれば当然、擁壁の構築といった工事の部分で割高になろうかと考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

反対に、擁壁とか盛土が要らないやり方としては、できるだけ少なくするような方法で、要は地面は線路敷の地面で十分、北側の話よ、で対応していったら金額的には随分抑えられる。もし線路が2本に絞られるんなら、もっと絞られる遊休地が増えるんですけどね。今回はこれで駄目だ、断念したということじゃから、それ以上言ってもしょうがないかも分かりませんが、安く上げるための方法論をもう少し考えるなら検討の仕方はあったというふうに思います。

もう一つ、島田駅の話で、島田駅も島田川のほうの今土地がJRが持っていたと思うんですが、海岸護岸とかあの辺が結構きれいになったので、JRの用地を購入するちゅうことはできんのですかね。

#### ○坪根公共交通政策課長

島田駅のバリアフリー化に向けた手法の一つとしての御提案であろうかと思えますが、現時点で島田駅のバリアフリー化に関する考えが鉄道事業者のほうで整理をされておられませんことから、現状ではお答えが難しいと考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

現時点で難しいとかみやすいとかちゅうんじゃないなくて、今の線路の西側の用地が結構大きな土地になっていると思うんです。JRの持ち物がね。単に持ちちょってもJRもしょうがないから、購入ができるような気がせんでもない。一回、どの程度の金額になるのかとか、そんなことを聞いてもらうとありがたいんですけどね。もう無人駅ですから、乗降するのに改札をつくるのかつくらんのか分からんけど、そんなことも含めて、改札が2つあってもいいのか、そんなことをいろいろ思ったりしたんで、可能性について検討していただけたらと思います。

バスケットのゴールはここじゃったんかいね。そうやね。バスケットのゴールを大和の運動公園にという話があったんですが、もう一つは市内にと、こういう話だったんですが、具体的にどのような形で設置をされるのか。ゴールの設置の

方法ですよ。スポーツ交流村にバスケットのゴールを開設から10年ぐらい置いておったんですが、最終的には利用者が少なかったので撤去した。脚をつけると、脚ちゅうのは地面の中に埋めてしまうと、もうずっとそのまま未来永劫とこういう形になるんで、移動式のバスケットゴールというのが可能なかどうか、そのあたりについての要は利用者がなくなったときの検討。今、各中学校で外のグラウンドにゴールがあるんですよ。4つ皆持ちよる。だけど利用者はおりませんよ。ほとんどのところが皆、根が生えたゴールだから、移動しようもないんだけど、そのあたりの検討も含めてどうだったかというのを考えていたかどうか。教えてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山本都市政策課技術担当課長

屋外バスケットゴールの設置について御質問いただきました。

昨年度、大和中学校で実施した「市長と気軽にミーティング」で、中学生からバスケットゴールの設置の提言を頂き、それを具現化するため、大和総合運動公園にバスケットゴールを新設し、中学生はもとより、子供たちや市民の皆様が気軽に集うことができる場所づくりを行うものでございます。

大和中学校の生徒からの提言のため、大和地区に1か所設置することとし、中学生だけでなく、広く市民の皆様が気軽に集い、利用できる場所として大和総合運動公園に設置する予定としております。

もう一か所につきましては、旧光市の市街地の公園で、中学生が気軽に行くことができる、利用しやすい場所を選定しようと考えております。現在、選定中でございます。

移動式のバスケットゴールのお話がありましたが、移動式のバスケットゴールでは、風の強い日は倒れないようにしないといけないなど維持管理が必要となりますので、維持管理及び安全性、そして耐久性の観点から固定式を予定しております。

以上でございます。

○河村委員

中学校にバスケットのゴールが外にある話をしたと思うんですけど、ところによって実はサッカーのゴールみたいにくいを打ったバスケットのゴールもあるのよね。中学校のゴールよ。だから風が強いから倒れるとかそんなことではないので、もう少し研究をしていただいたほうがいいかなと。

大和の公園については、例えばボールが外へ飛んでいっても、敷地内であれば

通常外へ出ることはありませんから、それはまあいいかと思うんですけど、それ以外のところで例えば町場近くだということになると、ボールが外へどこまで飛んでいくかという問題とか安全性を考えたら、結構、設置場所は難しいんですよ。交流村の話もしましたが、交流村の状況をちょっと一回調べていただいて、どういう形式がいいのかというのは、再度、吟味をしていただいたらと思います。

それから、さっき建設のところでも雨水排水の話をしたんですけど、雨水排水の補助事業は下水だったよね。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

委員おっしゃられることについては、以前に事業メニューを用いて下水が行ったこともございますし、道路部局でその後行ったこともあります。

以上です。

○河村委員

そういう類いじゃなくて、恐らく下水道で事業を実施するときにはやったという記憶があるんですが、虹ヶ浜の雨水排水の対策で、下水道のほうでそういった事業化についての検討をされることはありませんか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

恐らく委員がおっしゃられる排水路については、その昔、都市下水路と位置付けておりました7つの排水路がございます。これは現在、下水道計画区域の中に入れておまして、一体的に都市下水路を含めた公共下水道事業の計画について、汚水処理事業と合わせて下水道課において計画他、諸手続を行っております。事業をとるときには、基本的には雨水排水対策事業として、道路部局で行ってきております関係もありますし、だからといって道路部局のみで絶対行うという事業でもないのかなとも考えます。この辺りは、国等の補助事業を活用しながら関係部署と協議をしながら進めていければと考えております。

○河村委員

都市政策でやることもあるわけ。

○山本都市政策課長

下水道に関する御質問でございます。

下水道は、都市計画として定めてはおりますが、事業をどこが実施するかということは、また所管課の問題になろうかと考えております。

以上でございます。

○河村委員

どこがやってもいいんですよ。改善されたらそれでいいわけだから。

○山本都市政策課長

下水道事業を都市政策課のほうで行う、実施するのかという御質問だと思うんですけど、現時点では都市政策課のほうで事業を実施する予定はございません。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。要は現状で地域あるいは市全体が困っている雨水排水をどうするかという問題。市を挙げてその対策を検討していただきたい。それぞれの恐らく所管のメニューというのがあると思いますので、そういった対策についてもぜひお願いをしておきます。

終わります。

○大田委員

まず、以前もお聞きしたんですが、島田駅のバス回転場のところにコンクリートの構造物があると、それを撤去してもらえないかというお願いしたんですが、その後どのようなようになったかをお聞きします。

○坪根公共交通政策課長

コンクリートの構造物につきましては、既に撤去された照明の土台部分が残っており、島田駅構内の駐車場に隣接する形で残っており、西日本旅客鉄道株式会社の所有物でございます。昨年、委員御指摘の内容について、島田駅を管理する徳山管理駅にお伝えはしたものの、対応については現時点では未定という回答を頂いております。

以上でございます。

○大田委員

それは鉄道管理、俗に言うJRの持ち物だから、JRにのけてもらうのが当たり前なのでしょうが、市民のためを思ったら、私は市が一日でも早く撤去して、市民の交通のバスの回転場でもあるし、すごくあれになると思うんですが、もう絶対、JRの人にのけてもらわんにやいけんわけですか。

○坪根公共交通政策課長

民間事業者である西日本旅客鉄道株式会社の所有物の活用、あるいは処分等につきましては、所有者である西日本旅客鉄道株式会社に対応方針を決定していただくべきものと考えており、市が処分、あるいは取扱いを決めることは困難であろうと考えます。

以上でございます。

○大田委員

だからJRのほうにこれはやってもらえませんかとお願ひしても、そのまま、ええよ、ほっちょくよというような感じに今なっちょると思うんですよ。だからせっかくバスの回転場ですごい邪魔言うたら邪魔なんで、そしたらうちがのけますよ、鉄道の管理者の方にそれでよろしいですねちゅうお尋ねをしたことはありますか、そうなる。

○坪根公共交通政策課長

市のほうでどけていいかというようなお話はしておりません。

以上でございます。

○大田委員

したことがないと。だから市のほうでのけるつもりはない、JRのほうにJRの物じゃからのけてくれという市の方針なんですね。

○坪根公共交通政策課長

所有者が所有物をどうするかということについては、委員の御意見をお伝えすることはできますが、最終的には所有者において「置くべきなのか」、あるいは「処分すべきなのか」などの御判断をするべきものと認識をしております。

以上でございます。

○大田委員

市はそういう考えということで、また後でこのことに関してお聞きしますが、公園の草刈り、公園いっぱいあると思うんですが、あんまり進んでいないように思うんですが、公園の草刈りはどのような、年どのぐらいの草刈りをされるんですか。

○山本都市政策課技術担当課長

公園の草刈りについてですが、本市には数多くの公園がございます。指定管理

者を導入していない都市公園などについては、本市が管理者として直接、または業者へ委託により、基本的には年に2回の草刈り等の維持作業を行っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

要するに、都市公園みたいな大きな公園ではなくて、児童公園みたいに住宅のすぐそばにあって、そこで児童が遊ぶというような児童公園といいますかね、そういうところも年に二遍の草刈りじゃったら、草が生えて遊ぼうにも遊べないんですよね。児童公園とかいうのは、その周りの子が行って遊んで、初めて活用できるわけですよ。草が生えて、極端な言い方をしたら、その草の中にハミがおるかも分からん。それでかまれて死ぬかも分からん。極端な例よ。そんなことはないじゃろうと思うんですが、要するに常に草刈りはしちよって子供たちが安全に遊べるような場所を維持提供するのが、私は管理者である市の務めじゃろうと思うんですよ。そこには遊動円木やら、ブランコやら、滑り台やらがあって、そこで子供たちが安全に遊ぶと。そういう姿が健全な姿じゃろうと思うんですが、年に2回の草刈りじゃったら、当然草が生えちよるわけですよ。遊ぼうにも遊べんわけですよ。そのところをどういうふうに考えておられるか教えてください。

○山本都市政策課技術担当課長

先ほど年に2回程度と言いましたのは、都市公園等の公園のことで、児童遊園地については、地元自治会や利用者の皆さんに草刈りなどの維持作業をお願いしているところでございます。

○大田委員

地元自治会をお願いしちよるん。

○山本都市政策課技術担当課長

児童遊園地については、地元自治会や利用者の皆さんにお願いしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

あ、そうなの。管理者である市がやるんじゃなくて、地元自治会に、草、おまえ刈れよと言っているわけだな。だから地元自治会が何回刈るかは分からんか

ら、草が生えちよつても管理者である市はどうでもいいというふうにとっているわけだな。

○山本都市政策課技術担当課長

本市にも数多くの公園がございます。限られた職員、財源の中で草刈りを全て光市がやるというのは非常に難しいところでございます。

今後につきましても、高齢化などにより維持管理が難しいもの、または少子化によって利用者がほとんどいないという声も聴いておりますので、公園の管理については検討したいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

全てそういうものの考え方を今後も光市はしているというふうな理解になります。分かりました。

拠点整備についてお聞きします。

私は、過去があつて現在があつて未来があると思っておりますから、過去のことから聞きますが、まずその前に、一般質問でも言われよつた大型重機の使用についてというふうなお言葉が出ました。どのような重機を使われるつもりかお教えください。

○山本都市政策課長

光駅拠点整備の関係で、大型重機、どのようなものを使うかという御質問でございます。

あくまで現時点の想定ではございますが、450トンぶりの大型クレーンを想定しております。

以上でございます。

○大田委員

450トンといわれると随分大きい。これは日本にもう数えるほどしかないと思うんですが、まずその手配からせんにゃいけんと思うんですが、どこら辺にある想定なんですか。

○山本都市政策課長

450トンクレーンがどこにあらうかという想定でございますが、現在の基本設計の中ではどこにあるとかという調査はしておりません。一般的な話で申しますと、近畿や九州地方には保有する会社があるかというふうには認識しており



ます。

以上でございます。

○大田委員

最初の基本計画のときには、これだけの重機を全然計算に入れていなかったわけですよね。それとも入れておられたんですか、基本計画のときには。

○山本都市政策課長

繰り返しの回答にはなりますが、基本計画は類似事例を参考に試算したおよその目安でありますことから、具体的な重機等の検討といったものはしておりません。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうなずさんな計画であったと。450トンの重機を使うというんだつたら、これ、解体して使わんにゃいけないのですよ。解体して運搬せんにゃいけないのです。また持って帰るのも解体して運搬。道路を使用するにも、本当に相当時間がかかって、道路使用も下手したら橋が渡れんとかいうところもあるかも分かりませんが、そんな重い重機、どこから運んでくるかも想定していないという。極端に言ったら、1,000万円、2,000万円、すぐかかるんですよ。そこでまた誤差ちゅうのがすぐ出てくるんですよ。そんなずさんな思いで62億円。これからすぐ63億円になる可能性はすぐあるんですよ、そうすると。450トンのこんな大きな重機だったら、どこにあるかというのをすぐ探して、何ぼぐらい運搬にかかるか、また返却に何ぼぐらいかかるかというような計算はすぐしなくちゃ、金額ちゅうのはどんどん跳ね上がるわけですよ。1日のこの重機のリース料で計算しちよってんじやろうと思うんですが、これもそれはすごい1日何十万円から何百万円までいかんかも分からんが、そのぐらいかかるわけですよ。それ、すぐ上がるんです。それに伴って、虹ヶ丘跨線橋ですかね、今現在ある、それと構内にある跨線橋、あれの解体も当然、虹ヶ丘跨線橋も大きな重機でやると思うんですが、そのところはどのような考えでおられたんですか。

○山本都市政策課長

まず1点目、ずさんな計画ではなかったかという御指摘を頂いたわけですが、個別の詳細なものはありませんが、概算、概略設計として、こちらまで搬入が可能であるとか、現地への設置が可能、そういうことも当然検討して、可能ということで重機を選んでいきます。

そして、虹ヶ丘跨線橋についてでございますが、南北自由通路の設置や虹ヶ丘のこの跨線橋の撤去などに大型の重機の使用を想定しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

いやいや、想定じゃなくて、どのような重機を使ってどのぐらいかかるか、計算は当然されているでしょう。

○山本都市政策課長

当然検討はしておりますが、現時点では、基本設計の検証という作業を進めております。この検証の過程でありますので、詳細の部分については、お答えは差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○大田委員

3月25日でもう2か月たつんですよ。それをいまだに検証できていないの。

○山本都市政策課長

概算事業費の増額については、様々な要因が重なり合っております。これらを詳細に検証するには、一定の時間を頂きたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

3月25日に出て、その前にもう60億円以上かかると。その前に合併特例債は使えないという計算まで、12月のときにはもう合併特例債が使えないという答弁まで出ちよる。それからいけばもう半年以上たつ。3月の当初の発表でも、3月の初めに言って3か月たつ。それをいまだに検証できていない。当然、検証できちよるはずでしょう。だから跨線橋のクレーンなんかは、どのぐらいかかって、どのぐらいの日数がかかって、どのぐらいのトン数のクレーンで、どういうところへ廃材を持っていくとか、当然調べ上げちよるはずです。それを今、検証中ちゅうのはちょっとおかしいんじゃないですか。だから、先ほども極端な言い方しでずさんな設計、基本計画と言わざるを得んわけですよ。

○松並都市政策部長

これまでも申し上げておりますように、基本計画の策定時には類似事例を

参考に試算したおおよその目安として概算事業費を算出いたしました。その後の基本設計においてクレーンの規格などが判明しました。先ほど来、課長が説明しておりますように、基本計画の過程ではクレーンのサイズとか、そういった検討をするものではございません。

○大田委員

要するにここに鉄道施設を含む南北通路が20億円から25億円、南口広場が8億円から12億円、北口駅前広場が2億円から3億円、基本計画ではそれぐらい出された。それは相手があることなので、30億円から40億円、それは分かります。そのぐらいの普通じゃったら30億円なら30億円と言われるでしょうが、いろんな相手のあることじゃし、今からいろいろあるから30億円から40億円という幅があるのは分かります、それは。それでその後に60億円超と出たと。その中で大型重機が要ると何か言われても、それで跨線橋を解体するのも大型重機が要る。そんなの当然、初めから基本計画は大ざっぱな計画だ、それに逃げるんじゃないで、しっかりとした積み上げでやっているはずですよ。それを概算、施設に合わせてやったりとか、記載はされていますが、ちゃんとした基本計画ちゅうのはほとんどがあまり変わらないんですよ。それをするためにしっかりと2年か3年かけて基本計画ちゅうのは練っているわけですよ。違いますか。半年かそこらで基本計画ちゅうのは練ったんですか。違うでしょう。2年か3年か4年ぐらいかけてやったんでしょう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○笹井委員

光駅について、すみません、二、三お尋ねをいたします。

構内跨線橋と南北自由通路の設置年、何年にできたのか、本会議場でも何回か聞いたかもしれませんが、改めてお尋ねいたします。

○山本都市政策課長

跨線橋の設置年でございますが、虹ヶ丘跨線橋が昭和42年の設置、駅構内の乗換え跨線橋が昭和22年の設置でございます。

以上でございます。

○笹井委員

これもまた私が前に尋ねて、2つの橋の間にエレベーター棟を建てて、それで橋架けをしたらいいんじゃないかと、安く上がるんじゃないかということを開

きました。そのときの回答で物理的には不可能ではないという回答があったと思いますが、これはきちんとJRのほうとかと確認されてそういう回答をつくれたということでございましょうか。

○山本都市政策課長

まず、乗換え跨線橋でございますが、これは鉄道事業者が所有しているものでございます。この乗換え跨線橋は、先ほども申しましたように、70年以上経過し、老朽化が激しく、費用や改修に多額の費用が必要になることから、乗換え跨線橋を活用することは得策ではないということを鉄道事業者のほうからも確認しておるところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

得策であるかどうかと物理的に可能か不可能かということは切り分けて確認したいんですけども、物理的にはJRのほうは当然、技術的見地があると思えますけれども可能であるということで、あとはコストパフォーマンス的なもので得策ではないということなんでしょうか。

○山本都市政策課長

やはり老朽化が激しいので、改修費用や補修費用、この辺に多額の費用がかかるというところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

私の調べでは昭和30年代に造った跨線橋は、エレベーターをつけた例、静岡の三河三谷駅とかありますので、私は可能ではないかと思っておりますが、本市が造っておる南北自由通路、これも一度、耐震改修をたしか七、八年前に補強したと思っておりますが、これについてはどうなんでしょうか。耐震改修だから相当もつと思うんですけども、今後の活用の状況はどんな感じでしょうか。

○山本都市政策課長

虹ヶ丘跨線橋でございますが、この跨線橋そのものは、現在の耐震基準を満たしていないと考えております。前回の補修もその時点で必要最小限の補修であって、決して耐震補強ではないという認識でございます。

以上でございます。

○笹井委員

先ほどの答弁で今後いろいろ今の計画を変更されて考えられてまた再度上程されるということで、そちらを待ちたいとは思いますが、ただ、その中でどこをやるのか、やらないか、どういう優先順位でやるのかという議論は今日はあったというふうに思っております。今までの計画は、南北自由通路の建て替えと駅舎の小さい建て替え、それから北口と南口のロータリーの整備というのが、まとめて言うところということになると思いますが、それが結局60億円に膨らんでしまっているということで、やはりコンパクトなものにするかなど。私どもが視察で見ただけでは奈良県宇治市の新田駅というところは、もう使えるものは何でも使うということで、今ある跨線橋にエレベーターをひっつけたと。また、木造駅舎をそのまま生かしてIC改札とスロープをつけたということで、さらにメイン口と反対側のこっちに新しい出口をつくったということで随分費用的には節約したと。その課長さんは使えるものは何でも使うと、そうしないと事業費が安く収まらないということをおっしゃって、視察の報告書なんかアップしております。そういう今後見直しに当たってはそんな知見をぜひ検討して、また新しい計画をつくられることを期待いたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

光駅のプラットホームの喫緊の課題でと言われて、同僚議員も岩田駅、島田駅のプラットホームのバリアフリー化というふうにお願ひしたときに、答弁としてはJRさんがやらないからちょっと無理なような答弁じゃったんですが、私としてはJRさんがやらなくても市民のために、市民の安心安全のために光市が独自でもバリアフリー化、ぜひともやるのが光市の政策の一つの要になると思うんですが、いかにお考えかをお聞きしたいと思うんですが。

○松並都市政策部長

一般質問でも申し上げましたように、光駅、島田駅、岩田駅、本市の3つの鉄道駅において、鉄道事業者に対しまして円滑に移動できるようバリアフリー化について要望をしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

だからJRのほうにお願いしてやるちゅうのはそれが一番ベストな方法じゃろうと思うんですが、JRのほうが先ほどのコンクリートの塊と同じなんです

よ。島田駅前のコンクリート塊をJRがやらんから光市はやらんというようなそれと同じで、プラットホームをバリアフリー化するのにJRがやらんからバリアフリー化しませんよというような感じでニュアンスで受け取るんですよ。そうじゃなくて、どうしても市民の皆さんに安心安全をするために、せめてのプラットホームのバリアフリー化はしますよというような心意気で市民の皆さんに見せたらいいんじゃないかと私は思っちょるんですよ。あれだけ30cmも段差があるのに、お年寄りの方やら小さい子供さんらがぼんと下りて、けがでもしたらそれこそ一大事です。そういうふうに私は思う。だから光市が、JRさんがやらんと言ったら光市がやりますよ。4両分でやればいいわけですからね。今のように長いプラットホーム全部バリアフリー化するんじゃないくて4両分ほど、今JRさんちゅうのはここに止まれといたらびしっと止まってくれてじゃから、その分やればそんなに価格も上がらないと思うんですが、ぜひともお願いしたいと思うんですが、いかがですかね。

○松並都市政策部長

御提言として拝聴いたします。